

平成25年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月7日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○町長の施政方針	9
○町政に対する一般質問	14
5番 関口雅敬君	14
2番 村田徹也君	23
1番 岩田務君	33
3番 板谷定美君	37
6番 大島瑠美子君	39
9番 新井利朗君	42
○町長提出議案の報告及び一括上程	48
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	49
・議案第1号 長瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	50
・議案第2号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第3号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	53
・議案第4号 長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第5号 長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	57

・議案第6号 長瀨町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第7号 長瀨町営住宅条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第8号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第9号 障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第10号 長瀨町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第13号 長瀨町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第14号 平成24年度長瀨町一般会計補正予算（第5号）	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	80
・議案第15号 平成24年度長瀨町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	82
・議案第16号 平成24年度長瀨町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
○延会について	83
○次会日程の報告	83
○延 会	83



3月8日（金）

○開 議	87
○議案等の説明のため出席した者の紹介	87
○議事日程の報告	87
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	87
・議案第17号 平成25年度長瀨町一般会計予算	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	127
・議案第18号 平成25年度長瀨町国民健康保険特別会計予算	

○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	130
・議案第19号 平成25年度長瀨町介護保険特別会計予算	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	133
・議案第20号 平成25年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	135
・議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	136
・議案第22号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加 及び同組合の規約変更について	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	137
・議案第23号 長瀨町道路線の認定について	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	138
・議案第24号 長瀨町道路線の変更について	
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
・発議案第1号 長瀨町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
・発議案第2号 長瀨町議会会議規則の一部を改正する規則	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	141
○閉会について	141
○町長挨拶	141
○閉 会	142

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第6号

平成25年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年3月1日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成25年3月7日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

平成25年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成25年3月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
 - 5番 関 口 雅 敬 君
 - 2番 村 田 徹 也 君
 - 1番 岩 田 務 君
 - 3番 板 谷 定 美 君
 - 6番 大 島 瑠美子 君
 - 9番 新 井 利 朗 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君	
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林	実	書記	野	原	徹
------	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第1回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大澤タキ江君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤タキ江君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（大澤タキ江君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年11月から平成25年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月20日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会役員会」が開催され、副議長新井利朗君ともども出席いたしました。

12月21日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会の「正副会長会議」が開催され、出席いたしました。

1月7日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長新井利朗君、広域市町村圏組合議会議員齊藤實君ともども出席いたしました。

1月15日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月17日に、秩父市の農園ホテルで「J A ちちぶ新年祝賀会」が開催され、出席いたしました。

1月22日に、秩父地域議長会の「正副議長及び事務局長合同研修」が開催され、北本市のグリコピア・イーストと行田市にある県営行田浄水場を副議長新井利朗君、事務局長ともども視察いたしました。

1月25日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会の「役員会」が開催され、出席いたしま

した。

2月15日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長の「正副議長及び事務局長合同研修会」が開催され、事務局長ともども出席いたしました。

2月18日に、埼玉教育会館で埼玉県町村議会議長の「正副会長会議」が開催され、出席いたしました。

3月1日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長の「平成24年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第1回長瀨町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は、全国的に平均気温が低く、北日本は記録的な大雪になったところがありました。このような気象状況で、冬の観光の目玉の一つであります宝登山のロウバイ園、梅百花園も見ごろや開花がややおこなれているようでございます。一方で、桜の開花予想は例年どおりのようでありますので、これから日一日と暖かい日が多くなり、本格的な観光シーズンを迎えることと存じます。

さて、昨年12月の衆議院議員総選挙で自民党が政権奪還を果たし、安倍首相は「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略」の3つを基本方針とした「アベノミクス」により、経済対策を最優先で取り組む意向を示しており、景気回復が期待されるところでございます。

当町におきましては、景気の動向が気になるところでありますが、町民が安心・安全に暮らしていけるまちづくりを進めることが重要と考え、日々努めているところであります。なお、町政の基本方針は施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

ここで、12月定例会以降における主な事項について申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。昨年11月に皆野町金沢地区内で発生いたしました盛り土の崩落事故につきましては、埼玉県が開発業者に対し、復旧工事計画書の作成と復旧工事の実施を指導し、その対策に取り組んでいるところであります。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。埼玉県主催の「埼玉クイズ王決定戦」の予選会が、宝登山神社で行われ、大変寒い中、75組、約230名の方が挑戦をいたしました。

3月3日に、恒例となりました秩父路に春を告げる「長瀨火祭り」が宝登山山ろくで盛大に行われ、大勢の見物客でにぎわいました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。1月13日に成人式が行われ、新たに87名が成人の仲間入りをなされました。議員の皆様には、ご出席をいただき、ともに成人の門出を祝っていただき、まことに

ありがとうございました。

3月9日に、「長瀨町スポーツ賞授与式」が行われます。今回は、佐渡国際トライアスロン大会で優勝いたしました本野上在住の飯島幸昌、佳美さん親子を初め今年度活躍された個人、団体が表彰を受ける予定でございます。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて24議案でございます。条例案のうち6議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次、第2次一括法の施行等に伴う条例の制定並びに改正についての議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますのでご了承いただきたいと存じます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議をいただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤タキ江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 齊藤 実 君

8番 野原 武夫 君

9番 新井 利朗 君

以上の3名をご指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの5日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの5日間とすることに決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、町長の施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 平成25年度の当初予算案を上程するに先立ちまして、町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策の概要をご説明申し上げます。

昨年暮れの政変により政権が変わり、経済の再生を喫緊かつ最大の課題として掲げた内閣が誕生しました。この内閣の誕生以来、長く続いていた円高と株安の動きも回復の兆しを見せています。しかしながら、個人消費や雇用といった経済指標は、いまだ横ばいの推移を見せております。このことから、経済の持ち直しを我々が実感するのは、これからまだ先になると考えられます。

我が町の財政状況は、平成23年度決算における実質公債費比率と将来負担比率が前年度より低下をいたしました。しかしいまだ県内でも下位にランクされていることから、依然として厳しい状況にあると言えます。この状況は、景気が回復傾向にあったとしても、自主財源の柱であります町税収入や地方交付税の大幅な増加が見込めないことから、当分の間は続くものと予想されます。

したがって、平成25年度予算は、限られた財源を効率的かつ効果的に執行できますように、苦慮を重ねて編成をいたしました。この予算案には、総合振興計画に基づいた種々の施策に関する予算を計上しておりますが、若者の定住を促進する事業に力を入れて取り組みたいと考え、特に予算配分を考慮しました。少子高齢社会と言われて久しいわけですが、これからのまちづくりを進める原動力として、若い力は欠くことのできないものだと考える私の強い思いによるものであります。

それでは、平成25年度における主要な施策をご説明いたします。

初めに、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」についてご説明いたします。

「交通体系の整備」では、町道の改良、舗装の修繕、側溝の敷設などは、生活基盤整備の重要な役割を担うことから、積極的に事業を進めます。

「交通安全対策と防災対策の推進」では、町民皆様の交通安全意識の高まりや関係団体の啓発活動のご努力などから、最近の交通事故発生件数は低い水準で推移をしておりますが、交通事故の撲滅を目指して、各種交通安全推進団体と連携して交通安全の啓発活動を引き続き行います。

また、通行危険箇所や交通事故の発生が懸念される箇所にガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど、交通安全施設の整備に努めます。

さらに、町民一人一人の防犯意識の高揚や自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、警察や関係団体との連携により地域防犯機能を強化し、地域の自主防災・防犯組織や交通指導員、各種ボランティア団体などによる防犯パトロール活動を行い、町民の皆様が安心して暮らすことのできる住みよい地域社会の実現を目指します。

「住環境の整備」では、町営住宅の適正な維持管理と塚越団地の長寿命化を図る改修工事を行います。

また、地震による木造住宅の倒壊被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、耐震診断を行っ

た方に、要した費用の一部を助成する制度を設けます。

さらに、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、住宅を取得する若者夫婦世帯に対して、購入費用の一部を助成する制度を設けるほか、旧雇用促進住宅「野上宿舎」の利用を進めます。

「自然環境の保全、景観形成」では、全域が県立長瀨玉淀自然公園に指定されている当町の恵まれた自然と美しい景観の保全に努めるとともに、町民参加による花いっぱい運動を展開し、地域景観を花と緑で美しく保ち、年間を通して花を楽しめる、美しいまちづくりを推進します。

また、地球温暖化の要因の一つである温室効果ガスの排出を抑制するため、住宅用太陽光発電システムと高効率給湯器の設置世帯に対し購入助成をするなど、町民の自主的な取り組みを積極的に支援いたします。

「危機管理対策の推進」では、当町は自然環境に恵まれている一方で、河川の護岸侵食や山間地の斜面崩壊などもあることから、予防のための護岸整備を行うとともに、埼玉県が井戸地区で進めている急傾斜地崩落対策事業に協力いたします。

また、防災行政無線や消防自動車などの防災上重要な設備の維持管理と資機材の充実に努め、地域防災の中核として活動する消防団の活性化に取り組みます。平成25年度は、埼玉県消防協会秩父支部の消防操法大会が開催されますので、この大会への出場機会を通して、消防団員の操法技術の向上と士気の高揚を図ります。

さらに、台風や地震などの自然災害に備え、非常食などを備蓄するとともに、防災訓練や防災備品を整備する自主防災組織に対して補助を行い、町民皆様の防災意識の啓発と地域防災体制の強化に努めます。

「環境衛生の推進」では、行政区の協力を得ながら春と秋に行う「ごみゼロ運動」により、地域美化清掃運動を引き続き実施するとともに、不法投棄パトロールを行います。

また、生ごみ処理機の購入補助を初め、アルミ缶や廃油などの有価物回収に奨励金を付与するなどして、排出量の抑制と資源化を図ります。

さらに、清潔で快適な生活環境の実現と美しい水環境の保全を目的に、平成25年度から下水道整備区域外の地域で、個人設置型から市町村整備型へ浄化槽の切りかえを促進する皆野・長瀨上下水道組合を支援いたします。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」についてご説明いたします。

「社会福祉の充実」では、当町の高齢化率は31%となり、高齢化の進展により町民の約3人に1人が高齢者となりました。これに伴い、運動機能の低下や認知症を患い、日常生活を送るのに支障を来している高齢者がふえております。このため、地域包括支援センターの充実に努め、高齢者や介護家族から相談を受けたり、介護に必要な情報を提供したりするとともに、介護保険サービスの充実、医療機関との連携や公的サービス以外の社会資源の活用などを含む地域包括ケアを推進し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう努めます。

平成25年度から「障害者総合支援法」が施行されますが、障害者と障害児が基本的人権を享有する個人としてふさわしい生活を地域の中で営むことができるよう、障害者が必要とする福祉サービスに係る給付や地域生活などの支援を総合的に行います。

さらに、高齢者と障害者がそれぞれの特性を生かしながら地域の中で生活するための場として、高齢者と障害者の複合型の共生施設を整備し、障害者の就労支援や日常活動、高齢者の介護予防や交流を促進します。

また、当町は就学前の子供が激減しておりまして、少子化対策が最も重要な課題であることから、「次世代育成支援行動計画」に基づき、全庁を挙げて子育てを総合的に支援します。

まず、保育の充実ですが、子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するため、昨年度に引き続き保育料を据え置きます。

次に、放課後児童クラブについてですが、公設公営のクラブ2カ所の運営と、民設民営のクラブ1カ所に対し助成をし、保護者が安心して働くことのできる子育て環境の整備を図ります。

また、子育て中の保護者が孤立することのないよう、子育て支援センターの機能を拡充させ、子育て総合窓口の設置や子育て相談、子育て訪問事業を実施します。

さらに、次代を担う子供の健全育成を図るため、中学校卒業前までのお子さんを養育する保護者に対して児童手当を支給いたします。

また、社会的にも深刻化している児童虐待の問題に対しては、「要保護児童対策地域協議会」を設け、関係機関と連携して児童虐待防止推進事業を実施し、相談員を配置して気軽に相談できるよう体制を整えます。

さらに、平成25年4月診療分から、こども医療、ひとり親家庭等医療、そして重度心身障害者医療の福祉3医療制度の秩父郡市内における医療機関等での窓口払いを廃止し、支払い手続の簡素化を図ります。

「健やかな健康づくり」では、町民の健康の保持増進を図るため、各種健康診断や予防接種、乳幼児の定期健診、母子保健事業等を実施します。特に、少子化対策の一環として、不妊治療に要した費用の一部を補助する制度を新たに設けます。

また、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の費用に対しては、引き続き全額補助いたします。75歳以上の高齢者を対象とした高齢者肺炎球菌の予防接種、65歳以上の高齢者と中学3年生を対象としたインフルエンザ予防接種、それぞれの接種費用に対しても、引き続き助成いたします。

さらに、40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドックを受ける経費に対して引き続き助成いたします。

また、高齢者が地域の中で健康で心豊かな生活を送ることができるよう、介護認定で非該当となった方や虚弱な高齢者を対象に、筋力アップや口腔・栄養改善などのメニューを取り入れた身体の機能維持や向上を目指す2次予防事業を実施いたします。

さらに、地区公民館などを会場として高齢者を対象とした元気モリモリ体操やヨガ教室などの各種運動教室と脳や心の健康維持を目的とする脳トレ塾を開催いたします。

「地域保健福祉の充実」では、少子高齢化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者や生活困難な家庭に対する福祉ニーズが増大し、多様化してきていることから、民生委員を初めとする地域での見守りやつながりを支援していくとともに、社会福祉協議会との連携を図りながら地域保健福祉活動を一層推進します。

また、高齢者が就業を通じて、生きがいを持ち、健康で心にゆとりのある生活が送れますよう、シルバー人材センターを引き続き支援します。

「保険制度の適正な運営」では、介護給付の適正化を図り、不適切な給付の削減に努め、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付と保険料を抑制し、持続可能な保険運営に努めます。

次に、「活力ある産業を育てるまちづくり」についてご説明申し上げます。

「農林業の振興」では、観光地長瀨の特色を生かした農業を推進するため、特産品開発に対する補助制

度を新設するとともに、後継者の育成と遊休農地の解消に引き続き取り組みます。

また、近年多発しております有害鳥獣による農産物の被害を最小限に抑えるため、防護施設設置の奨励や有害鳥獣の捕獲を実施いたします。

林業においては、県の補助事業である「里山・平地林再生事業」を活用し、森林の持つ公益的機能を回復させるとともに、総合的な利用の推進を図りながら、適切な林道管理を行います。

宝登山「四季の丘」では、9つの団体・企業の協力を得て、広葉樹の植栽や下草刈りをボランティア活動として実施していただきました。今後も各団体に作業を実施していただく予定でございます。

「商・工業の振興」では、町内産業の活性化を図るため、商工業者の経営の安定化や育成指導などに当たっている商工会を支援いたします。

さらに、厳しい経済状況下における中小企業の経営の安定化を図るため、商工業者が商工業施設の整備拡充、経営改善、その他経営に必要な資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、町が利子補給を行い、商工業の健全な発展を推進いたします。

また、町民の住宅環境改善を促進し、町内建設業者の仕事を確保して一定の経済効果を得ることを目的とする「住宅リフォーム等資金助成制度」を新設いたします。

「消費者の保護」では、消費生活センターなど関係機関と連携し、消費者生活相談などの業務の充実を図るとともに消費者団体の育成支援に努めます。

「魅力ある観光地づくりの展開」では、国や県の助成制度を積極的に活用し、観光資源の開発や新たな観光商品を発売してイメージブランドを確立し、埼玉県を代表する観光地としてさらなる魅力アップを図ります。

また、観光協会を引き続き支援するとともに、連携を一層密にし、きめ細かい情報発信や観光宣伝イベントを通じて、外国人を含めた観光客の誘客を図ります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」についてご説明申し上げます。

「ふれあいと個性を伸ばす学校づくり」では、豊かな創造力を発揮する子供たちの育成、安全・安心な教育環境の整備、信頼づくりと学校・家庭・地域の連携協力を基本に、各種事業に取り組みます。また、授業時数の確保のため、学期に1回程度の土曜授業を引き続き実施し、学力向上に努めます。

教育費の財政的支援では、保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園への就園奨励費の助成を引き続き行うとともに、就学児童・生徒を持つ経済的に恵まれない家庭に対しても資金援助を行います。また、「入学祝金」、「学校給食費」、「中学生の電車通学費」に対する3つの財政的支援も、子育て支援策として継続して行います。

また、不登校児童・生徒や児童虐待、問題を抱える子供たちへのきめ細かな人的支援策として、中学校へ「さわやか相談員」を配置するとともに、普通学級に在籍し、発達障害を持つ児童・生徒の個別指導に当たる「特別支援教育学校支援員」を小中学校に配置します。

児童の安全・安心対策では、町民ボランティアによります学校パトロールを充実させるとともに、第二小学校に通う矢那瀬地区の児童は、秋から冬にかけての期間、日没後に山間部を下校しなければならないことから、安全に配慮した下校支援を引き続き行います。

施設改修では、児童・生徒の安全を図るため遊具施設の補修を中心に教育環境の整備を行います。

学校給食センターでは、厨房機器を計画的に行い、安全で安心な給食の供給と調理員の作業環境の改善を図ります。

「青少年育成活動の推進」では、「青少年健全育成長瀬町民会議」を核に、町ぐるみであいさつ運動を展開していくとともに、次代を担う青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携した地域ぐるみの取り組みを推進いたします。

また、学校応援団の一層の充実を図るとともに、学校・家庭・地域との連携がさらに強まり、「地域みんなで育てる子ども」、「地域みんなで支える学校」の具現化に向けた活動が展開されるよう努めます。

「生涯学習の推進」では、町民の自主的、創造的な文化活動を育成支援していくため、文化団体への活動支援を初め、文化展や公民館・ホームまつりなど、活動成果の発表の場と利用者同士の交流の機会を提供します。また、旧新井家住宅では、民間活力を導入した事業を促進します。

「人権の尊重」では、さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、教職員を対象とした研修会の開催を初め、児童・生徒を対象とした学校人権教育、町民を対象とした社会人人権教育の充実に努めます。

「生涯スポーツの振興」では、総合グラウンド管理棟トイレの改修工事、グラウンドバックネットの補修工事を実施いたします。

最後に、「町民と行政の協働によるまちづくり」について申し上げます。

「住民の参画する行政の確立」では、住民サービスの向上を図るため、毎月2回、金曜日の夜間と毎月最終日曜日に行っている窓口業務の開庁を引き続き実施いたします。

また、まちづくりの主役である町民皆様の声を聞き、町政に反映させる制度の充実、各種委員の公募や女性の積極的な登用、審議会などの会議の公開、これらを引き続き行います。

「コミュニティの育成」では、心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くことを目的に活動する「コミュニティ協議会」への支援、各行政区が行う環境整備事業に対し助成する「地域振興対策事業補助制度」、さらに町民の皆様が自主的に行う地域づくり事業や社会福祉事業などの公益性のある事業を支援する共催・後援事業補助制度を存続させます。

「広域行政の推進」では、定住自立圏構想は秩父市との協定締結から3年半を迎え、広域的な行政サービスが各分野で展開されつつあります。平成25年度は、観光と環境の分野に重点を置きながら、さまざまな事業を実施します。

以上のような施策を盛り込み、平成25年度の当初予算案の編成を行いました結果、その規模は、一般会計30億1,159万8,000円、対前年度伸び率4.0%の増、国民健康保険特別会計9億2,536万4,000円、対前年度伸び率2.3%の減、介護保険特別会計6億6,445万円、対前年度伸び率7.6%の増、後期高齢者医療特別会計8,564万5,000円、対前年度伸び率1.7%の増となりまして、一般会計と特別会計を合わせ、46億8,705万7,000円、対前年度比3.1%増となりました。

以上、平成25年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要施策の概要をご説明申し上げます。

地方行政を取り巻く環境は、依然として厳しく、財源の確保と歳出の削減に、不断の努力を怠ることなく臨むつもりでございます。

また、目まぐるしく変化する社会情勢には、創意と工夫を凝らして対処し、住民サービスにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

1番、備蓄品の保管について町長にお伺いいたします。災害時用の備蓄品の保管は、町内数カ所に分散して緊急時に備える計画であったものが、管理のしやすさから役場庁舎の1カ所で保管することに変更されましたが、再度検討することになりました。備蓄品は管理のしやすさよりも、緊急時に素早く調達できることが重要であり、家庭でも分散して保管することがよいとされています。

そこで、災害が発生して備蓄品が必要になった場合、町ではどのように対応するのか考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） ご質問にお答えいたします。

現在町が備蓄する備蓄品の保管については、主に役場で、そのほか井戸の消防詰所の2階に長期保存可能なパンや浄水器を保管してあります。将来的には、各地域の核となる施設に備蓄品を分散して、一部の地域が災害に遭っても他の地域の保管場所から調達できるような体制をとることが重要だというふうに認識しております。このことは、以前から申し上げているところでございまして、決して役場で集中管理をしようとしているわけではなくて、備蓄品と保管場所、また配給体制などを考慮しての話でありますので、議員の考えていることと基本的には同じであるというふうに理解しているところでございます。賞味期限が比較的短い飲料水や食糧は、備蓄品の有効活用や管理のしやすさ、スペースなどから、役場の備蓄室で保管をしておりましたが、今年度は賞味期限の長い飲料水も購入いたしましたし、飲料水も含め、比較的賞味期限の長い食糧や生活必需品などは、分散することは可能と考えております。

このようなことから、備蓄品の分散の再検討につきまして、井戸の消防詰所以外の矢那瀬や岩田の詰所などへの分散保管の検討を行ってまいりましたが、備蓄するための空きスペースが狭いことや災害の被害を比較的受けやすい平家建てであることなどから、他に保管できる場所がないかなど検討しておりまして、核となる地域の施設にご協力をいただくことができ、保管場所の条件も問題なければお願いしたいと考えているところでございます。また、自宅等での備品は、区長会議や「広報ながとろ」等を通じて町民の方に対し、お願いをしております。

災害が発生して備蓄品が必要となった場合の対応でございますが、応急給水体制は原則として皆野・長瀬上下水道組合が行うことになっており、食糧の備蓄は県や町、町民が行い、調達は町や県が行うものとしております。そのほか食糧、水や生活必需品も含めての調達、輸送体制の整備については、速やかに協力要請できるよう関係業者と町が協定を締結しているところでございます。

なお、災害の程度にもよりますが、食糧等を配給する場合は、町の職員だけでは対応できない場合もあ

ることが予想されますので、地域の防災組織の皆さんや町内外のボランティアの皆様のご協力が必要ではないかというふうに基本的には考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今町長の答弁で、私と考え方は同じだと。これはもう私以前からこの質問をしていて、町長が私と同じ考えで、備蓄品を分散して置いたほうが良いという考え方を持っているのは私も承知しております。担当の総務課長がかわった途端に、井戸にあった消防小屋から役場に保管、この備蓄品は、管理がしやすいからということで持ってきたのは町長もご承知だと思います。

そこで、私が聞きたいのは、今井戸、岩田、矢那瀬という言葉が出ました。私も同じ考えです。そのほかに長瀬地区においては、ここは拠点になって、あとは第一小学校と第二小学校が拠点になれば分散備蓄、大丈夫だなという考えを私は持っています。そこで、町長、保管する場所が平家で狭いとかというのがあるのだけれども、今は本当に物置、これ個人、商品名出してはまずいのかもしれないけれども、物置の宣伝で、備蓄しましょうという会社がありますよね。はっきり言ってヨドコウです。そういう小さな保管庫でいいのです。以前に私、町長にも質問しましたがけれども、熊谷地区のほうに行くと、本当に小さい備蓄ケースというか保管庫が各町内ごとにできているのです。だから、消防小屋が狭い、平家だからとかというのではなくて、そういうスーパーハウスみたいなのでもいいのだと思います。せっかく向こうに備蓄して、私は自信持って区長に、その備蓄品を見てもらおうと思ったら、今見ると、食糧の乾パン、それと浄水器があると。それだけになってしまったのです。それまでは結構向こうへ、ほかの商品も備蓄してあったのが、今役場の1カ所に集められたということで、前回の質問で担当の総務課長がかわった途端に随分ハンドル切りましたねという質問をさせてもらったのだけれども、町長、同じ考えであつたら、その備蓄を町内数カ所にやると。もう会議録にも書いてあるのだから、以前の会議録に。議会が終わってしまうと、またその話はもとへ戻って、時の総務課長の考え方になってしまう。そうではなく、もう本当に備蓄品は、町長、この前も備蓄品の話で町長がキレた。町長のほうからですよ、この前。キレたの。私、言わせてもらうのは、例えば井戸の消防小屋へ置いてあつたって、井戸の人はそんなの全然構わないのではなくて、大事に保管するのです。

例えば、備蓄品は、では例えば井戸の消防小屋に置いてあれば、その責任者は誰の許可を得て使っているのかという規則が役場で今までつくられていたのが、ちゃんと井戸には責任者が決まって、備蓄品を出すときには消防OB隊長の許可がなかったら出せないのです。そのぐらい真剣にちゃんと備蓄しているので、そういう責任を地域に任せれば大丈夫なのです。保管も。期限が切れそうだななんていうのは、地域の人が見てくれと言っておけばちゃんと見るのだから、役場の大事な何階でしたっけ、2階でしたっけ、鍵かけて置いておくほどのではなくて、大丈夫なのです。町長、もう一度、同じ考えだったら、こんな簡単に進むと思いますよ。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 基本的には、先ほど申し上げたとおり、同じ考え方だなというふうに思います。ただ、備蓄品も簡単に、災害のときに必要なものでありますから、ふだんやっぱり管理をするときはしっかりやらないとまずいというのは基本的に考えています。今ご提案がありました。学校ということがありました。それから、小さな物置ということがありました。ただ、それが震災に耐え得るような状況のものを新しくつくるといふことになると、これも大きな一つの支出のテーマになるわけでありまして。そういうことから考えると、その地区でご提案をいただくなり、ここだったら安心・安全に物が置いて、震災

にも耐えられる、そういう建物で、皆さんがそこを拠点としてやりますよというふうな、そういう地域とのコミュニケーションを町で図っていききたいと、そういうふうを考えています。

ですから、学校のご提案ありました。これは、すぐ学校とは内部調整をすればいいわけですから、連絡はとれると思います。それで、置くところはあるのかどうなのか、置く場合はどういうふうにするのか。例えば、学校の場合は、先生がいなくなった夜間に事故があったときに誰が管理をするのかという問題が出てきます。遠くにいる先生が来るまでの間、どういうふうにするかという問題も出てくる。そういう可能性を否定できません。ですから、なるべく地元の人が管理ができるものでという建物を、これも中途半端な建物では、私は強い震災があったときにはもたないなという思いを持っておりますので、もう一度それは検討します。そして、ご提案のあったようなことで、可能であればそういうことについては手を打っていききたいというふうを考えています。総務課長がかわれば状況が変わるということではなくて、基本的には1度役場に戻していただいたものを、具体的なものを結論が出た段階で、また地域にお願いをします。そのお願いの場所について、集会所がいいのかどうかということについても、いろんな問題を我々は心配をしております。そういうことがありまして、どこへでも置いて簡単に持ち出せることはいいことなのですけれども、それが災害が起きたときに行ってみたら、みんなどこかへ持っていかれてしまってなかったというようなことがあっては困るわけで、それは町の責任ですから、その辺も含めた管理体制についてももう一度検討して、しっかりしたものをつくっていききたいというふうを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長が言っているのは、わかるような気もするのだけれども、それは私から言わせれば逃げているようにしか見えないのです。備蓄品を、例えば井戸の消防小屋、岩田の消防小屋、矢那瀬の消防に置くのも、そこは壊れてしまったらとかと考えたら、ではどこへも置けないのではないですか。2年前の3月11日の議会の日、町長思い出してくださいよ。あれだけの地震で、ここだって右往左往したのではないですか。自席に座って堂々としていた議員も執行部の皆さんも右往左往したのではないですか。だから、ここは大丈夫なのだよというところは絶対ないと思います。どういうのが来るかわからないのだから。だから、備蓄品は分散備蓄をして、町民同士が長瀬で災害が起こったとき、助け合いができるように分散して、自分たちのところが困ったら、備蓄がそこにしてあればいいという、そのぐらいでいくしかないのではないですか。これ完全に地震来たときに、災害が来たときに、完全にこの備蓄品がみんなが食べたり活用できるように保証ができるというのは、私はちょっと無理だと思います。ある程度の予測はして、ここは大丈夫だ。ここでは絶対だめだなというのはわかると思いますけれども、どこにどうに来るかわからないのだから。私は秩父市役所があんなになるとは思わなかったし。

だから町長、もう何年か前の会議録読んでください。34カ所の避難所を指定したのも、長瀬町の執行部の時の総務課長が発表したのです。避難所を発表を。私が災害の質問を始めてから。だから、もう例えばそういう公民館とかそういうところを指定したら、そこを信じるしかないのではないですか。今言う物置、耐震が保たれるというような、倉庫なんかは、町長大丈夫ですよ。大丈夫ですよって100%は言えませんが。そのぐらいな気持ちで備蓄していかなかったら何もできませんよ。全てというのでは。だから、今の総務課長にかわる前の課長が、井戸に備蓄を始めて、そのときの課長は数カ所にこれからふやしていきますよというのがあったのだから。それ町長、もう戻して数カ所備蓄していきましょうよ。さっきも町長の施政方針に、災害備蓄品という言葉が出たから、私もこれからよく調べてみますけれども、それ

だけ力入れるのだったら、町長、もうすぐ始めましょうよ。いつ起こるかわからないのだから、本当に。子供を大事にしましょう、何大事にしましょうと言っているのだから。

では、災害の質問はこれ最後になりますので、ただ言って、ここで私の質問は終わってしまうけれども、その答弁でもし議長、考え方が変わっているようなら、もう一回質問をさせてください。お聞きをいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。私のほうから事務的なことと、あと町長の申し上げていました補足をご説明申し上げますが、町長の答弁のとおりで基本的でございます。備蓄品の保管等につきましては、また今後、各地域に自主防災組織等組織されておりますので、その辺はまた協議等をさせていただいて、できるだけ分散とか考えていきたいというのは思っております。飲料水について、ほかの食糧につきましても、賞味期限の短いものが基本的に多かった状況もございましたが、今回長い賞味期限の飲料水等も調達いたしましたので、ある程度本数が毎年定期的に購入し、まとまってまいりましたらそれぞれ核となる地域等で分散はできるものと思っております。

また、学校の関係、お話しいただきましたが、担当者レベルでは、ちょっと内々には話は進めさせていただいておるところでもございます。

あと、1点、私のほうの記録と議員のところでもちょっとお話で違っていた面があるようなのですが、備蓄品につきましては、私、24年度になってから井戸の詰所から引き揚げたということはございません。24年、昨年3月の段階と同じ状況で備蓄はあろうかと承知しております。

あとは、各地域におきましても、地震等で、震災で全部崩れるということのない前提で分散を考えていくものと思われませんが、保管場所、ふだん人の出入り少ない施設となりますと、高温多湿等の状況もございますので、その辺は各地域の自主防災組織の方々等とお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今ちょっと気にかかった文言が出てきたのだけれども、それは後にまた質問をさせていただきます。

では2番目に、長瀬町観光協会の役割について町長にお伺いいたします。長瀬町観光協会が法人化されてから4年が経過しますが、業務が順調に進んでいるようには見受けられません。それは、町と観光協会の役割分担が適切になされていないために、いろいろな業務を抱え過ぎているからだと思っております。町は観光協会の役割をどのように考えているのか伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

観光協会が平成21年の4月に法人化されまして4年を経過し、現在の規模といたしましては、会長以下常勤の職員が4名、案内業務等の非常勤職員が4名の8名で業務を実施しております。町と観光協会との役割分担につきましては、町がハード部分と将来的な計画策定、観光協会がソフト部分を分担するということすみ分けを行っております。それぞれの連絡をとりながら、車の両輪のごとく、町観光行政を進めているところでございます。

しかしながら、関口議員ご指摘のように、法人化当時に構想として持っておりました自主財源確保のための事業につきましては、電動レンタサイクルの貸し出し等を実施しておりますが、まだ自主運営できる

までの財源確保ができていない状況ではあります。平成21年度から実施しておりました緊急雇用創出事業も、平成24年、25年度には大幅に縮小されまして、従来の業務委託を実施することも困難となっております。こうした状況を分析いたしますと、町としても議員のご指摘のとおり、収入に見合う業務量、職員数の再検討をすべきときに来ているというふうに認識をしておりまして、業務内容を規模の大小も含めて再検討すべきであるというふうに考えておるところであります。そうした中、縮小させた場合の観光協会の業務量を再構築し、町と観光協会の役割分担の見直しを行う必要もあると考えますが、その場合、行政への負担が増加するという背反的なことにもなります。しかし、観光行政への影響は最小限度に抑えたいというふうに考えているところでございます。

いろいろと検討していくといたしましても、今後とも観光協会に対しましては継続的な支援が必要であろうというふうに考えていることには変わりございません。厳しい状況にある財政状況でございますが、観光協会もそれをご理解していただき、業務内容の再検討も含めまして、自主財源の確保に努めていただきますように指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今町長がいろいろ、ハード面はどっちだ、ソフト面はどっちだというお話でありますけれども、本来町長、もう一度初心に戻ってみてください。長瀨町観光協会が一般社団法人格を有して観光協会をスタートさせたときに、町長は3年間だけ応援を、自主運営ができるようにすると言って、前もお話ししましたが、今の議員でなく、前の議会でしたから、全員が質問をして、大変だった、大変なスタートを切ったわけです。そういうのはともかくとして、観光協会の本来の業務、何があるかといったら、観光案内だけすればいいのではないですか、観光協会って。私が考えるには、それ以外に観光協会の仕事ってないと思うのです。例えば、今町長が行政のほうに負担がかかってくると言っていますけれども、本来観光協会の仕事というのは、一般社団法人になろうが、なるまいが、観光協会というのは観光業者から会費を集めて、観光業者のためにやればいだけであって、長瀨町役場は、それはソフトだ、ハードだということがあるでしょう。その部分はやればいいではないですか。

町長、職員は、私そのために、以前質問をさせてもらったのです。職員は適正な人数何人ですかと言ったら、町長、65人と言ったではないですか。それが今何人いるのですか。82人ですか、現在。だから、役場に負担がかかってくるって、そういう問題ではないのです。観光協会というのは何をやるのですかという役割分担がはっきりしていないから、大体長瀨町の観光協会のところに8人もいる人数が必要かどうか。観光案内をすればいいのではないですか。電話の問い合わせ、観光に来た人がどこに、どういうふうに見に行ったらいいのですかと、ただやればいだけの話ではないですか。それを今観光協会がそういういろいろな、観光協会に今一体町長、どのくらいお金がすぎ込まれているか、総額。町長から発表してもらいたいだけでも、どのくらい行っていると思いませんか。相当行っているのですよ。それは、わざわざ観光協会に委託しなくたって、例えば県や国から来る事業を町が受けて、そのまま丸投げで観光協会にやらないで、町でつくってやればいいではないですか、印刷物でも何でも。それはどういうのが必要なのかを観光協会のみなが相談して、役場にそういう補助金があるのだったら、こういうものをつくってもらいたいという話で来てやれば、どうも今の観光協会長の体制を、私がいろんなところで聞いてくるには、もう本当に私物化ですよ。町長よりも観光協会長のほうが随分口は出すわ、こっちはこっち、それがはっきりし過ぎているのです、最近特に。大変になってしまったから役場は補助金だけ持ってくればいい。こっ

ちは一般社団法人だから、ここから我々の土俵だから、口は出すな。そこで、私は以前、これだけ委託金を流しているのだったら、どれだけ観光業の納税があるか、そういう統計をとっているかといったら、長瀨町はとっていないではないですか。とっていない。本当にとっていないかどうかわかりませんよ。私に対しての答弁は、統計はとっていません。納税については、観光業者がわからないから言えません。守秘義務があります。それでは私たちは何をはかりでやったらいいか。どれだけ観光協会にお金を投じたら、観光につながって町が活性化してくるのか、もうわからないではないですか。

町長、今言うように、役割分担、そういうことで町がちょっと手を抜き過ぎているのではないですか。観光協会の、例えばホームページを見ると、観光協会の役割というので9項目出てくるのです。その中に、史跡の研究開発、そんなの観光協会の仕事ですか。そんなの教育委員会ではないですか。そういうのがほとんどですよ。ほとんど。ああ、これはぴったり合っているなというのが2項目ありました。観光業者の案内、これはもう本当にそれは丸ですよ。もう一つは、その他と書いてあったのです。その他だから、その他も合っているだろうなと思って私は2つ丸くれました。ほかは丸くれられません。観光協会のホームページを見て。

そこで、町長、もう一度聞きますけれども、本来観光協会の役割というのは、町長はどういうふうに思っているか、もう一度お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員が大分元気が出てきて、風邪が治ったのかなと思って御同慶の至りです。観光協会の役割というのは、非常に多岐にわたると思います。観光案内だけすればいいというようなことであれば、今までの観光協会を法人化する必要もなかったし、女の子を2人ぐらい置いておいて、来た人に言葉で案内をする、簡単なメモを出す、その程度でいいと思います。ただ、そうでなくて、長瀨町もまたまおとし、ミシュランのグリーンガイド・ジャポンに掲載をされました。それは、長瀨町の観光の基本的な、いわゆる目に見えるものと見えない部分がありますが、両方を含めて潜在的な観光資源を持っているということをフランスのガイドブックが認めたということに私はなるというふうに思っています。そういう意味では、ある意味で観光協会を独立させたことはタイムリーだったというふうに考えています。いずれにしても、中でいろんな意見があります。それはそれとして、観光協会がいろんなことをやり過ぎるという今ご指摘がありました。私はできるだけ幅広くして、大勢のお客に対応できるような対策をとるための組織だというふうに考えておりますから、それはそれでいいと思います。ただ、今何か言いづらいようなことということで申し上げたのを聞きしましたら、そういうことがもしあるとすれば、これは私たちは真剣にそれを排除することを考えていかなければいけない、そういうふうに考えています。

ただ、案内だけではなくて、観光業者の団結、それから観光地として大勢のお客を誘客するための手段、そういうものも観光協会でおやりいただくというのは当然のことだと。そのためにあそこの駅の前に建物も建てたし、それだけの長瀨にはメリットがあるというふうに私たちは考えて、この行動をとったわけがあります。そのやり方については間違っていないと思います。いかに上手に組織を運営するかというのは、観光協会でおやりいただくことですので、その辺についても私たちがもし気がついたことがあれば、これからは観光協会に主権を害することのないような範囲で申し上げて、参考にさせていただければありがたいというふうに考えているわけでありまして、観光協会を闘うための手段としてつくったわけではなくて、長瀨観光の発展のためにどういうふうにして行動をとっていただくか。そのことについては観光協会にお任せをしてある部分もあります。町に相談をしてきていただく部分もあると思います。

そういうことから含めて、町からも相当のお金を補助として出しているわけですから、その辺についてはしっかりこちらも見させていただくということが前提になる。公金でございませうから、公金を勝手に計画以外のものに使っていただくようなことは多分、たしかあったとすれば、これは大きな問題だというふうに考えておりますので、地域整備観光課でそのことについてはしっかりフォローしていきたいというふうに考えております。そういう状況でありますので、観光協会のあり方は、ただ観光案内だけすればいいということであれば、私は今の観光協会は要らなかったというふうに考えております。やっぱりそれなりの発展をする。長瀬観光の発展をし、発信をする。そして、お客を誘客をし、地域を活性化する、そういう大きな主体的な、基本的なものの組織が観光協会というふうに考えて、今の観光協会ができたというふうに考えております。その中に理事、役員というのがおいでになって、相互に会議を開き、検討しながら、いろんな物事について進めているのだろうというふうに考えております。内部批判等については、いろんなことがあるとすれば、このことについてもご指摘をいただき、私たちがそのことについてはしっかり対応していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長に言われて風邪引いているのを思い出しました。そこで、町長、私は観光協会のことになると熱が入るのではなくて、これ町民から見てもおかしいのですよ、本当に。例えば、この長瀬町役場内でもこの観光協会を法人化させてスタートをさせて、大変なところって私出ていると思います。この今の状況を見ていて。やっぱりそこを救えるのは、こういう質問をして町長が気づいて、道をしっかり直していく。だから、もう一度本来の観光協会というのは、何をするのかといたら、観光案内以外にほかあるのですか。だって、観光協会員は会費を納めているのですよ。その観光協会の会費で観光協会は運営して、観光にお客さんと呼んで、観光協会員のうちにお客さんがいっぱい入ればいい。ただ、もうこれ以外ないではないですか。ミシュランがどうのこうのと町長言いますけれども、私はもっと、このミシュランガイドが宝登山神社を掲載する。もうかなり前に長瀬町観光課長は、長瀬町で仕事をしているのだと。東京に出て行って、ミシュランガイドに載せてもらう仕事をすればいいという発言、会議録に載っていますから後で調べてみてください。そのぐらいで私は観光協会がどうこうしたからミシュランガイドではなくて、観光協会は、だからもう本当に初心に戻ってやれば、観光協会員が会費、年間幾らですか、1万円ぐらいですか。それで100件ぐらいあって100万円ぐらいが予算で、観光案内してお客さんをいっぱい呼んで、お店がもうければいいのではないですか。

さっきから私言うように、税金、税収がどのぐらい上がっているか、どのぐらい観光協会に税金を使って、どのぐらい上がっているかというのが町長答えられますか。多分守秘義務や統計をとっていないからわかりませんという、例えば担当に回してもそういう答えだと思います。以前もそうだったから。だから、もう3年間たって、また1年たったわけですよ。3年間の時限立法で始めたのだから。さっきも町長の施政方針には、まだ続けるのだから力強く言ったけれども、ちょっとがっかりしました。もう観光協会は一本立ちさせたほうがいいのですよ。それで町が何かマイナスになることがあるのですか、だめで。私はならないと思いますよ。今の観光業者は、自助努力というのが余計欠けているようにしか見えないのです。何か観光協会だけ頭でっかちで走っていて、後ろをついていっていないようにしか見えないのです。だから町長、やっぱりかわいい子には旅をさせろで、1回思い切ってもとに戻したほうがいいですよ。

今やるようなのだったらなぜ一般社団法人格をとったのか、公益法人とればよかったではないですか。そういうのでやるのなら。この前、執行部のほうから、商工会と観光協会は同じだという発言があったか

ら私調べてみたのだけれども、一般社団法人と公益法人で分かれています。観光協会は一般社団法人を選択して走り出したのだから、稼がせればいいのですよ。そんなレンタサイクルでもうかるのだったら、自転車屋さんがやっていますよ、もっと。今町で自転車屋さん、全部なくなってしまったとは言わないけれども、そんなに、大変、大変とは人のうちのことはわからないけれども。私は本来の観光協会のあるべき姿に戻っていただきたい。自分たちを宣伝して自分たちに水を引くのなら幾ら引いてもらってもいいですよ。我々の大事な税金を使って、あぐらをかかれて、やられたのでは困るのです。

だから、町長、もう一回よく考えてくださいよ。財政が厳しい中なのだから。観光協会もことし1年、もとへ戻して一生懸命やってみると。その様子を見るからといって、放り出してやったほうが観光の業者のためになりますよ。第一、観光協会は役員報酬までもらっているというではないですか。おかしくありません。私はおかしいと思いますよ。あるときはもうけ主義に走って、あるときはかわいがられて、我々企業はそういうわけにはいけませんよ。もう苦しくなれば、すぐそれこそ日本政策金融公庫へ走って行って、だめなら銀行へ行ってやらなくてはななのだから。だから、観光協会の役割分担、しっかり町長、やらせてやってくださいよ。そうすれば、ちょっと地域整備観光課長は大変になるかもしれない。そういうハード面ですか、やるのにね。だけれども、町長は65人でいいと言っていて82人もいるのだから、その分少し地域整備観光課に流してやればいいではないですか。65人が適正だと町長言っていたのだから。

はい、これで最後になってしまうので、町長、取りまとめてしっかり観光協会に、まだちょっと聞いてくださいよ。落ちついて。大丈夫ですよ、ほとんど時間終わりだけれども。はい、では町長、ぴっしり観光協会切ってください。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の発言の中で1つ間違っていることがあります。それは、65人が適正な人数だと言ったのは私が就任した12年前です。12年前の7月29日に就任をするために役場に来ました。3階の大会議室で職員を前に挨拶したときに、この職員の人数は65人でやらなければ財政的な負担に耐えられないということをたしか申し上げました。それは、そのときはそれでよかったです。ただ、今国からどんどん、県から仕事がいっぱいおりてきます。そういうことから考えると、今の人数が適正かどうか私はよくわかりませんが、まだ人数を減らしてもいいのではないかとこのことを考えて発言をしたわけでありまして。それは12年前のことですから、それが今適正かどうかというのは、私はそのことについて、その後について65人ということを行ったのは、これが2回目か3回目だと思います。ですから、そのことについてはこだわっていません。そのときそのときによって人数が変わってもいいと。私が就任したときはかなり人数が多いと思って数えました。102人いました。96人の定員でありました。そういうことから考えると、そのことについては、言ったことについては間違っていなかった。ただ、人数を減らすということについては、私が就任したとき、どんどん、どんどん仕事が県と国からおりてきて、これは大変だなというふうにして、それからその後は私は65人ということは、公式の場所で言ったのではありません。

ですから、そういうことから考えると、その言った発言については大きな私は責任を感じておりますが、しかし結果的には、そういう刺激を与えたというふうを考えていただくしかないのかなと。私にも責任があります。それはその先のことを考えて申し上げたわけでありまして、職員がそのくらいの人数で頑張らなさいよという提案をしたわけでありまして。

それから、先ほども再度お話がありましたように、観光案内だけすればいいという、そういうために観光協会の法人化ができたわけではないというふうには私は確信をしております。それはいろんな観光の仕事、

それから観光メッセージを出す、案内だけではなくてお客を呼び寄せるような集客をするということが観光協会の大きなテーマの一つだというふうに考えています。お客を、来た人に案内をするだけではなくて、呼び込むということが観光業の拡大につながるというふうに私は確信しております。その中でいろんな今ご指摘があったようなことが私の耳にも最近入ってきました。地域整備観光課長に、観光協会に行っていることについて今調査をさせてもらっています。そういう状況で、指摘をすべきことがあれば、こちらからちゃんとした指摘をするということは、課長と同じ考え方で行動を起こしたところであります。そういうことのないように、問題があれば問題を排除していくというのが町の仕事だろうというふうに考えております。

ですから、ご指摘も私は重く受けとめさせていただいて、そのことについてもこれから町全体で観光協会のあり方についても再構築をしていかなければいけない。その一助として、いろんなことについて観光協会と連絡をとりながら内部調整をさせていただきたいというふうに考えています。それが観光協会の本来の姿に戻るということは、観光案内だけすればいいという本来の姿ではありません。それだけははっきり承知しておいてください。観光協会というのは、長瀨町の観光は、これでもう縮めてもいいのだというようにことであれば観光案内だけでもいいわけです。しかし、これから広げていきたいという大きなテーマを持っているから、そのことを考えれば、案内だけしていればいいということでは観光協会はなくともいいと私は思います。

そういうことで、せっかく観光協会をつくったわけですから、いろんな問題があれば問題を排除しながら、観光協会の活性化を図って、それが観光業者の活性化にもつながると。それがひいては町全体の活性化にもつながるといふふうに確信をしています。そういうことから考えると、そのことについてはぜひご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（大澤タキ江君） 関口議員に申し上げます。

質問が堂々めぐりをしているようでございますので、規定どおりで終了させていただきます。

○5番（関口雅敬君） ちょっと町長が言ったことに間違いがあるので、ちょっと訂正だけさせていただきます。

○議長（大澤タキ江君） では、回答なしですね。

○5番（関口雅敬君） 町長、65人と言ったことはないという発言でありましたが、私が平成23年3月議会において、職員の定数について一般質問をさせてもらったときに、町長の答弁がそういう答弁でありました。

〔「と言いましたと言ったんだよ」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） 私はだから、そこで一般質問で聞いたのだから、そこで町長が65人という言葉が発したのだから、私はそれをきょう運用してやりました。それはちゃんと、今言った、言わないの話になるから、後で会議録よく読んでください。そうすれば、私が間違えて言ったのかどうかははっきりすると思います。

以上で終わります。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 長瀨町は、県内の町では最少人口、最も高齢化が高い町です。関東周辺では観光地として有名ですが、地場産業に乏しく、農林業も衰退の一途をたどっています。少ない税収は、第2次、第3次産業に負うところが大きく、若年者の減少もあり、税収増加は見込めない現状にあります。こうしたことから、元気の足りないこの町を活性化するために、「考え・動く町政」を町民は切望しています。

そこで、町では将来を見据え、今第一に何をなすべきかを見きわめているのか、またどう動くのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

既に議員ご存じのように、日本は人口減少社会に入りまして、山間部の自治体の高齢化はどんどん進んでいる状況にあります。その流れに逆らうことにはなりますが、先ほどの施政方針で述べましたように、私は我が町のまちづくりを担う若い人たちの力に大きな期待を寄せているところであります。若い人は新しい考えを生み出すし、柔軟な志向を持っておりまして、地域社会に活力を与える原動力にもなり得るというふうに考えているからであります。そのために、まずは若い人たちに我が町に定住していただくことを考えまして、旧雇用促進住宅の購入をしたいというふうに考えて結論が出るところでございます。町営住宅の改修もしており、これを進めておりまして、住宅を購入する若い世帯の人たちに対して購入費を補助する制度を設けたりすることも考えているところでございます。

さらに、子育て中の保護者をさまざまな形で支援する方策を講じたり、不妊治療を受ける方の治療費を援助する制度を設けたりして、子供を産み育てる環境を整えることで少子化対策につなげていきたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても、何事もしないにも人の力が基礎になります。それは、将来にわたっても今と不変なことでありまして、ずっと将来も現在も同じ考えでいかなければいけないというふうに考えております。したがって、若い人たちの定住促進と子育ての支援の方策は、これから将来にわたって講じていきたい、それがまちおこしの原点ではないかというふうに考えていろいろな手を打ち始めたところでございます。皆さんのお力をいただきながら、このことについては実りあるものにしていきたいというふうに考えて、非常に難しいところでございますが、考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今町長から最も力を入れていきたいことは、若い人の力を期待している。そのためにも定住促進を図るというふうな回答だったかと思っております。これがメインテーマと考えてよろしいのかと思っておりますが、まず長瀨町は、埼玉県内の市町村財政比較分析というのがありますけれども、それで類似団体と比較していると。この類似団体というのは、多分日本で35に分かれているのです。類似団体をはかる

のに。その中の類似団体とはかってというので、特に足りないところが将来負担の、先ほど町長の施政方針にもありましたが、それが大分不安であるというふうなことでなっていると思いますが、まず高齢化については、町長も述べましたように今31.9%ですか、その中で高齢者が約2,400人、28%が老人夫婦世帯、14%は老人単身世帯というふうなことでなっていると思います。財政面で見てみると、町の借金は、住民1人当たり36万3,000円だそうです。これは埼玉県ホームページを見ました。赤ちゃんも何でも36万3,000円借金があると、1人頭です。そうすると、これは県内で最下位から5番目という結果になっています。したがって、負債がというのですか、借金が多いというふうな、額ではなくて1人頭で多くなってくるというふうなこともあると思います。

なお、先ほどの施政方針ですか、を聞きますと、これも確かにそういうことなのですけども、あれもこれもということになると、すばらしいようなのですが、薄っぺらい行政になってしまうような気がします。あえて再生という言葉を使わせてもらいますが、町を再生するためには、将来を見据えた展望を持った行政が必要だと思います。これだけは力を入れて実行するというのが若者定住促進というふうなことだと思うのですが、これには雇用促進住宅ですか、を購入すると。それから、町営住宅の補修、なお住宅の購入補助金、なお子育て支援というふうなことなのですが、これにもう少し具体性がないのではないかなと。例えば、雇用促進住宅を買い入れたとした場合に、あそこを補修しなければいけないと思いますが、それに対して家賃を幾らにするとか、そんなふうなところでも若者に補助を考えているのか。それとも、働き場所のこともありますよね。若者を呼びたいと。長瀨出身の若者をとどめたいという場合にも、やはり雇用というのがなければどうにもならないことなので、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 前にもお話ししたかと思いますが、本田技研工業が、平成20年だったと思いますが、操業を開始するというのが5年おくれて、今度は25年というテーマを掲げたようであります。それをまた裏切られるのかなという思いがないわけではありません。ただ、今度やるようだったら、ホンダももう先がないのかなと思っておりまして、その一番近いところにあるのが長瀨町であるというのが、まず長瀨町が一番問題なのは、その雇用をどうするかという問題であります。それを長瀨町でやろうというふうに私も考えました。ただ、しかし長瀨町の農地は、農業振興指定地域と、それからそれを外した地域が1筆ごとに全部入りまじってしまっていて、これを全部一つにするというのは非常に難しい。時間がかかるし、農振地域というのは、それを外すというのはかなり時間がかかることと、そのテーマがしっかりしたものがないとできないというふうなことがあります。岩田に私のうちの前にあります土地は、農村工業導入指定地域という指定を受けました。それもかなり時間がかかって、もうこれは何十年も前にやったことで、私もその中の一員でございましたが、やるのにかなり時間かかりました。その後農振の指定を受けたという問題がありまして、この指定を外すのにかなり、具体的な長瀨町には計画はありませんでした。というのは、農業振興地域と、それからそれを農地を外してもいい地域、例えば工場をつくるとか住宅団地をつくるかという、そういう仕分けをするその制度ができたわけでありまして。そのとき長瀨町は、その最後まで決断がつかなくて、それで農振地域と、それからそれを外す普通の農業地域の混在、まぜて1筆ごとに許可をしたという、そういう経歴がありますし、私もその中に入って町に批判をしたことがありました。そういうことがあって、地域の土地をうまく活用するのは非常に難しいなという思いが1つあります。

それから、私が、自分のことを言っでは申しわけないのですけれども、平成13年に町長にお世話になっ

て就任したときに、実質公債費比率、今10%の前半になっております。それが20.3%ありました。これは夕張の予備軍であるというふうに言われました。そういう状況を今まで皆さんのお力とご協力をいただき、10%の前半まで来たということは、今村田議員がご指摘のように、長瀨町、埼玉県では低いほうであると。それはよくわかっています。断トツのビリだったのが、低いほうから、多少でも上へ上がったということは、私はこれは職員の給与の平準を図るために調整手当というのがありました。それを長瀨町は5%つけておりましたが、その調整手当を職員の幹部にお願いをして、一挙にゼロにしたことがあります。これは日本で初めてだったと。よく一度にゼロにした。普通大体1%ずつ、例えば調整手当がついた場合は7年間とか8年間でゼロにするということなら1%残すとか、そういうことがあったようではありますが、長瀨町は許容水準も低かったのですけれども、その上に5%をゼロにして、それから管理職手当を20%カットして、私の給料は40%カットした。そういうようなことがあって今日があるのだというふうに、そうでなければもう破綻をしていたわけでありまして。それを乗り越えてきた。それは非常に時間がかかりましたが、国体という大きなテーマを抱えておりましたので、その国体が終わるまで手はつけませんでした。16年の国体が終わった後、実質的にはその行動に移したわけでございますが、そういうことがなければ、小泉構造改革の、三位一体の構造改革という言葉の中で、交付税が前にも申し上げましたけれども、平成12年、13年は12億8,000万円交付税が国から来ました。それが小泉構造改革の終わったときは7億8,000万に減ったのです。1年間に1億円ずつ交付税を減らしたわけですから。そして、合併を強要した。無言の圧力があつたわけで、それを合併ができなかったために、ではということで手を打ったのが、今になってみれば職員の犠牲の上に立っているというふうに私は考えております。

そういうことから考えても、長瀨町が財政的にそんなにトップクラスになるなんていうことは、なかなかこれは、先ほどご指摘のように地場産業があるわけではないということから考えると、そういうことも含めて真剣に考えていかないと町の将来はないだろうというふうに考えております。若者に定住促進条例もつくりましたから、それをしっかりやるために、具体的には雇用促進住宅のことにつきましては、齊藤議員からのご指摘もありましたが、町のほうでお受けするという形になるというふうに確信を持っておりますし、これをどういうふうにするかというのは、私はしっかりした、今内部では調整をしておりますが、まだ発表をする段階にはありません。思い切った方式をとって、あの土地を有効活用するような方法をとって、皆さんが、ああ、ここなら住んでみたい、そういう建物にしていきたいというふうに基本的に考えています。これは確定をした段階で皆さんにご報告を申し上げて、ご理解をいただくように、議会なり全員協議会なりでお話をしていきたいというふうに考えています。

いずれにしても、地域に企業がないということは大きなデメリットでございますが、それをホンダに期待するわけではないということになるとうそになります。ホンダにも期待をしたい。いよいよ、これで25年ですから、ホンダが来るということになると、狭山の工場が閉鎖するという情報が入りました。そうしますと、1時間かかって来るのを、閉鎖するということになると、それが何年かかかってということになりますから、その地域に住むところを見つけるか、ホンダが一括したアパートみたいなをつくるということになると思いますが、多分今若い人たちがアパートに住んで生活をするというのは、これをよしとしない。そんなことから、長瀨という知名度を生かした若者の呼び込みというのはこれから町の大きな一つのテーマになるだろうと。ぜひ議員の皆さんにもご協力をいただいて、大勢の方に呼び込む力を与えていただければありがたい。私が何人かに声をかけたら、長瀨町に帰ってきてくれた人がいます。そういうふうによつぱりお互いにふだん声をかけると、ふるさとに帰りたいという基礎本能みたいなのは誰も持ってい

ますから、そういう意味から考えると、1人だけでやってもだめなので、全体としてご協力をいただければ、たとえ1人、1世帯ずつ来たって、ここにいる人間がやれば40人ぐらいの若者が長瀨町に住んでくれる可能性というのはあるわけであります。そういうことで、お互いに手を取りながら、長瀨のよさをPRし、それで住みよい町、それからきれいな町なのだよということをやれば、長瀨を知らない人は多分いませんから、そういうふうにやっていきたいというふうに考えています。若者の力を私たちは排除するのではなくて、大いに期待をし、それにかける希望を私たちが持って、そのまちづくりをしていきたいというのが基本的な考え方であります。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 若者定住については、町長から期待の持てる答弁をいただきました。ぜひそのようになっていただければいいかなと思います。数日前に寄居の町長とちょっと話をする機会があったのですが、場所も見てきましたが、大変寄居町ではすばらしいグラウンドがあったり、体育館があったり、ホンダの工場があったり、新たに新しい工場群がどんどんできたりというふうなことで、長瀨もぜひ取り残されないで、進化していければいいなと思いますが、もう一点ちょっとかかわりがあるので、町政は町民の総意に沿って行われるべきで、首長の発想力と指導力が問われるものだと思います。町長も任期もう少しというところですが、また新たな任期に向かっているのかどうかわかりませんが、国が地方の時代を訴えておりますが、簡単に地方の独自性、独創性は発揮できません。今まで国の過剰な関与、非効率的な補助金制度など、霞が関が原点とした中央集権システムからの脱却というのをしていかなければ生き残れないというところもあると思います。当町では、役場内課長会議、職員提案制度、町民提案制度等、制度はあるようですが、私から見て有効に機能しているとは言えないような気がします。活用されない制度は飾り物になります。宝石は磨いて初めて光ります。制度磨きの工夫不足というところはないでしょうか。以前にも提唱しましたが、住民の総意を聞くために住民協議会を開催するとか、住民アンケートを実施するとか、町民の総意を酌むということが必要ではないかと思います。限られた人たちの意見だけではない、住民の生の声、固定観念にとらわれない意見、発展的な意見を町政に生かすべきと考えますが、いかがでしょうか伺います。

なお、県内では、実質公債費比率59位です。財政力指数は60位ですという町です。先ほども町長の話ありましたから、これから発展するためには、国からの押し売り行政に頼らず、独自性を発揮した町政を期待したいと思いますが、簡単に答弁をお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今村田議員からご指摘のように、おっしゃるとおりだと思います。非常に難しい状況の中で、破綻寸前の町を皆様のご協力をいただいて、どうかそれを避けて通ることができました。その先にこれからあるだろうというふうを考えておまして、若者の定住促進をやる、そのことについては先ほど申し上げましたようなことも含めて、全員が協力をする、そういう情報をお互いに共有していかなければいけないというふうを考えております。これから議会、きょう村田議員のご指摘を重く受けとめさせていただいて、私たちもそれに従ったまちおこしの原点をもう一度見直して、相談をしてやっていきたいというふうに考えています。基本的には、そういう財政的なものについて、国の及ばざるところというのは多分なくて、ほとんど都会の近い、幾つかの町が交付税不交付団体ということになっておりますが、ほとんど交付税を当てにしているという状況であるということ間違いはないと思います。特に埼玉県でも長瀨町は低いほうですが、断トツのピリから上がったというのは、この上がるのは非常に骨を折りま

した。税金の徴収率でずっとビリだったのを、ビリから脱却して、今ビリから10番目ぐらいになりました。これは、徴収率が上がると知事から表彰されるわけです。長瀨町は私になってから3回表彰されました。3回とも行って、そのときにビリだったので、断トツの、ブービーとビリとの間は十何%も徴収率が違ったわけです。それをようやくビリを脱却したときに知事が、「大澤さん、どうですか」という、ひとつ発言を言われたから、とにかくブービーを狙おうということで頑張ってきた。そうしたら一遍に10番上がったから、ここまで来たらトップを狙うのだ、そう言いました。

まず、これは話でありまして、トップを狙ってもとてもそういうような状況にはなりません、そういう思いを職員に持ってもらって日々行動する。税金を集めるつらさというのがありますが、長瀨町は差し押さえも何も、競売もしていなかった。そういうことから、これはやっぱり善意な納税者に対する背信行為だから、しっかりやるようにということで、いろいろ差し押さえをしたり、競売の準備をしたりしています。そういうことがあって刺激になるかどうかわかりませんが、本来やらなくてもいいことをやらなければいけないというのは大きな負担になります。しかし、これをやることによって、公平な納税意識というのが醸成されるのだろうというふうに考えています。そんなことを考えまして、小さな税金の金額ではあっても、やっぱりしっかりいただくものはいただいて、町のこれからの行政に反映させるということが大切だと。村田議員のご意見も私たちはぜひ一度聞かせていただく機会を持って、それで職員にもその思いを伝えていただけるような会合をつくっていききたいというふうに考えておりますので、その節はよろしくごお願い申し上げます。それをまた一つの礎にして、私たちは頑張っていかなければいけない、そういうふうに今思いました。ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ぜひ町では住民の意見を酌んだ行政を行っていただきたいと思います。

次に、教育長に質問します。今、体罰やいじめ問題が深刻な社会問題になっています。学校は本来、児童生徒が安心して通えるところでなければなりません。しかし、教育現場では、自殺者が出た教訓も生かせず、事件が頻繁に起こっています。これは、我が町でも例外とは言えない日本全体の深刻な問題です。

そこで、10月以降、教育委員会では、学校現場にどのような実態調査を行い、把握に努め、対策を講じているのか伺います。また、体罰といじめを根絶するための教員研修等はどの程度実施しているのか伺います。簡単で結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 村田議員の質問にお答えします。

1点目の実態調査についてですが、いじめ問題に関しては、平成24年12月に町内3校の小中学校の保護者に対して、「いじめ発見のためのチェックリスト」と題し、生活についてのアンケートを実施しました。この調査の趣旨といたしましては、いじめ等に関する情報を保護者から収集することにより、いじめの未然防止、早期解消を図ること、また保護者のいじめ問題に関する意識啓発を図ること、さらに家庭においていじめ問題に対して子供と真剣に話し合う契機とすることです。集約の結果、不思議にも3校に同じような傾向があらわれました。今、保護者の目としては、言葉遣いが乱暴になった。感情の起伏が激しくなり、家族に反抗するようになったということが共通の変化として見えているようです。このことからいけば、いじめ発見の決め手は、1つ、いじめを受けている子供は、その事実を担任に訴えられるかどうか。2つ、いじめを見過ごさない学級の雰囲気があるかどうか。3つ目として、何でも相談できる保護者との良好な関係ができていくかどうかにかかっています。そうした相互の信頼関係を形成することこそ、いじ

めの発見の大前提です。自由に記述していただく欄も設けましたが、直接いじめに遭っているとか、いじめられているという表記はございませんでした。ただ、小学校では、一部に登下校のときの心配事や威張っているクラスメートのこと、中学校では、気になっていることを担任に報告し、対応してもらっていることなどが書かれていました。

これらの結果については、3校に情報提供し、各校の保護者に対し、結果の報告をするよう指示しております。今回、無記名での提出も可といたしましたが、大半の保護者が記名しての提出をしてくださいました。このことは、いじめに対してともに取り組んでいくという姿勢とも感じることができました。そこで、日々の子供たちとの触れ合いを大切に、保護者と連携、協力し、常に相談できる関係を保つこと、いじめは決して許されるべきことではないということ、情報収集や対応策の検討は組織的な対応が重要であるということを指導したところでございます。

次に、体罰についての実態調査でございますが、平成25年2月21日付で、「体罰の実態調査について」と題し、児童生徒、保護者共通の内容でアンケート調査を行っているところでございます。この調査の趣旨といたしましては、児童生徒と保護者から情報提供をしていただき、体罰の発見と適切な対応に努めていくものです。と同時に、教職員を対象にした実態調査も行っております。これは、体罰を根絶し、風通しのよい学校づくりに尽力するものであります。この体罰の実態調査については、現在集約中ですので、まとも次第保護者に報告する計画でおります。心配されることとしては、児童生徒、保護者と教職員の意識の違いが挙げられますが、いじめ問題も体罰問題も、組織的な発見が重要です。子供、教員、保護者、地域の4つのまなざしで見えていくことが何より大切だと考えております。

次に、教職員の研修についてのご質問でございますが、長瀨町では、町内3校の全教職員を対象にした合同研修会を毎年夏季休業中に実施しております。内容は、人権教育、特別支援教育、道徳教育、生徒指導、教育相談などさまざまですが、今年度は8月17日に教育相談に関する研修を講義と演習を交えながら行いました。その中には、いじめ問題に関する対応策なども含まれておりました。また、体罰についての研修は、各校に組織されている倫理確立委員会を中心に、毎月のように取り上げ、教職員の不祥事根絶に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。このように、学校では信頼される教職員の努力を期待し、いじめや体罰のない学級、学校づくりをしているところであります。その一番のものは、授業を通した信頼関係です。そのために、授業力の向上に重点を置いた研修も実施しております。現在いじめや体罰の問題は、学校教育の深刻な問題です。そういった問題を解決するためには、学校が当然やらなければならない教育の活性化、当たり前のことを当たり前につけていくことが大切だと思っております。

以上であります。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これは、私が調べたデータで、正しいかどうかというのはあいまいなところがありますが、ここ20年で体罰による自殺と考えるといいだろうというのが全国で57件発生している。20年間です。ですから、1年に2人以上と。これは表に出ているところなのですが、あるデータでそういうデータが出ています。今教育長の答弁ありましたけれども、私も学校現場にいたので、体罰というのは教師自身が気づかないと。特に部活動の面については、部活動は好きな者が集まっているということで、どうせなら保護者も強くなりたい、選手になりたい、そのためには教師の暴言や、ある意味暴力というのは、やむを得ないのではないかと、容認するような傾向にあると思います。そこのところをしっかりと頭に入れて、やはり学校側には教育委員会としての新たな調査であるとか、そういうのをぜひお願いしたいと思います。

なお、いじめについてなのですが、ネット上の書き込み等も大分問題化しています。これについて長瀨町では、ネット上の書き込み等の防止ということについて、保護者に対してのフィルタリング、例えば携帯なんかのフィルタリングであるとか、ネット上の書き込みを削除するように検証するというのですか、大きい規模ですので、なかなか全部のというのは難しいと思うのですが、私のいた学校なんかでは、それ校長が専門になって発見したというふうなこともやっているのですが、そのようなことをやっているのかどうか。

それから、ちょっと体罰、いじめ、不登校というのは因果関係があると思いますが、現在不登校の生徒数、児童数、わかったら教えてください。なお、それについて保健室登校とか相談室登校というのがありますけれども、これは登校はしているけれども、明らかに不登校となるのではないかなと思いますので、その数も今現在掌握していたら教えてください。

なお、教育委員会として、月例教育委員会として式典等以外でどの程度学校を訪問して現状把握に努め、問題の掌握というのですか、そんなふうなことをやっているのか、この点についてもお伺いしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） ご質問にお答えしたいと思います。

ネット上のいじめ防止についてですけれども、今年度は全県で、県のほうとして取り組んで来ています。それを月ごとに、例えば長瀨町でしたらこのようなネット上の書き込みがありましたという知らせがあります。それを今把握しているところですが、ネット上のいじめ等、誹謗中傷等のことは長瀨町においてはありません。

それから、フィルタリングをするということですが、これはこの間も学校警察連絡協議会、村田議員ご存じだと思うのですが、秩父警察署のほうから生活安全課の方が見えまして、その対応についてご指導していただきまして、それをもとに今度は各学校が保護者に発信する、家庭に発信するという形になっております。

次に、不登校の数ですが、30日以上を一応不登校というふうな形にしていますと、中学校で今1人、29日で危ない子がいます。それ以外は、保健室登校は議員さんは不登校だろうと言うのですが、一応書類に上げる上では、不登校としては数えていないのです、今も。ただ、そういう子が小学校に2名ほどおります。

それから、月例教育委員会以外に学校にどの程度行って実態把握をしているかということですが、私が10月1日から教育長になりまして、その間、学校には各中学校、小学校全部合わせると12回ほど行っています。これは、どういうときに行くかと申し上げますと、各学校では、先ほど最後のほうに申しあげましたけれども、やはり信頼関係に立った教育を推進する中で一番肝心なのは、授業を通した信頼関係、要するに子供の学力を保障する、子供の生徒指導上の課題をなくしていくということになると、やはり授業を通した子供とのかかわりが一番大事なので、その中では授業を、授業力ですね、教師の授業力を高めるということを長瀨町では取り組んでおります。そのたびに私も、会議等が重ならない限りは出て、指導主事と一緒に見ております。その中で、最後の研究協議会まではおりますので、その中で出た話題等をまた持ち寄って、月に1回行っている校長会議等でそれらの確認をしてというふうな形で実態把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今教育長が12回程度、授業力を高める、授業を見に行っているというふうなお話なのですけれども、これはあくまでも教育長として行っているということで、教育委員さんが学校を見て回ってということではないような気がするのですけれども、やはり教育委員会全体でそういうことはぜひ必要なのではないかなと思います。教育委員会を、月例の教育委員会を行うときに、会議だけではなくて、現場を皆さんで見て歩いて、そういうので見て歩いたほうがいいのかどうかは別ですけれども、その後に会議をするとか、そんなふうなことがぜひ長瀬町でも必要なのではないかなと思いますので、要望したいと思います。

なお、今いじめ、体罰というのが非常に問題になっていると。保護者も敏感になっているわけです。ああ、あれはうちの子が先生に言葉の体罰を受けたとか、そういうふうな形になると思いますが、そういう、このようになってくると、例えば体育教師暴力や器物破損等の問題も生じてくる可能性があります。長瀬はいつまでたってもいい学校でいるのだというわけにはいかないと思います。そのときに甘い対応とか、あいまいな対応というのが起こると、これは歯どめがきかなくなると思います。そのためにはやはり、教育委員会の毅然とした態度や対応策というのが確立されていなければいけないと思います。そんなふうなことで、教育委員会、あとその対応策を教育委員会として幾らか、もしも事件、事故が起こった場合に、こういうふうに対応しようというのを考えているのか。

あと1つは、昨今、学校教育、社会教育一体教育というのが叫ばれています。地域によっては、そういう社会教育委員の方の意見を公聴するというふうなことを行っているし、政府でも、文部省でもこういうふうにやってくれというふうなことなのですけれども、長瀬町として、その学社一体教育について、そういう社会教育委員の意見を聞くという場を設けてあるか、またはこれから設ける予定があるか、その点についてご質問したいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

対応策についてですけれども、全県で対応マニュアルというのがつくられております。それを各学校ごとに、学校の実態に応じた対応マニュアルができておりますので、それに沿って対応していくという考え方でおります。詳しい内容はちょっとここでわからないのですけれども、それでご理解いただきたいというふうに思います。

また、学社一体となった教育の推進ということで、長瀬町にも社会教育委員さんおられますので、社会教育委員会議の中でいろんなご意見を伺って、それを取り上げてというふうなことで進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 次に、町長に質問したいと思います。

国は、国家公務員に準じて地方公務員の給与引き下げを求めています。しかし、長瀬町職員のラスパイレース指数は低い状況にあり、給与引き下げを実施すると消費の拡大はあり得ず、ますますの地域経済停滞も懸念されます。

そこで、職員給与の引き下げでなく、人員削減による支出の削減は考えておられるのでしょうか。少数

精鋭、全体の奉仕者という使命感ある働きぶりを引き出すことが最善の方策と考えますが、いかがか町長に伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

先ほどちょっとこの問題には触れたと思いますが、長瀨町職員のラスパイレス指数は、平成24年度は国家公務員が特例で減額を行っている状況にありまして99.6で、国が特例減額を行わない場合と比較をした指数では91.8というふうにかなり低い数字になっております。国は、各市町村に一律、現状から7.8%削減をすることを求めているとは思わないで、国より高い水準にある部分について国並みに引き下げをしてほしいと要請をしているものだというふうに思っております。また、職員数は、平成14年度の97人をピークに年々減少しておりまして、平成24年4月1日現在で88人、10年間で9人、9.3%の減となっております。これは、平成14年度から実質的に新規採用職員の採用を見送らして、退職の補充をしない中で職員数の減を図った成果、結果と言えますが、新陳代謝がないということによる職員の年齢構成が年々高くなりまして、硬直化と空洞化が起きている状況にあるというふうに考えております。将来的には、地域主権改革一括法の制定などによりまして、国や県からさらなる権限移譲も要請をされてきておりまして、町民の生活を直接支える基礎自治体としては、町が行うべき事務は増加していくことがかなりの数字で見込まれているところでございます。町では、厳しい財政状況と新たな行政改革や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、平成23年度から5年間の定員適正化計画を策定いたしまして、引き続き事務量に応じた適正な職員数を保ちながら、町行政が滞りのないよう進めて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。先ほども申し上げましたように、そういう結果から、私の考え方といたしましては、当町職員の給与につきましては、減額をすることは全く考えておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 当然首長でありますから、町の実態ということはよくご存じで、私の調べた数字とほぼ同一かなと思います。前にも述べましたけれども、長野県の下條村では、職員を3分の2にしたと。職員のやる気と使命感を向上させ、効率よい村政を実現したと。さらに、村民との協働によるまちづくりも進んでいます。国会では、自分たちの議員定数を削減せず、職員給与削減を求めています。町では、こんな国の施策に応え、職員給与は削減は行わないという今の町長の答弁でよろしいわけですね。職員の減というふうなことについては、今のところ考えていないということで、先ほどの関口議員のお話にもありましたけれども、そこのところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） この職員の数減らしてというのは、かなり、先ほど申し上げましたように10年間で9人減らしたということがあります。それから、これから二、三年、来年、再来年から、大勢の退職予定者がございます。60を定年といたしますと、5人、7人、8人、一番多いのは8人だと思っておりますが、毎年5人以上の定年を迎えられる、そういう人たちが、幹部職員を含めて大勢、3分の1以上の職員が定年退職の年数になるという状況になっておりまして、これをどういうふうにするかというのは非常に難しい段階で、職員ともよくこれから相談をしていかなければいけません。将来的には人数を少しずつ減らすということは、私は大切なことだと思いますが、今おっしゃったように、経験の少ない職員を採用せざるを得ないということが当然前提になるわけでございまして、そのときに本当に効率のよい職員が働いてい

ただけるような環境をつくっても、やっぱり長く勤めている人たちの仕事とは、やっぱり乖離している部分があると思います。

そういうことから考えますと、具体的に数値を出して、ここで幾人に減らしますということはなかなか言いづらいというふうに私は考えております。これは優秀な人材が大勢集まっていれば人数が少なくてもいいというふうに、私個人としては少しずつ減員をしながら町をやっていかなければ、人件費というのは固定費で非常に高いということになるわけでございますから、この辺はこれからの大きな課題としてご理解をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町財政における人件費、これは役場職員だけではないと思うのですが、我々の給料も含めてだと思えます。財政指数の中で24.6%を占めているというのが現状です。職員定数適正化計画というのを策定されてあるというふうなことですよ。これは、総務課長または副町長に質問ですので、いいですか。それを作成したならば、事務事業の廃止とか業務プロセスの改革、あとは企業なんかで行っているアウトソーシング採用等で人員削減は行えるのではないのでしょうか。町長は、当初65人が適正と発言されたそうですが、それは諸事情で今までできなかつたというふうなことなのですが、これは甘いのではないかなという気がします。職員定数適正化計画を策定したにもかかわらず、何が甘いかという、要するに役場内各課の仕事内容、仕事量、これを検証し、把握されているのか。例えば、総務課では、この仕事に何人必要だと。社会教育にはこの人数が必要なのだと、そういう人数と仕事量、仕事内容が出てくれば明らかにかなりの人数というのが決まってくるというような感じがします。それがうまく算出されていないのかなという気がするのですけれども、それが算出できれば人数はこの程度でやっていけると。少ない人数でもやる気を持ってやれば十分住民サービスができると思いますので、そこのところを質問、よろしくをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 具体的な計画につきましては、総務課長からご答弁申し上げますが、また私もこの辺については非常に素人で、中身についての精査はしておりませんでした。ただ、職員の給与の状況から見れば、減額、減数をするということは必要なだろうという思いがあつての65人という言葉が就任のときに出たわけであります。しかし、現実してみると、先ほど申し上げましたように、国や県からの事業がどんどんおりにきているという現実には私は直面をしております。そういう中で、まだ最終的な結論は出しておりませんが、計画だけは立っておりますので、それは総務課長のほうから申し上げさせますが、そういう状況で推移をしております。これは計画でございますから、できればその計画に沿ってやっていくのが筋だろうというふうに考えておりますので、今発表いたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、定員適正化の数値目標ですとか進捗の状況でございますが、徐々に減らす計画となっておりますので、そのとおり、ある程度予定どおり進行している状況でございます。先ほども町長が申しましたとおり、これから60歳定年を迎える職員が今後ふえてまいりますので、その辺を全て補充するということではなく、徐々にできる限りの減員ということになるろうかと思えます。しかしながら、国、県等からいろいろな事務がおりにきている状況でもございますので、その辺を考慮しながらまた検討はしてまいりたいと思っております。

次に、事務事業の廃止ですとか、スクラップ・アンド・ビルド、事業の委託等、アウトソーシングというようなお話もいただきました。当然スクラップ・アンド・ビルドして新しい事務のほうに、時代の流れとともに変わっていくのは当然のことと思います。あと事業の委託につきましては、行政改革で委託費を減少させよう、少なくしようという話が以前ございまして、かなり職員でできるものはやっていけというようなご指導、ご指摘等もいただきましたので、一応事務職員ということにほとんど町の職員になりますが、現場のことですとか、庁舎のトイレ清掃等も含めて、これ当然時間外とかにもやったりもしております。そういう経費を節減しておりまして、アウトソーシングして、やっぱりプロの方に頼んだほうが早くできるものもありますし、その辺はまた今後皆様のご意見等もいただきながら検討してまいりたいと思います。

あとは、各課の仕事内容ですとか、仕事量を把握、スケールからしていくというお話、よくいただきます。議員のおっしゃるとおりかと思えます。実際各課の事務内容がデスクワークですとか窓口対応の時間をどういうふうにするかとか、何人来たから仕事の効率が図れていないという問題ではなく、相談業務とか多種多様にわたる事務もございまして、その辺がなかなか正直なところ把握できないところもございまして。また、事務量等も把握しても0.何人とか端数につきましては、当然1人という積算等にもなっておりますので、その辺も今後いろいろまた先進事例等も研究してまいりたいと考えております。

そのほか、職員数の減数の中で、定数等は減員にはなっておりますが、今後60歳定年後の再任用制度というの、民間企業等も含めまして法律改正がこの4月からされますので、そういう過去の経験とか実績とかを、また必要とするような部署等ございましたら、そちらも含めまして考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。計画的な土地利用の推進について町長に伺います。

長瀨町は、面積の約7割が山林地域となっているために、限られた平野部の土地を最大限に活用し、総合的かつ計画的に土地利用を図る必要があります。そこで、土地利用計画や都市計画マスタープランなどの計画を策定する考えはあるのか伺います。

また、平成7年度に策定した基本計画から現在の計画まで、「計画的な土地利用の推進」の現況と課題が変わっていませんが、課題解決は難しいのか考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

長瀨町は、町内全域が県立の自然公園に指定されていることや平地が少ないなどの地理的条件から、大規模な土地利用は行われておらず、耕作放棄地や手入れの不十分な山林が増加をしているのが現状でございます。これは、人口減少や高齢化によるところが大きいものと考えております。国土利用計画法に基づく土地利用計画は、町として定めなくてはいけないものではなくて、また埼玉県土地利用計画を見ても、大きな土地利用の転換は進んでいない現状にありますことから、現時点での策定は考えておりません。土地利用の規定につきましては、農地法や農業振興地域の整備に関する法律、農振法、埼玉県立自然公園条例などの個別法令で個々の案件について対応しているところであります。

なお、平成7年の総合計画策定時から昨年策定した後期計画まで、現状と課題が変わっていないということですが、大きな土地利用もなく、課題の解決も進んでいないため、継続して推進する必要があることから同じ内容となっております。先ほどもどなたかの質問で申し上げましたように、長瀨町の土地利用計画、農地利用計画の中で、農振法と普通の農地の仕分けが、普通町としてはこれが農業振興指定地域ですよ、これはそうでなくて違う、農地を転用してもいいのですよという、その境をつける時があったわけでありまして。そのときに長瀨町は、その個別のことについて、町としての計画は立てられませんでした。そのために、個々の土地の所有者の考え方で農振の指定を受けたり外したりという別々の入りまじった土地の指定が受けられたわけでありまして。これが大きな問題になっておりまして、それをまとめるには非常に時間と、それから地権者の同意が必要ということになって、なかなかうまくいかないということがあって今日まで来たのではないかなというふうに考えております。先ほど申し上げましたように、うちの前のほうの東洋パーツ、イスエードが工場をつくったのは、その農村工業導入指定地域という指定を受けました。受けられたから農地を工業用地として使うことができた。それがほかのところはできなかったという、そういう現実があるわけです。そういうこともあって、農地の集約的な活用方法というのが、今に至るまでとられなかったというのが大きな潜在的な理由の中に入っているのではないかなというふうに私は考えているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁を聞いていますと、その課題とか現況というのがそれほど重要ではないというか、そういうふうにもちょっと聞こえたのは、あと計画、農業振興でしたっけ、そういうのがあってなかなか難しいというようなお話なのですけれども、まず長瀨町には土地開発等による指導要綱ですか、というのがあると思いますけれども、そちらでいろいろ土地の利用するに当たってこういう決まりがあるのでだめですよとか、そういうのをやっている部分もあるとは思いますが、今の話には出ていなかったかもしれないのですけれども、その要綱というのは特に強制力とかもないようで、無秩序に開発が行われても仕方がないものかと思えます。

そのような中で、やはり先ほどもお話に出ていましたけれども、土地や建物の問題というのは大変難しい問題だと思いますけれども、私が今回言いたいのは、農業地域のスクロール化問題、虫食いに進むという問題と計画的な土地利用は難しいという課題があるということです。徐々に都市計画や都市計画マスタープランなどをつくれれば解決するのではないかと言いたいのですけれども、長瀨町では今から25年前に、平成元年ですね、長瀨町国土利用計画を策定したようです。しかし、この国土利用計画を策定した7年後の基本計画の施策の方向に、国土利用計画の見直しと都市計画区域の指定を推進するとあり、それに土地利用計画を策定するとあります。このときの状況がどうだったかはわかりませんが、時代の変化、情勢の動きに対応するために計画の見直しを促したのではないのでしょうか。それから18年たっているわけですから、さらに土地をめぐる情勢は大きく変化していると思います。

ご存じかと思いますが、総合振興計画とは、まちづくりの目標である将来像と理念を掲げ、基本計画とは、基本構想を実現するために施策や事業を体系的に示すものであるはずで、その基本計画の課題や施策の方向に、18年間上げていっているにもかかわらず、実施計画まで至らなかったわけですが、振興計画や基本計画とは、その程度のものなのではないでしょうか。計画の実施に当たっては、単に項目の羅列ではなく、これを計画的に進めねば計画とは言えません。策定委員会をつくり、審議会委員を募り、住民意識調査を行い、約1年かけてつくっている重要な計画なのではないのでしょうか。再度同じような質問になるかもしれませ

んが、私はこれまで18年間解決できなかった問題、解決というほどのものではなかったのかもしれませんが、私は農地の問題にしても、いろいろな問題の中で解決施策を打ち出すことが必要だと思いますが、今までの話を聞いた上で、町長以外の執行部の方でもいいのですけれども、なぜ今まで土地利用計画を策定しなかったのか。また、現況や課題を解決するために今後取り組む考えがあるのか。土地利用計画の見直し、都市計画区域の指定等は喫緊の問題として考えているのか、また重要な問題として捉えているのかということでご意見をお聞かせ願います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今、再質問につきましては、先ほど申し上げましたように、農業振興指定の問題がありまして、それが大きなネックになっているのではないかなと。私まだ調べてありませんが、私がまだ若いときに町に来ました。そのときに農振地域にするのか、農振を外すのかというときに、ほかの町は農業振興指定地域、例えば武川に秩父鉄道が土地を買いました。その中に農業振興指定地域があって、それはもう20年ぐらい前に土地を80%ぐらい外してあるところを買ったのですけれども、そのあとの20%が指定地域を町が外さないということになったものですから、その土地が全く死に土地になっているという現実があります。長瀨町はそれが一つ一つの、1筆ごとの農振の指定を受けるかどうかということで非常にばらばらの、個人の意思によって指定を受けるか受けないかということがあったわけです。ですから、この町の中は本当に、そのときから私たちが考えていることは、開発をするのは本当に難しい。大きなめぐりをまとめても、武川の土地が活用できるだけの許可は与えられないという事実から考えると、長瀨町の個々の問題は、とても解決するには改めて全部仕切り直しをするような状況にならないと難しいのではないかなと考えています。それが確かに農地を持っている人たちも高齢化が進んで、どうでもいいやという考え方を持っていますが、そここのところに行くと、自分の土地はしっかり守りたいという意識といますか、農業者としての主義的なことになってきているのが状況ではないかな、そんな思いを持っています。

したがいまして、これからいろんなことについて、また皆さんのご指摘をいただきながら、町としても発展計画等があれば、そのことについては積極的にやっていかなければいけない。先ほど村田議員のお話のように、財政的にも非常に厳しい状況の中で今日まで来たわけでありまして。これでこのまま将来も進んでいいかというふうなことではないというふうに考えております。新しい体制ができたときに、その人たちがどういうふう考えるのか。町の管理職がどういうふうな計画を考えて、それを町民のために実行するのかというのは、これから職員や執行者に与えられた大きな使命と責任だというふうに考えています。ですから、皆さんの議会のほうからも、いろんなご意見をいただいて、それをよしとしたときには積極的に、できる、できないは別にして、動いてみるということは大切ではないか、そういう面では非常にじくじあったものがあるというふうに今思います。ご指摘は改めて重く受けさせていただきますが、そういう状況を勘案して、ちょっと引っ込み思案になっていたということが現実にあります。そういうことでご理解をいただくしかないのかな、そんな思いを持っております。答弁にはならないと思っておりますが、本心を申し上げました。

○議長（大澤タキ江君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） その農振地域とか農業振興とか、今お話があったことについては、僕もちょっと勉強不足で、どういう形になっているのかわからない部分もあるのですけれども、例えば計画づくりという中で、皆さんご存じの町ですと、北海道のニセコ町では、準都市計画というものをつくったり、神奈川県箱根町では、都市計画マスタープランというものを策定しております。もちろんそのほかの多くの市町

村で計画はつくられておるようです。長瀬町でもできないことはないのかと思います。

なぜ計画的な土地利用の推進について繰り返しお話をするのかといいますと、例えば現在でも地権者との交渉がうまくいかず、工事が進まない道路もあるようです。地権者の合意はもちろんですが、中途半端な工事で終わってしまっているために、地域住民も不満はあるようです。また、桜新道などでは、住民の方から桜の時期には大型バスが通ると桜の木が折れてしまったり、渋滞もするし、せめて土日だけでも車の通らない時間帯をつくってほしいといった要望もあるようです。

また、今回の予算には、定住促進対策事業としての住宅を取得する若者夫婦世帯に対して補助金を出すとありますが、宅地をどこにふやしていくかなどの計画を立てていかなければ、こちらは農業地域の宅地化が進む要因にもなる可能性も考えられるのではないのでしょうか。今お話しした問題点を解決するにも、土地利用計画が必要ではないのでしょうか。逆に、土地利用計画を考えることで、町の問題点や改善点も見えてきます。都市計画や土地利用計画をつくるのが長瀬町の活性化やまちづくりに直結していると思いますし、ほかの市町村の計画の目標や目的を見ても、そういったことが書かれております。

これらの課題を解決することで、町民にとって住みやすく、魅力があり、観光客にとっても、行ってみたい、住んでみたいと思われる町になるのではないのでしょうか。そのための基本構想であり計画だと思います。町全体をどのように活用し、どう調和していくか。道路や公園、公共施設の整備、放棄地、空き地の利用方法など、緊急性、重要性、必要性があるのか、これからの長瀬の行く末をよく考えて計画しなければなりません。長瀬町の今後10年、20年、50年先の未来を考えて、土地利用計画をつくるべきなのではないのでしょうか。

最後になりますが、土地の利用方法を含めて、今後の方針、先の方向性、町長の考える長瀬町の将来像がございましたら、先ほども町長に聞いていますけれども、今のお話を聞いた上でお聞かせいただき、質問を閉じたいと思います。お願いします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 先ほど申し上げたことに尽きるかなというふうに思いますが、例えば道路が途中でとまっているとかというお話もありました。この道路につきましても、やっぱり地権者の同意というのが大前提でありまして、いろいろ紆余曲折を経ながら道路をつくっていく。非常に時間がかかって、何やっているのだというようなお叱りもいただいておりますが、やっぱり地権者の同意をいただかないと道の拡幅もできないというような状況にあります。その中に、やっぱり農振法の問題が随所に出てくるわけです。ですから、これから長瀬町の将来構想としては、当然観光地として町を立てていこうという思いからすれば、このことを解決する方法というのを我々は見出していかなければいけないだろうというふうに意を改めまして、これからもそういうことについてどういう方法にしたら、より簡単といいますか、その土地の利用方法がやりやすいかについてももう一回執行部で検討してまいります。そして、その農振法の問題、それから道路の改良の問題等々につきましても、みんなそこがセットにならないとうまく開発ができないということになります。それから、土地を譲っていただくのか、貸していただくのかという問題もあるわけがございますから、その辺も含めてこれからもう一度再精査をして、ご指摘を重く受けとめさせていただいて、町としての基本的な考え方を進めていきたいというふうに思うわけがございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ごみの減量化・再資源化について町民課長にお伺いしたいと思います。

大量消費社会の到来とともに、ごみの排出量が年々増加の一途となっております。第4次長瀨町総合振興計画においても、ごみの減量化・再資源化を推進していますが、処理施設の老朽化や最終処分場の満杯化を考えれば、住民一人一人がごみ問題を真剣に考えなければなりません。

そこで、長瀨町として、①、容器包装リサイクル法に基づく収集体制、②、観光客に対してのごみ持ち帰り運動、③、有価物回収事業報償金の活用についてどのように推進されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 板谷議員のご質問にお答えします。

初めに、容器包装リサイクル法に基づく収集体制につきましては、現在秩父広域市町村圏組合分別収集計画に基づき、収集しております。この計画は、循環型社会形成を推進するため、住民、事業者、行政の役割を明確にし、ごみの減量化と資源化に向けた取り組みを示すため、作成しております。現在この計画に基づいて分別収集を行っているものは8品目、①番目としてスチール缶、2番目としてアルミ缶、3番目としてガラス瓶の無色、4番目が茶色のガラス瓶、5番目がその他の瓶でございます。それと、6番目として紙パック、7番目として段ボールですが、この中には衣類等も含まれます。8番目にペットボトルと、これらの分別収集により、ごみの減量と資源の有効利用の意識が高まってきていますので、引き続きごみの適切な出し方など、地域住民に配布するごみカレンダー等を通じて啓発活動など積極的に取り組みたいと思います。

次に、観光客に対してのごみの持ち帰り運動についてお答えします。町では、以前から観光案内所、長瀨駅さんなどに協力をいただき、ごみの持ち帰りを呼びかけてまいりましたが、観光トイレ等の見えない場所や空き缶回収箱にごみを捨てるなど、限界があると考え、関係団体、観光協会、秩父鉄道と協議させていただき、販売店に協力を呼びかけ、ごみ箱の店頭設置や販売時にごみを回収するなどアピールし、観光地としての最低限のマナーとして、長瀨で出たごみは長瀨で回収することと決めました。町としては、昨年の9月より、観光協会の業務時間に限り、長瀨駅前観光トイレ入り口に分別回収ごみボックスを設置しております。

最後に、有価物回収事業の報償金の活用についてお答えします。この報償金は、町に登録した団体が回収した有価物の総重量に3.5円を掛けた金額を報償金として交付しております。本年度は、7団体が申請を行い、7万6,000キログラムを回収し、交付金額は26万6,325円となり、昨年度と比較すると回収量は約

2万3,000キロ多く回収した結果となっております。申請団体は、育成会やスポーツ少年団などとなっております。資源回収を実施することにより、児童生徒に対しての環境教育、住民の人たちに対してのリサイクル活動への関心を高めるものと考えております。報償金の活用方法は、各団体の活動資金の一部として有効に活用されているものと思われま。また、新年度より、新たな回収品目として、家庭で使用した植物性油の回収を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ただいまご答弁伺いまして、まず容器包装リサイクル法に基づく収集体制は、再資源化、要するにリサイクルという面が主にやられているという、秩父広域と一緒にやられているというようなことなのですけれども、実際的には容器包装リサイクル法では、3R、減らす、繰り返し使う、そして再資源化、3Rが基本となっております。今の答弁の中では、リサイクルの面しか考えられておりません。循環型社会を形成すべく、長瀨町としてはちょっと不十分なような考え方をいたします。減らす、繰り返すをすることによって、また再資源化のごみも少なくなるというようなことも考えてみてはいかがでしょうか。

それと、2番目の観光客に対してのごみ持ち帰り運動、これは逆に、今の答弁でいきますと、ごみを置いていくような状態をつくっているような感じがいたします。本来からの目的である観光客がごみを持ち帰る運動はどのようにして進めていくかということもよく検討してみたほうがよろしいかと思ひます。

それと、有価物回収事業においてのご答弁でございましたが、今ありましておりに、学校のPTAの関係の廃品回収が主だと思ひます。広域での資源ごみの受け入れ量は、年間約4,200トン、長瀨町で集めたのが大体72トンですか、全体の約1.4%です。それを見ても、有価物の報償金を出しても、1.4%ぐらいしかそれは集められていないというようなことを鑑みれば、まだまだ集められる要素があるのではないかと思ひます。四国の徳島の上勝町では、34分別でごみの80%を再資源化しているそうです。それで、上勝町では、ごみ処理に税金を投じたくないという方針で行われているみたいで。また、このような取り組みを行うことにより、全国各地から報道や視察などで上勝町を訪れる人が増加し、各商店の利用者もふえて経済効果も何十億とのことです。上勝町できて我が長瀨町でできないということはないと思ひます。秩父環境基本計画が完成した。3月の広報に載っております。環境施策を展開し、町民の皆様方、よろしくとのことです。長瀨町が1市4町の先駆けとなり、こういうことも進展させていってはいかがでしょうか。まずは、提案したいと思ひます。旧態依然の審議会ではなく、強力な実行委員会なり、実行会議を設置して、こういう問題に率先して取り組んでいってはいかがでしょうか。副町長、お願い。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 板谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、町民課長が答えたとおりでございますが、今のご提言を参考にして、ごみの減量化には一層努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） そういふことで、ひとつよろしくお願ひします。

質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、税務課長に質問させていただきます。

税収の確保についてです。平成23年度の町税における不納欠損額は170万8,000円で、時効の成立、滞納処分停止により権利、義務が消滅したことによるもので、徴収が不可能となりました。今年度は、徴収する権利、義務が消滅する前に、未納者に対して法に基づいて差し押さえ等の適切な措置を講じ、税収の確保を図るべきと考えますが、対策を伺います。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員の税収の確保についてのご質問にお答えします。

納期限までに納付がない場合、督促状を発送し、それでも納付されない場合には、催告書を出します。これらによっても納付がなされない滞納者に対しては、陸運局への自動車の登録情報の確認、金融機関への預貯金調査、勤務先への給与の支払い調査、法務局への登記簿謄本の閲覧などの財産調査を実施します。また、町外に住んでいる者につきましては、そのほか居住市町村への滞納実態調査を実施しております。この間においても滞納者との折衝を図り、一括納付できない滞納者に対しては、納税誓約書を徴取し、分割納付を行うよう指導しております。

次に、催告書等により、納税相談に応じない滞納者につきましては、財産調査等の結果により、差し押さえ予告書の発送を行い、再度納税や納税相談に来庁するよう通知しております。最終的に納税相談等に応じない滞納者につきましては、所得や財産の状況により、所得税還付金、自動車、預貯金、給与、土地等の差し押さえを実施しております。一方で、差し押さえ等の滞納処分をなるべく実施することのないよう、納税環境の充実を図るためのコンビニ収納や納税推進コールセンターからのお知らせにより、早期自主納付の向上も図っております。権利、義務が消滅する前に差し押さえ等を行い、税収の確保を図るべきということですが、先ほど申し上げましたように、調査を行い、随時に差し押さえ等の滞納処分を行い、税収の確保を図っております。

なお一方、その調査結果により、押さえる財産がない者、押さえることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある者、所在不明で財産があるかどうかわからない者などが時効により不納欠損処分となるものでございます。そのため、今後も差し押さえ等のできる財産があるかないかなど調査を十分に行い、納税資力がなく、滞納処分ができる財産がない者は滞納処分の停止を、納税意識がなく、自主納付が見込めない者や納税誓約が不履行の者につきましては、差し押さえ手続等を行うなど、滞納者個々の実情に応じた滞納整理を図り、法律に基づく適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 職員たちが一生懸命やっていることは、努力していることはよくわかります。いかに滞納した者を処分したり、それから徴収するということが大変だということはわかっていますが、このところしばらくずっと見てみますと、不納欠損処分が100万円台を推移しているというので、前のときは随分の金額が不納欠損でなくなってしまったということもあるのですけれども、今のお話を聞きますと、絶対何もないというものもあるのですけれども、中には1つや2つは誠意もなく、そしてしらばくれてという方もいると思います。そうですので、今年度、まだもう少し、期間があと1カ月、5月のそこ

までということになってくると、あと2カ月ほどありますので、そのときにまたよく精査してもらって、滞納処分を、本当にだめな人、取れない人、でも誠意がなくて払えない人、行くと威張る人というのものです。それから、一升瓶を持ってきて、怖い人もいるのを経験しましたので、よくわかるのですけれども、それから差し押さえというような書類をつくっても、すごい大変なのです、いっぱい。その労力を少しでも省くために、催告書とか、それからさっきの誓約書、それで少しでも長く長く、長期間を、1年が大昔といえば、またよくなるときもあるから、そこのところに内入れしておけば、10年たてばよくなるかもしれないからというようなので、なるべく不納欠損処分をしないで、税収の確保ということで、前回の議会のときも質問しましたけれども、そのときには随分徴収率がよくて、町長も行って県から表彰されたとか、いい気分にもなっていて、それは喜ばしいことですので、ですけれども、今年度のことにつきましては、一層の努力をするには、また大変でしょうけれども、努力をするのはどういふふうに、ちょっと、努力する、アップのやり方というのをちょっと教えてほしいと思います。ちょっとだけでいいです。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

日々努力をさせていただいているつもりではございますが、確かに議員おっしゃられるように、一つの区切りとして年度がもうすぐ締め切りとなりますので、もう一度気を引き締めて、その辺を対応したいと考えております。なお、今年度につきましては、県の協力、今までも県の協力はいただいているのですが、特に今年度につきましては、県の職員が短期派遣制度という、その制度も利用いたしまして、具体的なノウハウも教わってもおりますので、先ほど言ったように、また再度気を引き締めて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、今年度はぜひ、この欠損額がゼロにするというわけにはいきませんが、100万円以下にするようにぜひ努力をしてほしいと思います。

次に、2番に進みます。町長にお伺いします。農業の6次産業化の推進について。農業者の農業所得の増大を図るためには、農産物の生産だけでなく、加工や流通、販売まで農業者が主体的にかかわる6次産業化を進め、農業経営に新たな付加価値を取り込む必要があります。そんな6次産業化商品を集めたPR会が2月19日に県知事公館であり、すぐれた商品を決める投票で、小鹿野町の地鶏を使った商品が1位に選ばれました。当町でも、不耕作地が年々増加傾向にある中、地元農産物を利用して6次産業化を推進することにより、所得の増大や雇用の場の創出など、地域の活性化につながるとは思います。考えを伺います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

当町でも従来から農業の6次産業化に取り組んでおりまして、まんじゅうやジャムなどの農産物加工品を消費者に直接販売するなどの取り組みを行ってまいりましたが、現状では6次産業化に取り組む経営体が以前よりも減少し、農家も大幅に少なくなっているのが現状であります。農家が生産から加工、販売まで一体的に行うことは、取り組む意欲だけではなく、生産から販売全体の技術と知識や安定した販売先の確保などが必要なため、農家個々の努力だけでは大変難しいものがあるというふうに思います。また、現在でもJAちちぶ長瀬支店女性部が、漬物や手づくりコンニャクなどの加工品製造に県、専門家のアド

バイスを受けながら取り組んでおりますが、加工に使える時間の制約、機械設備の整備、経費に見合う売り上げ収入の確保など、グループでの取り組みには構成農家の農業経営に大きな負担となっているようにございます。こうした取り組みだけでは効果的な事業実施は困難なため、平成25年度当初予算に地域特産品開発事業補助金を予算措置し、6次産業化を推進することといたしました。こうした取り組みを具体化し、支援して経営を軌道に乗せて、地域の活性化とともに耕作放棄地を増加させないためには、農業関係者のみならず、多様な職種の協働と長瀨町民全体の意識改革も必要と考えますので、今後とも皆様の貴重なご意見とご支援をいただき、意欲ある農業経営が図られますようご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 難しい問題なのです、農業の問題というのは、農業者がつくったものを加工して流通して、そして販売するまでというのはとても1軒だけではできないのですけれども、この1位になったというのは、小鹿野町のながわか農園というところで、地鶏のタマシャモというのを使ったてんぶらが選ばれたと。だから、鶏をてんぶらにしてというようなことかと思うのですけれども、長瀨町では、そうしますと鶏を飼っているというのも余りありませんし、それからあと長瀨の観光地があるのですけれども、今農業をやっている方が年々、年々減っているというふうなのが現状ですので、何かいいことということ考えたのですけれども、先ほど町長が言いましたように、農振地域に入っている、それから入っていないところというので、野上駅前なんかも、この土地を売ってくださいと言われてたら、農振に入っているからだめだよと言われて、そのままオジャンになって、みんなそこで、ではしようがないから借りていてやるべというふうなところというのもすごくあるわけなのですけれども、そういうのは、借りている土地と自分で持っている土地というのは思い入れが違いますので、ですけれども、後継者がいないということもあるのですけれども、でも何か長瀨町も農業のほうで皆さんが少しでも一生懸命やる気になって、それが成功すれば大々的に、長瀨の西武鉄道も一生懸命頑張って、テレビにもコマーシャルでもやっていますし、すごくそうすると懐も潤うし、みんなの気持ちもすごく豊かになると思うので、何かいい案がないのかなと思ひまして、それで農業の実行委員会方式でやったらどうかとかなんとかというのですけれども、する人たちがもういない。それから、やる気力もなくなるという年齢がすごく多いのです。

そうなのです、何かいい案がないかなと思って、きょうこの質問をしたのですけれども、地域整備観光課長なり、それから皆さんで何かいい案をとということで、農業委員でも、ポロタン栗なんかを見に行ったのですけれども、あそこは小布施町でそれをつくったのを買ってくれるところがあるのですけれども、だからそういうのというところがあるので、何かいい案を、頭を絞って、でもそのところをよく考えてやってほしいと思うのですけれども、今のところポロタン栗を植えるぐらいで、何かあとは計画というのはありますか。それを地域整備観光課長にお伺いしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

まず、農業の後継者の育成とか、農業の遊休農地解消等は、今現在農地プランを25年度までに完成することになっておりますので、今アンケート調査等の集計も大体できておりますので、その集計結果をもとに、農業の振興についてプランを計画してまいりたいと考えております。

また、特産品につきましては、先ほど町長もちょっと申し上げましたが、平成25年度の予算で地域特産品開発事業補助金というのを設けまして、これは民間の方に、どなたでも結構なのですが、こういう6次

産業をやって、特産品をやっていただけるといふ方がいましたら、今の計画ですと上限50万円、2分の1の補助、ですから100万円の事業までの補助をさせていただきますして、長瀨でうまくできる特産品を開発していただくというような事業を取り組む予定でいます。これですと特産品が開発されれば、それを長瀨町で全体に広めていけるような計画ができればと考えております。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問を3点させていただきますが、最初に、水槽車の役場配備について総務課長にお尋ねいたします。

消防分署が統廃合され、長瀨町は秩父消防署北分署が管轄区域になり、皆野町からの出動で緊急時の初動に数分おくれが生じます。消火栓や防火水槽の少ない地区もありますので、消防団員の多い役場に水槽車を配備しておいて非常時に備えてはどうか、お考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

水槽車の役場配備についてでございますが、秩父消防署長瀨分署と皆野分署につきましては、昨年8月1日に統廃合され、皆野町内に秩父消防署北分署が設置されました。北分署の管轄区域は、長瀨町、皆野町及び秩父市の太田、下蒔田、下黒根地区と広範囲を担当しており、確かに町内に分署があったときに比べますと、現場到着までの時間が長くなる地域がございます。

さて、消防団に配備している消防車両につきましては、1月に消防ポンプ車1台を購入し、第1分団第1部に配備、そこに配備してありましたポンプ車を第1分団第3部に配置がえを行い、ポンプ車両の増加による消防力の向上を図っております。こうしたことにより、第1分団第3部にありました水槽車は、現在第1分団第1部の詰所に保管しております。消防団員につきましては、役場職員が多く入団しておりますが、各部に所属しており、火災などが発生した場合は、各部の詰所から各部の消防車で出動することになっております。役場に水槽車を配備した場合、車庫の確保や各部に所属している役場職員の消防団員が役場から出動してしまうことが起こり、日中、庁内にいる団員が少ない状況でもありますので、各部の消防車が出動できなくなる心配がございます。また、夜間や休日の場合も出動が難しくなるとおられます。

このようなことから、現在水槽車の出動は、火災の状況により消防団の幹部などにお願いしていただいております。消防車両の配置がえ後間もないことから、現在のところ配備先の変更は考えておりません。しかし、今後消防団OBである役場職員の活用も視野に入れ、検討してまいりたいと存じます。なお、消防車とポンプの点検は、定期的に幹部団員に行っていただいております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 各部に役場職員が所属しているから、そちらでということでもありますけれども、役場職員が、例えば岩田の分団に所属しているからって、岩田に行って、それから結局現場に向かっていく

のでは非常に時間がかかるわけで、やっぱり消火というのは初動が一番必要なわけであります。そのところで、そろっていけば、この人たちが、職員が、きょうは3人、9人いたとしたって、3部体制ぐらいにしておいて、きょうは誰がまずこれに乗るぞというふうな形のをつくっておくとかというふうなことをして、水槽車に乗って、まずは野上下郷とか矢那瀬方面、非常に消防北分署から遠いですので、そちらのほうに駆けつけるというふうなことも大事かと思うのです。そういうことで、所属している分団も大事ですけども、日中の消火に関しては、非常に初動しやすい状況に役場はあると思うのです。この間、3月2日に、土曜日でしたけれども、長瀨地内で火災がありました。確かに役場の職員がいろんな分団の車に乗って駆けつけてくれましたけれども、やはり長瀨町の下郷地区に当たる樋口地区といますか、そちらのほうについては非常に手薄になっているのが現実であります。町長も北分署があそこへできることについては、長瀨から遠くなるということで非常に懸念を示していて、なかなか返事をしなかったというぐらいに慎重に進められたのですけれども、いわゆる秩父市の皆野方面寄りといますか、そちらのほうも入ることから、やむを得ず賛成したというふう聞いておりますけれども、長瀨町にある財産を、それを活用することは、私たちが十分に考えればいいことなのです。

ですから、役場職員が現在何人隊員にいるか私は知りませんが、相当います。町外から来ている団員さんも、各部のほうに所属しているかと思えますけれども、そういうふうな人たちも含めて、出動体制をつくっておくということは、非常に可能なのではないかと思います。やはり消防車が早く行って、1台で消せば、この間も風が強かった日なのですけれども、やはり早くに消せたために、類焼することもなくて、畑の草を燃やすだけで済んだのですけれども、あれがもうちょっとおくれたりしたら、建物火災になり、あの台風の中でと大火になりかねなかったということも思われますので、ぜひその辺を、場所がないとか、夜間、休日ではできないとか、だけれども、そればかりではないのです。昼間も結構ありますので、ぜひそういうふうな面で、せっかく消防車、長瀨の町内の端のほうですね、長瀨地区にある、長瀨のほうは心強いのですけれども、消防車があるだけで人間がないので、結局役場から来る人が動かして、またその現場に向かうという状況になるかと思うのです。

ですから、そういう意味からいって、やはり消防団員がしっかりと組織立ってられる長瀨役場に置いておいて、そこから出動していくと。まずは1台、真っ先に水を担いだ、水を積んでいる消防車が来てくれるということも一つの安心感にもなってくると思うのです。ぜひそういうふうにと、火災現場にはいろんなルールといますか、やり方があって、貯水池をうまく活用する方法とか消火栓を活用する方法とか、何台かが組んでやるというふうなこともありますので、一概に言い切れないかもしれないのですけれども、その水槽を持った車が真っ先に駆けつけてきてくれるという安心感が必要なのではないかとことから、再度提案させていただきます。

また、非常に今、消火栓等が道路にありまして、標識が黄色というかオレンジというか、四角等で囲ってあったりしていますけれども、非常に消えかかっています。非常にわかりにくいものですので、夜間でも発見しやすいように、そのすぐ近くの塀であるとか、道路の近く、結局鋼管、パイプがありますけれども、ああいうふうなものに蛍光塗料等を塗った形で、少し、2メートルの鋼管であれば50センチも埋めて、1メートル50も出ていけば、非常にわかるし、回転灯等をつけなくても、この辺にあるというのが一目で近づけますので、そういうふうな標識も設置してほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。何点かございましたので、漏れていたらまたご指摘いただければと思います。

役場に再度置いて初期消火ができるように、住民の方の安心感を保たれるのではないかというご質問が1点目かと思いますが、おっしゃるとおりではあります。ただ、消防の水槽車につきましては、乗車定員が3人、また中型車両ということもありまして、広い道路、なかなか狭いところまでは入っていけないという現状がございます。その辺も含めまして、また消防団員、各部に所属しております消防団員が当番で動くとなりますと、水槽車の点検等々、また各部での消防団活動、重複してしまうこともありますので、またこの辺はちょっと検討させていただければありがたいと思います。

もう一点、標識が消えかかっているということで、新たな蛍光塗料等の標識等を標示したらというお話かと思いますが、路面標示の関係は、団員が日々の活動の中で標示しているものがほとんどであると私も理解しております。確かに消えかかったりしておるものもあると思いますが、基本的に各部、各団、消防団員には水利台帳というのがございまして、防火水槽、消火栓の位置は基本的に各部の中は把握しているという、また日々確認等もしてもらっております。しかし、ご近所の方等が案内とかする際も含めると、確かに議員のおっしゃっていることもごもものところもありますので、また消防団のほうとも、その辺は伝えながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 前向きな検討というふうな形で捉えてよろしいかと思うのですけれども、ぜひそういうふうに向かって、実現性の高いものにしていただきたいというふうに思います。各団が標識等についてはやるのだといっても、実際のところ、資材なり資金なりが提供されないことにはできないと思いますので、その辺の予算づけというものが非常に必要かと思うのです。ですから、発見もしやすい、わかりやすい、それと同時に結局安くて、とにかくわかりやすいということを考えて、幾つか案を募って、そして結局予算をつけて、そして結局それを実現してほしいというふうに思います。

消防団のことでちょっとあれですけども、最近ちょっとしたことで、区内のといいますか、行政区内の消火施設というのを見て回ったのですが、その中にふだん土砂等が流入して、結局いわゆる長い間使われない、あけられないという消火栓の位置もありまして、消火栓がやっぱり道路のほうで少しくぼんだのだと思うのです。そのことから、結局道路の雨水が流入したあげくにすっかりと埋まってしまっているという状態のところがありました。とにかくそういうふうな状態のところもありますので、私とすると、うちのほうの区長さんとも相談させてもらったのですけれども、とにかく年に2回、春、秋の町内区域内の清掃がありますけれども、そういうふうなときに隣接する班等が清掃、消防団員の協力を得て点検する、また清掃しておくというふうなことも必要なのではないかと。そういうふうなことも総務課のほうでしっかりと取り上げたり、何かしながら改めて協力してもらうものはしてもらおう。また、資金応援できるものは予算化して応援していくというふうなことも必要かと思うので、ぜひその辺のことに向かってやっていただきたい。課長、もう一度、その辺のところをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 新井議員のご質問にお答えをさせていただきます。総合的にお答えをさせていただきますので、先ほどと重複するかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

先ほど来出ていました初期消火の重要性、十分承知しておりまして、サイレンが鳴りますと、火災規模

等が当然まだ確認できておりませんので、役場職員が各分団に分散しておりますから、各消防自動車は役場職員が運転して出動してくるような形には今後なくなってしまおうかと思えます。しかしながら、水槽車をというお話ですけれども、今申請中で、これがおりのかどうかわからないのですけれども、国のほうからの貸与の形で消防車を貸してくれるという事業があるのです。その事業の今申請しております、それですと軽ぐらいの大きさで、職員が3人ぐらい乗って初期消火にすぐ向かえると。こういう車が今申請してありまして、119という町の指令車ご存じですか。あの車がもう10年以上たっていて、そのかわりにそれを入れて初期消火に向かえるように今手続をとっているところでございますので、ただそれが国が認めてくれるかどうかというのがまだ決定しておりませんので、申請だけは今させてもらっております。もしその消防自動車が貸与されれば、役場にも消防OBが何人もおりますので、二、三人乗れる車ですから、初期消火には向かえると。なるべくその形のほうがいだろうということで、今進めていますので、水槽車の車庫だとか、そういうことを考えると、軽ぐらいの大きさ、昔の積載車というのですか、あの程度の消防車ですから、それを活用するほうが当町にとっては便がいいのではないかと、こういうことで今進めていますので、ご了承願いたいと思えます。

それから、消火栓の関係につきましては、前も新井議員とお話をさせていただきましたけれども、自分の区域の消防団は当然知っているのですけれども、よそから来たときにわからないというようなことがありますので、道路脇に目印だとか、消火栓そのものに丸を書くなり四角を書くなりして、蛍光塗料等で、誰が見てもここに消火栓があると、夜来たときにわかるような検討はさせていただきたいと思っております。

それから、総務課のほうにということで、消火栓だとか土で埋まって、ふだん使っていないようなところは利用できないような状態になっているというお話ですけれども、これにつきましても町と一緒に消防団のほうにお願いして、各団で現場のほうを見させていただいて、改善するところがあれば改善していきたいと、このように考えておりますので、ご了承をいただきたいと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） ご質問にお答えいたします。

副町長の述べたとおりでほぼ回答になっているのかと思えますが、予算づけ等につきましては、今議会で新年度の予算審議いただくところでございますが、来年度は郡の秩父支部の消防操法大会等も予定しております。その辺の経費も見込んでおりますが、団のほうと検討した中で、その辺の資金繰りがうまく調整できるようでしたら対応できればということで現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ぜひいろんなことに、実現もできるように進んでいただきたいと思います。

2番に行きます。県道上長瀨停車場線の拡幅整備について町長にお伺いいたします。県道上長瀨停車場線の拡幅整備について、最近の進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

進捗状況というお言葉でございますが、進捗をしていないような状況でございます、まことに答弁に窮しているわけでございます。ご理解をいただきながらお聞きいただければありがたいと、そういうふうに思えます。町といたしましても、秩父県土整備事務所に対しまして、再三にわたり、工事の早期着工を

要望しているところでありますが、改めて最近の進捗状況と今後の見通しについて確認をいたしましたところ、土地購入費と物件補償費について、毎年度予算要求を行っているようでございますが、厳しい財政状況の中で多額の費用がかかることや、国、県では笹子トンネルの天井板落下事故等の影響により、既存の施設の老朽化対策、維持補修への重点配備の政策もあり、予算の獲得ができないため、交渉に行ける状況にないのが現状のようであります。

また、踏切部の用地につきましては、新井議員もご承知のとおり、一部地権者と秩父県土整備事務所との用地交渉が難航しておりまして、今後の見通しが立てられない状況にあります。町といたしましても、秩父県土整備事務所と連絡をとりながら、早期に改良が図られるように努めてまいりたいと考えております。非常に難しい地権者ということでございまして、お名前は申し上げられませんが、非常に県土整備でも門前払いを食わせてということ、私も何回か行きましたが、最後にはどなられて追い返されたというようなことがございます。そういうことに窮しては交渉はできませんが、しかし全てのところでそのような状況を、多くの土地を持っている地権者でございまして、そのようなことがあって、県土整備といたしましても、非常に扱いづらい案件の一つだというように話を聞きました。だからだめだというふうに考えてはいけませんが、そういう状況でありまして、なかなか交渉が進まない。進捗状況というお言葉をいただいて、ちょっと身の細る思いがいたしましたが、そんな状況で推移をしているところでございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この質問も2年前にもさせてもらって、大体同じような答えが返ってきていて、とにかく難航しているという状況のままのお答えなのです。確かに相手がいることで、相手が何の返事もしてくれないと前へ進まないのですけれども、とにかくあのままでは余りよろしくないというのは現実でありますので、ぜひ直接町の用地としての買い入れではないので余計難しい部分もあるかと思うので、県土部分なので、でもその辺のところをまた町長にもお骨折りいただいて、交渉にさらに加わっていただきたいし、かかわってもらいたいというふうに思います。あと、確かに補償問題が非常に厳しい状況の中で、国道に直結、直角的に合流しないと県道はなかなか認められないのだというふうな感覚から、石屋さんのところ、お茶屋さんのところですか、あの辺を直角的に国道にするような図面もできているようなのですけれども、確かに難しい、多額の費用がかかるのはわかるのですけれども、その利用者、長瀨にとっては、上長瀨地域に入る非常に重要なところでありました。出てくる道もそうです。町で9号線との接点をうまく改良してもらった部分もあり、少しは解消しているのですけれども、その辺のところを熱心にひとつ交渉に当たっていただきたいということをお願いしておきます。これ以上言ってもしょうがないので、お願いだけしておきますので、済みません、お願いいたします。

3番に行きます。南桜通りの整備計画について町長にお伺いいたします。長瀨駅から上長瀨駅へ向かう荒川沿いの南桜通りは、町道認定されていませんが、桜の枯老木化も甚だしく、観光に耐えられなくなっています。また、道幅も狭く、すれ違いもままなりませんので、早急な整備が必要ですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

南桜通りの整備計画ということでございますが、9月議会でもご質問がありまして、お答えしておりますが、町道として整備することを前提に、現在土地の所有者でもあります一部地権者と協議に入ったとこ

ろでございます。この地権者も前向きに検討していただいておりますので、近いうちに結論が出るというふうに承知をしております。もし用地をお譲りいただけるようになりましたら、重要な道路でございますので、どのような道路にしていくか、現在ある桜をどのようにするかなど、各方面からのご意見をいただくよう検討委員会を設置し、計画を進めてまいりたいと考えております。実施する場合に、経費が相当かかりますので、現在国の事業でありますまちづくり交付金の補助を導入して実施したいと考えております。この事業は、今後5カ年間の長期にわたる総合的な整備計画であります都市再生整備計画の策定が必要となるため、現在第1次整備計画として、魅力あるまちづくり事業、仮称でございますが、複数の事業を計画し、国の補助対象事業となるよう整備計画を策定し、平成26年度から事業を実施していく予定で、現在計画案を作成しております。この計画の中の一つの事業として、南桜通りの整備計画を盛り込んでいくようになります。大変大きな整備計画となりますので、実施に当たりましては、平成25年度早々にも検討委員会等を設置し、整備計画策定を進めてまいりたいと考えております。委員会のメンバーにつきましては、現在検討中でございますが、なお先日、秩父鉄道との協議の中で、秩父鉄道との協議というのは、地権者は秩父鉄道であるということでございます。南桜通りの桜の話が出まして、桜につきましては当時秩父鉄道が植栽をしたとのことでございます。

以上でございますが、現在事業計画につきましては、6つの大きな行事を考えておまして、総額で町としての概略の計算をいたしますと、15億から20億ぐらいかかる計算でございます。その中の国の補助率が40%ということでございますので、これは順次この補助事業を使ってやっていくのが一番効率的だということふうに考えて計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 昨年9月に質問をしたときに、今年度中あたりに方向性につきましては鉄道と基本合意ができるか慎重に検討していきたいとか、24年度中に確定できるような状況で進めていきたいというふうにお答えいただいているのです。そういう中から、少し半年間に前進した感じの答弁をいただいたのですが、25年度より早々に検討委員会を立ち上げたいというふうなお話でありましたけれども、それを立ち上げ、結局それを実際にはどういうふうにしていくかということも、やはり再三あそこを歩くなり走りなると、全面的に2車線、片側1車線の2車線方式にできればこしたことはないのですけれども、なかなか難しいから、部分的に老木を残したり、また新たな木を植えかえたりとかというふうなことも考えたりとかしながら、結局待避線方式でいくか、それとも結局全くの交互、片側1車線の方式でいくか、実際にはつくる時にはそういう計画になると思いますけれども、実際のところ非常に5カ年では難しい。そんな半端な状態では計画としてできない、認められないということであるのか、そういうようなこともあるかと思うのです。

でも、実際のところ、老木でも、やっぱり生かしたいなという老木もあるし、その辺のところもあるし、また逆にいけば、またこれから100年を考えて、50年、100年先を考えて、しっかりと道をつくり、新たに植えかえておくということも大事かと思うのです。そういうような面で、北桜通りも大分老朽化してきておりますけれども、南桜通りは本当に老朽化が進んでおります。ですから、これを両方南北一緒にやるということはとても不可能に近いし、もったいない、できないことだと思うので、ぜひ南だけでも早くに検討をしっかりと、桜を植栽なりできまして、10年もすればそこそこになってきますので、そういうふうな形にしておいてほしいなというふうな思いをいたしました。人によっては、ここ桜でなくて、長瀬は紅

葉もいいから、紅葉の通りというのも一つ計画された段階もあるのだよなということを話してくれた人もいました。地元の人で。紅葉がいいか桜がいいかという、どうしても桜のほうにいくわけですが、そういうふうなことも含めてしっかりと検討していただきたいというふうに思うし、長瀬が活性化していくということは非常に大事なことであります。

そういう意味で、道路をつくることで、ちょうど秩父鉄道とも割と地権者の信頼関係もでき上がってきているところでもありますので、町長の信用を得て、譲りましょう、譲られましょうという感覚にもなっているのかと思うので、せっかくですから、乗りかけたことでもありますので、話がちょっと変わってしまって失礼なのですが、町長もこの6月、7月に任期になりますが、ちょっといろんな議員からも、前進的な提言、意見等は出ております。議会からも結局積極的な提案、提言もありますし、各課長たちも一生懸命考えてもらっていると思うのです。それを取りまとめて、町長もこれまで12年にわたって推進してきていただいたところで、ちょっとお疲れかとは思いますが、またそれと同時になれたところもありますので、乗りかけたこと、やりかけたことを、ひとつ次の7月以降の町長としてやっていってほしいなという声もあちこちで聞いていますので、町長の所見をお伺いしたいなと。話がちょっとそれで失礼なのですが、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 南桜通りから話がちょっとそれたようでございまして、今お聞きをして、私が基本的に考えていることは、選挙というのは出るときは勢いで自分が決められる。ただ、終わりを迎えるときは、自分の決断というものが大切だというふうに考えて、日々そんなことを考えながら仕事をやらせていただけてきました。12年というのがある間に過ぎていこうとしているわけですが、今ご質問をいただいて思いますことは、とにかくこの25年度の予算をここで成立をさせていただくということが大きなテーマであります。この3月の議会が終わりました後に、この私の、それから先の問題については、ご相談する人もおいでになりますし、行く先の方向を決めたい。なるべく早く結論を出して、次に新しい人が出て、この町政運営をやっていただく方がいっぱい手を挙げていただいて、この町を継続して、事業を進めていくような人がおいでになれば、またそれはそのときに考えたいという思いも、両面持っております。まだ確定をする段階になっておりません。今月いっぱいには結論を出して、皆様にご報告とご相談をさせていただくようにしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 話が少しそれましたが、言ってみれば本筋を聞きかけたところなのですが、今月いっぱいにはしっかりと覚悟を示してくれるということでもあります。期待してお待ちしたいと思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大澤タキ江君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第24号までの24件でございます。
議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。
各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第1号 長瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第1号 長瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例の提案理由を申し上げます。
新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、町に新型インフルエンザ等対策本部を設置する必要性が生じたため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、議案第1号 長瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。経過につきましては、平成21年に発生しました新型インフルエンザの経験を踏まえ、影響を最小限にとどめるため、必要な法制度を整えておく必要から、新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年5月に公布がされました。町においても緊急事態宣言が発令されたとき、直ちに町対策本部を設置する必要があり、このため特別措置法により新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものです。

議案を用意させていただきましたが、条文といたしましては、目的から雑則まで全5条から成り立っております。主な内容は、対策本部に係る組織及び会議について定めた内容となっております。

なお、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） この条文の中で、4番が本部長、副本部長、本部委員云々で、第5条に前項の職員は町の職員のうちから町長が任命するというようなことがあって、第3条のほうですか、第3条で2のところ、国の職員、その他の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができるというふうにあるわけなのですが、本部長とか、そういうのについては全て町の職員ということで、医療関係のスペシャリストは、この中には入っていませんが大丈夫なのですか。そういう招

聘して、会議で意見を求めてもらうということで、要するに対策本部の中に医療関係の医師であるとか、そういうのは入ってなくてもいいのかどうか、ちょっとそこのところをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

条例での内容は、今お示した内容になっておりますが、この詳細については、インフルエンザ等対策本部設置要綱というものを定める予定でおります。この要綱の中に、本部長は町長が当たるですとか、詳細について決めさせていただきたいというふうに考えております。

なお、医師等の専門職の方の意見を聞くということなのですが、やはり要綱の中で、関係者の出席を求めて意見を聞くというような内容も盛り込まれておりますので、必要に応じて専門職の方に出席をしていただくような予定をしております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀨町新型インフルエンザ等対策本部条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第2号 長瀨町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第2号 長瀨町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準について、国の基準に基づいて実施をしていたものを条例で定める必要性が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

- 健康福祉課長（中畝健一君） 議案第2号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が先ほど申し上げましたとおりでございます。経緯につきましては、地域主権改革を進めるために、地域の住民がみずからの判断と責任において、地域の諸問題に取り組むことが必要で、そのために地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成23年5月2日及び平成23年8月30日に公布されました。これらの法律は、それぞれ第1次一括法及び第2次一括法と総称され、多くの関連法律を一括して改正したものです。これにより、国の法令で定めていた基準を町の条例で定めることが可能になりました。この1次一括法及び平成23年6月22日に公布された介護保険サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されました。これに伴い、従来厚生労働省が定めていた地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準について、町条例で定めなければならないことになり、長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を設けるものです。

条例の基準となる現在の国の基準は、介護保険法第78条の2等によるもので、制定の考え方は、長瀬町においては、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として国の基準に基づき、条例を制定することといたしました。

議案第2号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の条文をごらんください。この条例の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、国の基準で定員が29人以下かつ条例で定めた人数以下の特別養護老人ホームで、この定員と申請者の資格を定めるもので、3条による構成となっております。第1条は、この条例の趣旨を定めるものです。第2条は、入所定員を29人以下と定めるものです。第3条は、申請者の資格を法人であるものと定めるものです。

施行期日につきましては、附則のとおり、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第3号 長瀨町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第3号 長瀨町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、国の基準に基づいて実施していたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第3号 長瀨町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。経緯につきましては、第1次一括法及び平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されました。これに伴い、従来厚生労働省が定めていた地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営などについて、町条例で定めなければならないことにより、長瀨町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を設けるものです。

条例の基準となる現在の国の基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）によるもので、条例の制定の考え方は、長瀨町においては、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として国の基準に基づき、条例を制定することといたしました。

それでは、議案第3号 長瀨町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をごらんください。

1ページの章を参考にしまして説明をさせていただきたいと思っております。第1章では、総則として、この条例の趣旨、用語の定義、この内容は基準省令のとおりとしております。及び地域密着型サービスの事業の一般原則を定めるものです。

第2章では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の人員、施設、運営に関する基準を定めるものです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、日中、夜間を通じて定期巡回と順次の対応による訪問介護、訪問看護のサービスをいうものです。

第3章は、夜間対応型訪問介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。夜間対応型訪問介護は、夜間の定期巡回や通報などにより、訪問介護のサービスをいうものです。

第4章は、認知症対応型通所介護の人員、設備、運営に関する基準を定めるものです。認知症対応型通所介護とは、認知症の高齢者の特性に配慮したデイサービスをいうものです。

第5章、小規模多機能型居宅介護の人員、設備、運営に関する基準を定めるものです。小規模多機能型

居宅介護とは、サービスの拠点での短期間宿泊や居宅への訪問介護のサービスをいうものです。

第6章は、認知症対応型共同生活介護の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。認知症対応型共同生活介護とは、認知症高齢者、グループホームへの入居サービスをいうものです。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めるものです。地域密着型特定施設入居者生活介護とは、小規模の介護専用型の特定施設への入居サービスをいうものです。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の人員、設備、運営に関する基準を定めるものです。地域密着型介護老人福祉施設とは、小規模の特別養護老人ホームへの入居サービスをいうものです。

第9章は、複合型サービスの人員、設備、運営に関する基準を定めるものです。複合型サービスとは、小規模多機能型居宅介護と必要に応じた訪問介護サービスをいうものです。

施行日につきましては、111ページをごらんいただきたいと思います。附則にありますとおり、平成25年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、議案第4号 長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第4号 長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、国の基準に基づいて実施していたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第4号 長瀨町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。経過につきましては、第1次一括法及び平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律により、介護保険法が改正されました。これに伴い、従来厚生労働省が定めていた地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法などについて町条例で定めなければならないことになり、長瀨町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を設けるものです。

条例の基準となる現在の国の基準は、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）によるもので、条例の制定の考え方は、長瀨町においては、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められないので、原則として国の基準に基づき、条例を制定することといたしました。

それでは、議案第4号 長瀨町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をごらんください。章を参考にして説明をさせていただきたいと思っております。

第1章では、総則として、この条例の趣旨、用語の定義、この内容は基準省令のとおりといたしております。及び地域密着型サービスの事業の一般原則を定めるものです。

第2章では、介護予防認知症対応型通所介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めるものです。介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者の認知症の高齢者の特性に配慮したデイサービスをいうものです。

第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めるものです。介護予防小規模多機能型居宅介護は、要支援者がサービスの拠点での短期間宿泊及び居宅への訪問介護のサービスをいうものです。

第4章は、介護予防認知症対応型共同生活介護の人員、設備及び運営並びに効果的な支援の方法の基準を定めるものです。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者の認知症高齢者、グループホームへの入居サービスをいうものです。

施行期日につきましては、47ページをごらんください。附則にありますとおり、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時45分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、議案第5号 長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第5号 長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例の提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法による道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法の基準について、国の基準に基づいて実施をしていたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第5号 長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。地域主権改革一括法による道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法の基準について、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定める特段の事情、地域性は認められませんので、国の基準に基づき、条例を定める必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容につきまして概略をご説明申し上げます。第1条、趣旨は、道路法に基づき、町の基準を定めるものでございます。

第3条、道路の区分につきましては、第4条に第3種第4級とか、第4種第4級とかがありますが、道路の区分には第1種から第4種までであり、第1種、第2種は高速道路、自動車専用道路であります。第3種、第4種は国道、県道、市町村道となります。第3種は、地方部で、第4種は都市部となり、長瀬町は地方部でございますので、第3種となります。その中で1級から5級まで分かれておりまして、1日の車両の交通量によりまして、3種の町道では、1級が1日の交通量が2万台以上、2級が4,000台以上、3級が1,500台以上、4級が500台以上、5級が500台未満となっております。この基準により、長瀬町の場合は、地方部で交通量が500台未満ですので、ほとんどの町道は第3種5級の道路となります。

2ページ、第7条では、道路に接続して路肩を設ける規定について、3ページ、第11条では、歩道または自転車道の設置について、5ページ、第21条では、縦断勾配、道路の設計速度による規定について、6ページ、24条では、舗装の基準について、8ページ、32条では、交通安全施設で横断歩道橋や照明施設等の規定、10ページ、第44条では、道路標識の寸法等についての規定でございます。道路を新設改良する場合には、この基準に行うこととなりますが、今まで法律で行っていたものが条例で定めることになったもので、特段基準が変更になるものではございません。

11ページ、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議案第6号 長瀨町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第6号 長瀨町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、町道の構造に関する基準について、国の基準に基づいて実施していたものを条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第6号 長瀨町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準について整備するもので、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定める特段の事情、地域性は認められませんので、国の基準に基づき、条例を定める必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

それでは、内容について主なものを説明申し上げます。第1章、総則では、円滑化法第10条第1項の規定に基づきとなっております。この規定は、道路管理者が特定道路についてこの条例で基準を定めるとなっております。特定道路とは、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われ、国土交通大臣が路線や区域を指定したものでございまして、長瀨町ではその指定を受けた路線がございませんので、特定道路の指定を受けた場合にこの条例が適用となります。

2ページ、第2章、歩道等では、平たんで、滑りにくく、水はけのよい仕上げにし、縦断勾配、横断勾配を規定しているものでございます。

3ページ、第3章、立体横断施設でございますが、立体横断施設を設置した場合、必要と認められるときはエレベーターを設置する等の規定でございます。

7ページ、第4章、乗合自動車停留所でございますが、停留所を設ける場合の規定でございます。

第5章、自動車駐車場でございますが、駐車場を整備する場合、障害者用の駐車台数や立体駐車場は、エレベーターやトイレの設置等を規定するものでございます。

11ページ、移動等円滑化のために必要なその他の施設でございますが、案内標識の整備や点字ブロックの設置等を規定し、移動等の円滑化を図るものでございます。特定道路を新設する場合には、この条例により行うこととなりますが、今まで法律で行っていたものが条例で定めることになったもので、特段内容に変更があるものではございません。

12ページ、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日より施行するものでございます。

経過措置といたしまして、下記第2項から第6項までは、当分の間、この条例の規定によらず行えるとの経過措置でございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2点ばかりお願いします。

課長が言われたことは、要するにこれは地域の特性は生かせないと考えることですね。今まで法律であったものが条例として定められるのだけれども、地域の特性は考慮されないと。これは、ではそういうことですねということで、ひとつ、具体的に言えば、長瀬町にエスカレーターやエレベーターをつけるような町道なんて、ちょっとマッチしていないということ。

あと1つは、これは答えていただけるかどうかわからないのですけれども、7ページの（1）、当該障害者用駐車場に通ずる歩行者の出入り口から距離が一番近い、短くと書いてあるのですが、役場の駐車場は、これは町道の駐車場とは違うのだけれども、障害者用の駐車位置があるのかどうか。

それから、もう一点、11ページの31のところ、視覚障害者誘導用ブロックをしてあるのかどうか。それだけ済みません。答えていただけるのなら。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、この条例、長瀬町としての特性は生かせないのかということなのですが、とりあえずこの一括法につきましては、基本的な条項でございまして、それで条例を定めるものでございます。今後状況によりまして、必要に応じて改革をしていきたいと考えております。とりあえずは、これを基本にして、これから長瀬町独自の条例を定めていくという方向で進んでいきたいと思っております。

また、役場庁舎については、今の条例につきましては、特にこの条例に当てはめてつくるものではございませんので、この中では入っておりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問に、庁舎の中の駐車場ということのご質問がございましたので、直接この条例の適用にはならないと思っておりますが、お答えさせていただきますと、障害者の方の駐車場につきましては、庁舎南側になるでしょうか、2台ほどスペース設けてございます。それから、誘導ブロック等は、庁舎に入って、またロビー、エレベーターのほうに向かって整備してございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 長瀬町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第12、議案第7号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第7号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地域主権改革一括法による公営住宅法の一部改正等に伴い、長瀬町営住宅条例の一部を改正する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第7号 長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございまして、今まで公営住宅法の基準に基づき、住宅の整備や入居資格基準を行ってまいりましたが、地域主権改革一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、条例で定めることになり、町営住宅の整備基準及び入居者の資格要件等について、国の基準を上回る内容、また異なる内容を定めるほどの特段の事情、地域性は認められませんので、引き続き現行と同様の取り扱いを行いたく、この案を提出するものでございます。

それでは、議案第7号の参考資料、新旧対照表でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表1ページの改正案をごらんいただきたいと思います。右側のところになりますが、第1章の次に第1章の2、整備基準を新たに加えるものでございます。第1章の2の主な内容は、町営住宅を建設する場合、第3条の3では、入居者にとって便利で快適なもの、第3条の4では、建設や維持管理に要する費用の縮減を図ること、第3条の5では、建設する場所が安全な場所で、日常生活の利便性がある場所、第3条の6では、安全性に配慮すること、第3条の7では、良好な住環境の確保、第3条の8では、住宅建設の基準、第3条の9では、住宅床面積や設備等の基準、第3条の10、11では、移動の利便性を考えたバリアフリーの措置。

4ページをごらんください。第3条の13から16までは、児童遊園や集会所、広場等の設置、通路の配置や安全性についての規定をしております。

第6条の入居者の資格でございしますが、入居者の資格や月額収入の規定になっておりますが、現在行っ

ている基準との変更はございません。

6 ページをごらんください。第7条は、被災者の入居資格となっております。

条例に戻っていただきまして、最後のページになりますが、附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、平成18年に法の改正があり、高齢者の入居基準に関し、平成18年以前の改革前は収入基準の月額で5歳の方も入居できましたが、平成18年の改正によりまして、60歳以上でなければ入居条件を満たさないこととなったため、改正前に60歳以下で入居した方が現在60歳にならない方への経過措置でございます。現在当町では、該当者はございません。

以上でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 長瀨町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第13、議案第8号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第8号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一

部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。地方自治法の一部改正により、町の基本構想の策定義務の根拠規定であります地方自治法第2条第4項が削られましたが、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想でありますので、従来の地方自治法の規定をそのまま踏襲し、議会の議決案件としたいため、一部改正を行うものでございます。

内容につきまして、参考資料の新旧対照表をごらんください。現在ちちぶ定住自立圏形成協定の締結等を議決案件と定めておりますが、総合計画の基本構想の策定、変更、廃止することを加え、議会の議決を要することとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第14、議案第9号 障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第9号 障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由を申し上げます。

「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第9号 障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称することなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例案につきましては、法律の題名改称に伴って、必然的に改正が必要となりますことから、町の条例で引用しております2つの条例を整理に関する条例としてご提案申し上げたものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。最初に、第1条の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、第10条の2第2号は、法律の名称を改めるものでございます。

また、引用しております条項が法律改正に伴い、ずれが生じますので、今回改めさせていただくものでございます。

第13条第1項5号と6号は、直前にある条を指示しておりますので、法令上、適切な用語に改めるものでございます。

めくっていただきまして、第24条でございますが、民法の次に法令制定年と番号を加えるものでございます。

次に、第2条の長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正でございますが、第3条第1項第1号と第2号は、法律の名称を改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、第1条の項ずれの箇所につきましては、法律の施行日に合わせ、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第15、議案第10号 長瀨町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第10号 長瀨町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 議案第10号 長瀨町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

町長の提案理由で述べましたように、スポーツ振興法の全部改正により、スポーツ基本法が施行されました。本法律施行に伴い、従来の「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」に、「スポーツ振興審議会」は「スポーツ推進審議会」に名称が置きかえられたため、関係条例の表記を改正する必要が生じたためのもので、2件の条例について改正するものでございます。

改正箇所につきましては、添付しました参考資料の新旧対照表でご確認いただきたいと思います。

なお、既にスポーツ基本法が施行されていることから、附則で公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 長瀨町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第16、議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、地方自治法の一部改正等により、所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明を申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第1条につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、参考人や公聴会に参加した者に関する規定で、引用する条や項にずれが生じたので、改めるものでございます。

第2条につきましては、引用している条例が改まっておりますので、改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第17、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

職員の給与に関する条例の勤務1時間当たりの給与額の算出について、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、勤務1時間当たりの給与額の算出方法などについて所要の改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第8条の3第1項第2号と第14条の9は、条ずれが生じておりますので、改めさせていただきます。

第13条は、労働基準法第37条の規定に基づく職員の給与に関する条例の勤務1時間当たりの給与額の算出について所要の改正を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第18、議案第13号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第13号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものです。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

- 地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第13号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。道路法施行令の一部改正により、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。道路法施行令の改正により、占用料の減免の号が変更になりましたので、改正するものでございます。

それでは、議案第13号参考資料、新旧対照表により説明させていただきますので、恐れ入りますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正案でございますが、第4条、主な変更点は文言の整理となっております。第1号は、国の行う事業のための占用、第2号は、鉄道事業法で行う占用、第3号は、公職選挙法による選挙運動のための占用、第4号は、ガス、電気、下水道の各戸引き込み地下埋設管の占用等が主な変更項目でございます。この項目に該当する場合は、占用料を減免することになります。

次のページをごらんください。別表の改正でございますが、表の一番下で道路法施行令第7条の改正により、第2号、第3号が追加されましたことにより、号が繰り下がるため、号ずれに対応するための改正でございます。

施行令第7条の2号につきましては、太陽光発電設備及び風力発電設備となっております。

第3号につきましては、津波からの一時的避難場所としての機能を有する施設となっております。

条例に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第19、議案第14号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第14号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,472万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を32億7,548万1,000円にしようとするものであります。

また、繰越明許費や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第14号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正、総額に歳入歳出それぞれ6,472万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を32億7,548万1,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費、第3条、地方債の補正につきましては6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、1番目の第2款民生費の高齢者・障害者共生施設整備事業につきましては、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、整備を進める予定でございますが、当該地ががけ地に当たり、施工方法に時間を要し、そのため本体の設計がおくれ、既存建物の解体もおくれしております。また、今議会に本体工事、駐車場整備等も補正予算計上させていただいておりますが、年度内に完成することができないため、また2番目の第8款土木費の道路新設改良事業につきましては、長瀬29、30、80号線側溝整備工事についてでございますが、設計及び関係者等の調整に時間を要し、設計業務

等がおくれ、工事については年度内に完成することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

下の第3表、地方債補正でございますが、事業が確定いたしました道路改良事業や防災施設整備事業の入札契約差金などにより、それぞれ減額の補正をさせていただくものでございます。

その結果、限度額3億6,327万8,000円が、補正後3億5,147万8,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。第1款町税、第1項町民税は2,000万円の増額となっており、第1目個人町民税につきましては、現年課税分と滞納繰り越し分におきまして、普通徴収分、特別徴収分、年金特徴分、合わせて当初見込みに比べ増額となる見込みとなっております。

第2目法人町民税につきましては、当初見込みに比べ、現年課税分が増額となっております。

第2項固定資産税は200万円の増額となっており、現年課税分、滞納繰り越し分とも増額となっております。

また、第4項たばこ税につきましては、70万円の減額となっております。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金につきましては169万1,000円の減額で、保育所や放課後児童クラブの利用者の減少などによるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金は1,251万6,000円の減額で、それぞれの節とも負担金決定に伴うものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金の老人福祉費国庫補助金につきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,000万円で、高齢者・障害者共生施設整備に対しての交付金でございます。

第2目衛生費国庫補助金は52万1,000円の減額で、合併処理浄化槽の設置基数が当初の予定件数に達しないため、実績に基づき減額させていただくものでございます。

14、15ページをお開きください。第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金は236万9,000円の減額で、国庫負担金と同様、それぞれの節とも負担金決定に伴うものでございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金は174万4,000円の減額で、それぞれの節とも補助金交付決定に伴うものでございます。

第2目衛生費県補助金は4万6,000円の増額で、第1節衛生総務費県補助金、子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業交付金につきましては、受診者、接種者の減によるもので、第2節の環境衛生費県補助金につきましては、浄化槽補助に当たり、転換基数等の増加、単独浄化槽の処分費や配管費分の増額でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金のふるさと長瀬応援寄附金は50万円で、ふるさと納税に係るふるさと長瀬応援寄附金で、6人の町外の方からいただいたものでございます。

第19款の諸収入でございますが、16、17ページをお開きください。第1目延滞金620万円につきましては、納期限後に納付された税金に対する延滞金で、実績による増額でございます。

第20款第1項町債は1,180万円の減額で、第1目土木債の道路新設改良事業債と第2目消防債の防災施設整備事業債とも事業確定によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金3,726万4,000円は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

以上が歳入の補正の概要でございます。

次に、歳出の内容につきましてご説明いたします。18、19ページをごらんください。第1款第1項第1目の議会費は120万円の減額で、議事録の印刷費用や議場放送設備の賃借料の減によるものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財政調整基金積立金は709万8,000円で、9月定例議会の際に歳入補正させていただきました定住促進宅地分譲地の売払収入を積み立てるものでございます。

第6目財産管理費83万8,000円の増額で、庁舎の電気料が昨年秋からの値上がりや、この冬の寒さによる使用量の増加などにより、不足するものでございます。

第12目ふるさと長瀬応援寄附金51万円につきましては、ふるさと納税に係る寄附金を基金に積み立てるものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は260万円の増額で、障害者自立支援システムの改修費用や障害者自立支援給付費等に不足が生じるため、増額させていただくものでございます。

第2目老人福祉費は9,360万円の増額で、旧清流苑跡地に建設予定の高齢者・障害者共生施設の施設整備や駐車場工事を初め、それらに関連する設計管理業務の委託料などでございます。

20、21ページをお開きください。第4目老人保健費は626万8,000円の減額で、後期高齢者医療制度の負担金の決定に伴うものでございます。

第5目介護保険費84万7,000円は、介護保険特別会計への繰出金の額の決定に伴うものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費2,561万円の減額で、放課後児童クラブの指導員賃金の減、当初の見込みより保育所の入所者数が少なかったことや、子ども、児童手当の減などによる減額でございます。

第2目児童扶助費252万7,000円は、こども医療費に不足が見込まれるための増額でございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目し尿処理費は128万円の減額で、合併浄化槽設置整備補助金交付実績に伴うものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費は428万3,000円の減額で、がん検診、妊婦健康診査、予防接種の受診者や接種者の減や、がん検診推進事業国庫補助金確定に伴う償還金でございます。

22、23ページをお開きください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費は95万円の減額で、事業確定に伴うものでございます。

第3目道路新設改良費919万1,000円の減額で、入札差金や電柱移設等の補償金が確定しましたことなどによる減額でございます。

第4目まちづくり推進費は1,347万円の増額で、旧雇用促進住宅野上宿舎、もとの高砂団地の土地と建物の取得費用でございます。

第3項住宅費、第1目住宅管理費は83万8,000円の増額で、町営住宅の修繕費用でございます。

第9款第1項消防費、第4目防災対策費は830万2,000円の減額で、防災行政無線のデジタル化整備事業の確定に伴うものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は5万8,000円の増額で、県委託事業に伴う事務経費の増額でございます。

第7目保健体育費、第3目学校給食費は70万円の減額で、賃金と通信運搬費の減と電気料を合わせたものでございます。

以上が今回補正させていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 13ページの法人の現年課税分1,000万入っていますよね。それで、次のページの延滞金が620万円というのですけれども、これはさっき言った法人にくっついてくる延滞金なのですか。それを1つお聞きしたいと思います。

それから、あと児童福祉費のほうの、随分減額、賃金から保育料運営費、それから子ども手当、随分減額になっているのですけれども、これは計算違いではなくて、人数が減ったのでしょうか。

それからあと、保育所の定員数が今は120人が前のとき100人から、60人から40人になったとかということで、それからあと保育児童が満杯までいなくて今運営しているのでしょうか。それを聞きたいと思いません。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

延滞金が伸びているのは法人の関係かということですが、一部は当然法人もあるかもしれませんが、主に法人以外の税の関係になっております。

〔「固定資産とか町民税とかというのはですか。620万円というのは随分の金額だよ」と言う人あり〕

○税務課長（大澤彰一君） そうですね。延滞金ですから納期を過ぎていただいたもので、相当の大金が入っているという形にはなるのですが、主に固定資産税が多いかなと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、保育所の人員が予定より少なかった理由、それと児童手当の人員が予定よりも少なかった理由が1点かと思えます。保育所の利用人数ですけれども、生まれてくるお子さんが少なかったというのが大きい理由かと思えますけれども、あと保育所に預ける方が少なかったというようなこともあるかと思えます。保育所は、共働きで保育に欠ける方をお預かりするわけですけれども、そういう方が思ったより少なかったということが言えるかというふうに考えます。

もう一つ、児童手当の人数ですけれども、これにつきましても当初見込んでいた人数よりも生まれる方が少ないとか、そういう理由で減額をさせていただいた。実数に合わせた減額をさせていただいたということです。

それと、保育所の現在の利用数ということですがけれども、平成25年度の入所する希望数をちょっととったところなのですけれども、高砂保育園が定員90名のところを、長瀨町の出身者の方ですと68名です。管外保育も含めると74名だったかと思えます。たけのこ保育園は、定員が60名で、町内の入園希望者の方が47名で、管外も含めると63名の方が今度ご利用いただくというような状況になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 税務課長にお聞きします。

延滞金の率なののですけれども、7.4の14.幾つで間違いはないのですか。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

延滞金でございますが、おっしゃるとおりに年利で14.6%ですが、ご存じのように最初の1カ月ですか、それは7.3%です。今は公定歩合とは言わないのでしょうかけれども、公定歩合と、それから4%、公定歩合プラス4%が7.3%以下であれば、公定歩合の4%プラスの率で計算してございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 健康福祉課長にお聞きするのですけれども、たけのこが60人が全部足すと63人というのですけれども、オーバーで、1割オーバーでも大丈夫だからということで、そういうことですね。はい、わかりました。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、2点ばかりお聞きをいたします。

初めに、工事請負費の件で、今この補正を8,600万円出てきているのですけれども、この中身をもう一度説明してほしいと思います。

そして、この工事は前回の質疑で駐車場がどうのこうのという質疑があって、こういうのが出てきたので、今後はこれ以上はもう出てこないで、全部完成できるのかどうか。私から見ると、こういう大きな工事をやっていくには、どうも計画性が少し欠けているように思えてなりません。そこをお答えください。

それともう一件、財産購入費で、先ほどから町長も一生懸命力を入れている雇用促進住宅の払い下げの件でお聞きをいたします。1,347万円とあるのですが、なぜ町が急に購入することになったのか。入札がならなかったから町に払い下げるのですよという話は聞いています。その建物についての縛りが10年間云々ということも私たちは理解しております。そこで、あの入札を町が手を挙げなかったら、国はどうするか。あのまま置いておきはしないと思うのです。そうすると、慌てて町が手を出さなくても、あそこがあんまり置かないのであれば、土地が出てくれば、住宅を建てる人がいるかもしれない、あるいはあれだけ広い敷地だから、工場を建てる人がいるかもしれない。そういうことがあるにもかかわらず、町が急に急いでこれを購入した理由について答えてもらいたい。

それと、今後高額な改修費や維持管理費が必要になるが、最終的に整備する総額は幾らぐらいになるのか、その予算を教えてください。

そして、例えば町長は若者定住であれを購入するのだという言い方をしていましたけれども、若者を呼び込むための何か理由が私たちにはわかりません。今の建物を改修して、あれを直したとしても、相当古い建物なので、若者が果たして本当に呼び込めるのかどうか、事業の計画を示してもらわなければ、全然いきなりぼんと出てきたのをここで賛成するわけにはいかないと思うのです。私自身はそうですから。

そこで、総務課がお財布を握り、企画財政も同じ課長がやっている、こういう計画性が持たないうちに次から次、手を打ってきてしまうような気もするので、今言った2点について、ちょっと細かく説明をしてほしいと思います。お願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中身につきましては、工事の概要についてと駐車場の整備も含めた全体的な計画ということの内容が質問の趣旨かというふうに考えます。工事の中身について、まず最初にお答えいたします。先ほど補正予算の説明にもありましてとおり、この事業は平成24年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用しまして事業を実施するものです。国から3,000万円の交付金をいただいて、今事業を進めてい

るところです。事業の経過について若干説明しますと、現在建物の設計をほぼ終了しまして、建築確認の申請がようやくできたところでありまして、担当としては近日中に許可がおりるのではないかとというふうを考えているところです。建物の詳細につきましては、建築面積が284.2平方メートルで、木造の平家建てを計画しております。

施設の内容につきましては、予算を要求したときに使わせていただいておりますとおり、高齢者と障害者の両方の方が使えるような事業となっております。高齢者のスペースとしまして、交流施設約86平方メートルを設ける予定です。障害者のスペースとしては、作業所を66平方メートル設ける予定となっております。もう一つ作業所を30平方メートル、2カ所設ける予定になっております。また、両方の方が交流できるようということで、トイレ、相談室、多目的室、ラウンジというようなものを設ける予定の事業を今進めているところです。

駐車場を含めた全体の計画ですけれども、この建物を建てるに当たりまして、崖地規制等の問題をクリアするようなことが必要だったものですから、ようやく建てる位置も決まりまして、その関係で駐車場が思いのほか少なくなったような状況にありますので、駐車場につきましては建物の性質から、高齢者の方と障害者の方が使われるということなので、近いところに設ける必要がありますので、近くの規制の状況ですが、地権者の方のご了解を得る必要がありますので、今回もろもろの条件が整ったということで、駐車場整備の費用もあわせて計上させていただきました。担当としては、建物と駐車場を含めた事業が行えるということで、これが大体大まかな事業内容になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず、野上宿舎、急に決まったのかということですが、これは急ではなくて、前からお話がありまして、町でどういうふうな、買うか、買わないかというのを出してくれということで、当初は金額も相当高くて、何億という金額でしたので、町では買えないというふうなことで回答しておりましたが、だんだん金額が下がってまいりまして、それでは買えるのかなということだったのですが、そのときはもう入居者がゼロになっておりまして、ゼロの場合、50%、半額にはならないということで、これもまた高くなってしまふということで、とりあえずは一度は諦めた形なのですが、その後、入札をするということになりました。入札する場合、町としても応札をするということになりますと、かなり高目の金額で入ってしまいますので、町としては入札はせずに、入札が不調になることを待っておりました。結局入札者がいなくて、今回町のほうに随意契約をしたいということで話がありました。

今回予算を補正で出させていただいたのですが、まず初めに入札しなかった場合、入札しなくてそのまま置いておいた場合どうなるのかということなのですが、機構側としましては、建物を取り壊しをして、更地にしてもう一度入札をかけるということをお話しておりました。更地にして入札にかけるとなると、多分買う方もかなりいるかと思うので、その前に町で若者定住の拠点にしようということで、買い取りの話を進めさせていただいております。

また、改修費はどのくらいかかるのかということなのですが、まだうちのほうも中を十分精査しておりませんので、詳しい金額等まだ設計をしておりませんのでわかりませんが、支援機構、売るほうの側がある程度の金額、最低でもこのくらいかかりますというのが、ライフライン、もう大分空き家になってから年数がたっておりますので、水道とか排水、またあと部屋の内装とか、そういうものが全て傷んでおりま

すので、大体8,000万から1億円ぐらいはかかるのではないかと考えてございます。まだうちのほうも詳細な金額は、中を本当に見ていないので何とも言えませんが、また見た段階で、取り壊したほうがいいのか、またはそのまま改修して使ったほうがいいのかということも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

あとは、若者を呼び込めるかということなのですが、まだ今とりあえずは買うということを計画している段階なので、また若者を呼び込む方法等、改修方法等は今後の計画になると思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 健康福祉課の説明はわかりました。私もこれは使用者が、障害者が使用するということで、多少お金のかかる話ですが、そういう障害者の方が作業ができるようにできるのであれば、やってもらえるように理解をしたいとも思います。

今の若者定住促進で買う1,347万円、今の地域整備観光課長の答弁でもよくわかるように、まだ余り計画性が整っていない。ただ、若者定住の事業はやりたいという意気込みだけは私も理解はできます。ですが、先ほども言ったように、ここで町が手を挙げないで、あの建物を、入札が不調に終わって、次の段階に行ったときには、今説明のとおり、多分建物を壊して更地にして売りに出せば、多分買う方は多いと思います。そうすると、固定資産税なりが町に入ってくる、そっちのほうが私はいいように思うわけです。今の説明でも結構な、補助金かなんかもうつくのはわかっていて、この事業をやるという計画性を持っているのであれば、お示しをしていただいて、ここで議論をして納得をしないと私もここで賛成か反対かといったときに、今質問をして余りよくわからないような状況で賛成をして、子供の時代に借金をふやしていくことは納得ができないので、いま一度説明をしてほしいのですけれども、今地域整備観光課長が説明してありましたけれども、例えば総務課あたりで企画財政、将来のそういう財政も踏まえて、これを出してきて、さっきの説明者は総務課長だったので、これだけの借金を背負っていくリスクと、あるいは次の一手の、手を挙げないで、国が打って出る、あれを壊して土地を誰かに売る方法、そういうのも考えて、横のつながりで出てきたのかどうか。今度はちょっと総務課長にお伺いをいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

雇用促進事業団の建物、土地につきましては、数年前から話があったということは、地域整備観光課長が申し上げたとおりでございまして、議員もご承知のことと思います。それで、今回3月補正ということで上げさせていただいたところですが、町といたしましても、若い世代が定住するまちづくりというのを掲げ、今回も来年度の予算等もほかの事業等も掲げております。確かに民間の人が手を挙げて更地を買って、分譲住宅とか工場とかということも考えられるかと思いますが、あの土地をやっぱ町としては早く押さえないといけない。また、応札がなく、評価額の2分の1等の話もいただいていたので、財政企画サイドといたしましては了解して、町長等の最終的な決断をいただいたところです。

なお、今回のこの建物の購入に当たっては、一般財源ということで、起債等が当たっているわけではございませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の最後のせりふで、一般財源から捻出をしていきますというお話、私は納得はい

きません。先ほど来言うように、手を挙げなければ民間が必ずや、あれを国がそのまま持っていないで民間に払い下げて、住宅やら工場につながっていくのだと思うのです。このままだと借金というか、負の財産が、それは土地は残るかもしれないけれども、これだけのお金をそれにつぎ込むのは、私は納得はいかない。それから、数年前からこの話が出ているといっても、この話、私がもう本当にアンテナを張りめぐらせていても気づかなかったのが悪いのかもしれませんが、私はこの話が出てきたのは、7番議員の一般質問でこういう話が出てきて知ったわけです。7番議員が一般質問をしてから、慌ててこれがぽっぽっ、ぽっぽっと進んできたような状況なので、今細かな説明を聞いてみたわけです。説明は、地域整備観光課長の説明もよくわかりました。それから、総務課長の説明もよくわかりました。

質問を終わります。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今回の関連なのですけれども、1,347万円、これ安く手に入ったなど。私、質問した立場からすると、ああ、よかったなという気がしております。これなぜかという、1つは政策的に若者促進住宅はどうしたらいいかという立場から、それではあそこをせっかく耐震もやり、いろんなことでやったのだけれども、住めることはできるのだよという、住んでいる人のお言葉もいただきました。そういう立場から、町としては政策的にはどうしたらいい、それを、若者促進をどうするのかという立場からすると、当時考えたときに、やはりあれはそのまま使えるのであれば、安く買えるのなら買ったほうがいいよという立場から申し上げたので、今関口君が言うようなことではなかったの、その壊したとか、その跡地をどうするのか、そこまでは考えていなかったのですけれども、非常にいいことだなど。町であれを町有として持っていれば、建物を壊したってそれなりの評価されるということだと思うのです。ですので、これを今後どう生かすのか、これが課題だと思うのです。この建物をどんなふうにし、どんなふうな形で有効に利用できるような方法をとれるのか。それは町長がこれから考えて、この前、ちょっとこの間、そんな話が出ましたよね。それについて今後どうするのかと。委員会をつくるのに何かやって、それについて検討するという、これを課題だというお話をちょっと先ほど言ったような気がしたので、その辺も踏まえて今後これを有効利用するならば。せっかく購入したのですから、これだけの値で安く買えたなど私なりに思っております。私もちょっとした会社をやっていますと、いろんなことでありますが、このくらい金だったら、ああ、よかったなと思うのです。だから、その意味で、ひとつそれを有効に今後どう活用するのかということについて、もし町長わかっていたら、お答え願いたいと思うのですが。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） それでは、齊藤議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

最後に関口議員が質問終わりますというときに、私ちょっと答えたかったのですけれども、たまたま今関連で質問が出ましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。関口議員、齊藤議員が初めて質問をしたときに知ったという話なのですけれども、私が参事をやっているときに、機構のほうから話がありまして、その当時は億のお金だったのです。とても古い建物と土地を億のお金で買うというのは、財政的にも苦しかったし、要りませんと、そういうことを何度か回答、文書でも返していますし、何度かそういうキャッチボールをやる中で、いよいよ機構側のほうが、雇用促進住宅を売却しますというお話が町のほうへ来たわけなのですけれども、先ほど課長が答弁したとおり、入居者がゼロということで、地方自治体に優先的に売るということはできませんよと。一般入札を経てからでないで地方自治体には譲ることはできませんということで、一般入札にかけたという経緯がございます。

その一般入札においては、現地説明会において、町も当然聞きに行きましたし、一つの栃木のほうの業者かな、1社、説明会に来て、応札したいということで町と両方が行ったわけなのですけれども、いざ入札になりまして、町としては金額が高いということが1つと、できたら半値で買いたいということから、応札はしないですよと。そうしたら、もう一つの業者のほうは、資金繰りができなかつたと。月曜日に、入札締め切りが金曜日だったかな、土、日、月曜日に資金繰りのめどができたので、どうにかならないかという相談に行ったらしいのですけれども、一応決まりですから、もうだめですということで、そちらのほうはお断りしたと。そのときに、何物件か入札に付したわけなのですけれども、ほかのところは再度入札に付すということで、長瀨町にあるところについては、長瀨さんが半値で買っていいよというようなお話があるので、長瀨さんのほうを優先しますよというふうなお話が来てから、いろいろ細部の打ち合わせをさせていただいているところでございます。

それから、先ほど5番議員さんから出ました10年間はそのまま使うのだよというふうなお話も当初からあったわけなのですけれども、違約金を払えば、それを取り壊そうが、町が自由に使ってもらって結構ですよ。ただ、先月確認したところによると、町が建物と土地を買って、例えば建てかえると。その場合には違約金は発生しませんというお話もいただきましたので、その後、先ほど新井議員の南桜通りのお話があったと思うのですが、まちづくり交付金、仮称で魅力あるまちづくり事業というようなお話で町長が答弁したと思うのですけれども、この事業で建てかえというのですか、新規にうちを建てることできると、国の補助をもらって。その辺の検討を現在始めていまして、40%の補助が出るわけですから、先ほど齊藤課長が買い値と改築費ですか、を入れると約1億2,000万円ぐらいになるのですか、その金額ぐらいで若者が住んでくれるような住宅、そのほか附帯設備として、子供がいるときの公園、そういうことがその中でできないかということで、今地域整備観光課のほうにおろしてありまして、そういう検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、若者に定住していただくために、何とか、関口議員も先ほど質問していましたが、あの住宅だと、恐らくなかなか魅力がないと思うのです。それにはやっぱり壊して、新しいのを建てて、金額的にも今の改築するのと新築するのと、さほど金額に差がないものですから、その辺で何とか検討できないかという話を今地域整備観光課長のほうにおろしてあります。ここではっきり申し上げられないのが残念なのですけれども、平成25年度に事業計画を立てまして、国のほうに申請をして、それでよければ、先ほど町長が金額まで申し上げましたけれども、その中に含めてできるような申請を今考えているところでございます。そういうことで、もうしばらく時間をいただければ、方向性的にはあの住宅を取り壊して、若者に魅力ある新しい住宅を建てるだとか、今のまま改築して、そのまま若者定住として、そこを基盤にするだとか、そういう方向性が出てくると思うのですけれども、町長とか私なんか的には、金額が変わらないのであれば、いろんな人の意見を聞きながら、委員会立ち上げるという話、齊藤君のほうからしたと思うのですけれども、そういう中で魅力ある住宅を建てて若者に住んでいただきたいと、このように考えているのですけれども、半値で買えたことはよかったのではないかなと。将来にわたっても、個々の考え方があって、負を残すと言う人もいれば、いい買い物をしたと言う人もいるかもしれませんが、町としては中心部だし、ぜひ将来的に有効に使いたいということで購入したいということで、この補正予算を上げたわけですから、ぜひ議員の皆様にはご承認をいただきたいと、こういうことでございます。

○議長（大澤タキ江君） 7番、齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) 今、壊すのですか、これ。とりあえず。

〔「いや、検討しているのです」と言う人あり〕

○7番(齊藤 實君) 検討する。

〔「検討中なんだよ」と言う人あり〕

○7番(齊藤 實君) 検討中はわかるのだけれども、いずれにしてもどんなふうにするのか、有効にやっていただきたいなという気がするのです。せっかくこれだけの中心部で、これだけのいい土地のところで、もったいないと思う。ぜひいい方向を出していただいて、何か皆さんに納得するようなものをつくって、若者が住むようにしてほしいなと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

以上です。

○議長(大澤タキ江君) 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) 2番。ちょっと質問が重複して申しわけないのですが、まず1点、この雇用促進住宅につきましては、私も質問をしたことがあるということで、億の金がかかると。いや、そんなことないよと。私の調べたところでは、それほどかかりませんよというお話を副町長にもしましたよね。多分そうだったのだと思うのですけれども、金額的には安いのかなという気はしますが、ちょっと町長の答弁の中で、まだ建物を見ていないけれどもというご発言があったのですけれども、物を買うにはやはり物を見て、これはこういうふうに使えらるというのがまず第一ではないかなと。そこでこういう議論が出てきたのではないかなと。補修するのだ、いや壊すのだと。まだそれは確定していないわけですよ。要するに買い物についてはそこをしっかりと、あそこをあけて見ていただいて、これは補修費が幾らかかると。いや、これ補修しても若者を呼び込めないとかいう場合に考えていくということで、原則的には余りお金をかけないでやっていったほうがいいのではないかなと。

特にもう一つの点と、老人福祉のほうで18、19ページのところなのですが、この高齢者と障害者の共生施設ということで、これ総額で9,360万円という高額なのです。広さにすると284.2平米ということ。坪当たり単価はちょっと計算できないのですけれども、今、非常に高いと思うのです。なおかつこの障害者団体のほうからは、要するに作業所としては、ある程度、前回の質問でもしましたが、30人程度いないと採算が合わない、誰が受けても。この広さだとちょっとそれは無理かなという気がするのです。この広さだと。それでも多分町でやるとかというのではなくて、立候補された方がいて、その人が受けてやりますよという形だと思います。でもこれ、マイナス、マイナスでいったら、これはもう続かないわけですから、せっかくの建物を生かせないと。そこは十分な計画を練っていただきたいと。

なお、ちょっとお金がかかり過ぎる。長くなりますけれども、雇用促進住宅を直すに8,000万から幾らぐらいかかりますよという話だったのですけれども、これ見ると、もう1戸建てるだけで九千数百万円かかっているわけです。非常にお金がかかっているわけです、これは。例えば駐車場にしても、整備費ですよ、これが555万円かかっているのです。えっ、駐車場に555万円、買ったのではなくて、整備にかかると。もう少し方法はないのですか。

あと、例えば一番上の357万6,000円が、この施設の工事をするための監理業務の委託というふうなことも、これはやむを得ない金額なのかな、ちょっと私には想像できないのですが、こういうふうなところをもう少し詰めれば、総額が減ってくるのではないかなと。駐車場の、確かにあそこ崖地ですから、あそこをこういうふうにするということになると結構だと思うのですが、残土を使ったりとか、何かそんなふうなこ

とで、もう少しお金をかけない方法。あいた畑もありますよね。あそこは多分長瀬に住んでいない人のものだと思うのです。あそこのお墓のそばは、多分そうなのです。だから、そういうのをちょっと借りるとか、そんなふうな何か工夫して、もう少し予算減額ができないのかどうかという、その2点ですが。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 1つ私が申し上げたことをご説明しておきたいと思います。

現場を見ていませんというお話を申し上げました。それは、実はあの建物を、前は見たことはあります。それを1つのうちを、2軒を1つにして、1軒にして、80世帯あったものを40世帯にしたという、そのとき1度見たことがあります。非常に玄関が小さくて、住みづらいところだなという思いがありました。それを2つにした。担当の課長は、現場をたしか、説明会のときに見ていると思いますが、非常に使い勝手がよくないということ、今の若い人にはそぐわないだろうという意見をいただきました。それだったら、では建てかえて、小公園をつくったり、公衆トイレをつくったりという提案があって、それはいいことだから、そういう方向も考えて、議会にご提案をして、それでそっちに認めていただけるのだったらそういうふうにしたほうがいいのではないか。先ほど副町長が言ったようなことを基本的には考えました。金がかかるからやりませんということではなくて、土地の有効活用をして、若者定住をという言葉だけで何もやらないで済ますというわけにはいきません。

ですから、あそこを拠点にして、新しく若者が住めるような、魅力のある建物にするということになると、建てかえをするほうがほとんど改修工事をやるのよりも変わらないということで、ほとんど変わらないということであれば、小公園をつくったりトイレをつくったりという、そういう附帯施設をつくって、建物を4階から2階にするようなことをやって、それで町営住宅なり、そういうことでお貸しをすることも一つの方法だろうという意見を私は申し上げました。そのことについては、皆さんも、そういうことも含めて検討しましょうということで、あそこ土地を買うことにしたわけであります。その先のことは皆さんにこれからご意見をいただきながら進めていきたいというふうに考えています。より効果的な、効率的なお金を使う。みんな町の税金ですから。それを無駄に使うなんて考えて始めた仕事ではなくて、たまたま運よく入札に手を挙げなかったのが、誰も参加しなかったために長瀬町に千何百万円という、非常に誰が見ても安い価格でいただきました。これは非常にありがたいことで、これを一つの起爆剤にして、そういうことを、新しいものをやるか、直すかということについては、若者の志向、それから居住に対する思いというものを考えたときに、どっちがいいのかというのを検討してきたところでございます。ですから、お金がかかってもいいからこういうふうにするとか、お金がかかるということは、住民の税金を使うわけだから、その辺については私たちも真剣にこれから検討していきたいと思っております。

いきさつについては以上でございますが、私はどちらかといえば、階を低くして、2階なら2階の建物にして、住まいを新しい近代的な建物というか、中身の使いいいような、そういうことにお使いをいただくのがいいのではないかなと私個人的には考えています。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

駐車場を整備する費用が少し高いのではないかとのご質問と、もう一点は建築する際の監理料が思ったより高い、その2点かと思っております。最初に、駐車場の整備についてお話しさせていただきますと、現在担当としましては、2種類の方法があるかというふうに考えています。1つは、建物をつくりながら駐車

場、発生した残土というのですか、発生した残土を利用して整備していくというような方法があります。こういうふうな方法があります。ただ、すぐ駐車場が必要であれば、ほかからの出た土を入れて、一度に工事を進めるという方法が1つ考えられます。もう一つは、発生した残土と、あと町内の公共事業、例えば地域整備観光課で道路工事等を行っていますけれども、そういうところから出た残土を順次入れていくという方法を考えております。ただ、本体の工事に支障があると困るということで、ここにおいてお願いしてあるのは、一度に工事を済ませてしまうというような費用を見込んで計上させていただいておりますので、これからちょっと詰めさせていただいて、順次公共工事が出た残土を使えるような方法が可能であれば、多分そちらのほうがお安くなると思いますので、そのような方法を採用させていただきたいというふうに考えております。

もう一点、監理業務につきましては、これは監理業務を委託する際の積算の基準がありまして、それによりまして積算をした額ということになっております。額的にいいますと、これから入札を行う必要がありますので、今回お願いしているのは予算の分なので、入札をしますと実際の委託する額となりますので、考えられることは、入札をしますと若干お安くなると思いますので、これを上回るということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 健康福祉課長の答弁だったのですけれども、では駐車場はもうとにかくあそこで、お金がかかってもやるということで、ほかの候補地、隣接する土地等もあるけれども、それをということは考えていないのかどうか、そこを済ませません、ちょっと答えて。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、駐車場の位置を決定した理由について触れさせていただきます。

駐車場の位置につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、高齢者の方と障害者の方が使う施設だということで、そう離れているところではなくて、隣接しているところが一番いいというふうなことを説明させていただきましたけれども、設置の理由としては、そこが一番になるかと思えます。あと、個々につきましては、先ほど建物をつくる際の基礎を設ける必要から、残土等の発生が見込まれますので、なるべく近くで処分したほうが良いというようなことで、候補地とさせていただくところがちょうどくぼ地になっておりますので、そこで処理ができて、残土等を遠くに運ぶ必要がないというようなことで、そこを候補の一つとさせていただきました。

あと、2つ目としまして、建物の維持管理上、議員もご承知かと思えますけれども、あの場所、周辺に樹木が多くなっております。特に南側が竹ですとかクヌギが多くなっております。そんな関係で、できましたら南側を広くとって、風通しとか採光をよくしてということで、建物の維持管理上からも、南側に、結果的に駐車場を設けたほうが、そういう意味からもいいのではないかとということで候補の一つとさせていただきました。

もう一点は、北側に平らなところはあるのですが、お墓等もありまして、なかなか利用をこれから進めていくと支障があるかなというようなこともありまして、そういう支障のない南側を一つの候補地とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） この雇用促進住宅の購入は、計画的でなく、急に出てきた話の感じがあります。しかもしっかりした事業計画がまだ定まっていなければ、買った後にどうなるかわからないし、今の段階では理解ができないので、買うのは時期尚早である。民間業者が入札しなかったのは、改修するのに相当な経費がかかり、経営することが難しいからだと思い、これを購入するということは、場合によっては無駄遣いになる可能性もあるし、町の財政状況が厳しい中で、相当なお荷物を背負い込むことにもなりかねないので、計画を煮詰めることが必要であり、事前に我々に事業計画をしっかりと説明してもらわなければ判断ができません。買ってから考えるでは遅いのではないかと思い、反対をいたします。

以上で反対討論にかえます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、賛成討論を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 私は賛成する立場から、それでは申し上げますが、町のこれからどうしようかという、政策的にどうしようかというときには、こうした多少の借金というか、ほかに無駄なことはいっぱいあるわけなので、そういうものを踏まえ、このくらいのこういうことについては、もうやらなくてはならない。これから人口をふやすにはどうするかということを考えますと、ある程度こういう犠牲的なものもなくてはならない。また、そういう面から、私はこれについては賛成いたします。

○議長（大澤タキ江君） 他に討論はございませんか。

反対討論はございませんか。反対はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） この件に対しては、賛成いたします。若者定住等、これから長瀬町は人口がふえていくべきだと思っております。また、下水道関係のものも、あそこに人が入ってくれば、下水道事業に関しても、上水道、下水道に関してもやっぱり利益的なものも上がってくると思います。その件から鑑みて、これは推進していくべきだと私は思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 他に反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） それでは、賛成の討論はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町の税金1,347万円というふうなことなのですが、ある意味関口議員の言うことも納得できます。これからどうするのだというのがまだ見えていないところがあると。壊すか壊さないかわからないという状況のようですが、私はあれを補修して使っていけるのではないかなという、めぐりとか

そういうところ、中へ入れないので、中は見えていないのですが、あとちょっと駐車場は、借りていた駐車場はなくなってしまったのですよね。だから、その点が、駐車場はどうするのかなというところがちょっとひっかかります。でも、これから人口減をカバーできるのかなという意味で、賛成ということで意見を述べさせていただきました。

○議長（大澤タキ江君） これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 平成24年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大澤タキ江君） 起立多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第20、議案第15号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第15号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,683万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を10億2,586万5,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第15号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,683万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,586万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明いたします。6、7ページをごらんください。最初に、歳入でございますが、第1款国民健康保険税でございますが、893万7,000円減額し、1億6,842万9,000円とするものですが、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税及び第2目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、決算見込額と予算額に差がありますので、それぞれの節につきまして増減させていただくものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、同じく第2目高額医療費共同事業負担金は、負担金決定に伴い、それぞれ減額するものでございます。

次に、第6款療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分の医療分として交付

されるものですが、給付実績等がふえ、交付額が1,787万5,000円増額し、6,233万2,000円となるものでございます。

次に、1枚めくっていただき、8、9ページをごらんください。第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金は、1件80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業に拠出しておりますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき105万6,000円を減額するものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会から交付されるものでございますが、交付額の決定等に伴い、2,543万減額し、7,512万3,000円とするものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の第1節と第2節の保険基盤安定繰入金につきましては、国、県の負担金決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、第5節財政安定化支援事業繰入金につきましては、繰り入れ基準額の決定に伴い、減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容についてご説明いたします。10、11ページをごらんください。最初に、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は、給付実績等に基づき2,569万円増額し、5億2,411万2,000円とするものでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費に対応するための拠出金ですが、拠出予定額の決定に伴い、422万6,000円減額し、1,915万7,000円とするものでございます。

次に、第3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、平成24年度から対象医療費を30万円から10万円超に引き下げました。対象医療費が10万円を超えるものから80万円までの部分に対応するため、それぞれの団体の規模に応じて拠出するものですが、拠出予定金額の決定に伴い、463万5,000円減額し、8,176万円とするものでございます。

以上で、今回補正をさせていただきます予算案の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第21、議案第16号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第16号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を6億4,915万1,000円にしようとするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第16号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,915万1,000円とするものです。

8ページ、9ページをごらんください。内容についてご説明をいたします。歳入ですが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料では、特別徴収保険料は死亡や転出で被保険者が減ったこと、普通徴収保険料は65歳到達者や転入者が例年に比べふえたことにより、総額で増額をするものです。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金は、国や県等からの負担金、交付金の交付決定に伴い、それぞれの金額を調整するものです。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、介護給付費や認定調査事務に係る事務費について、それぞれ繰り入れする額を調整するものです。

第2項基金繰入金、第1目介護保険給付費支払基金繰入金は、保険料、そのほかの補助金等で費用を賄うことができることとなったため、基金からの繰り入れを減額するものです。

ページをめくっていただき、12、13ページをごらんください。歳出ですが、第2款保険給付費につきましては、保険給付費の目の欄に示されているそれぞれのサービスの見込額がほぼ確定してまいりましたので、それに合わせて調整をするものです。

14、15ページをごらんください。次に、第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金でございますが、保険給付費がふえることにより、財源に不足が生じるため、当初予定していました積立額を減額するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（大澤タキ江君） 次会の日程をご報告いたします。

あす8日は、午前9時より本会議を開きますので、定刻までには会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。

本日はこれをもって延会といたします。

延会 午後4時46分

平成25年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成25年3月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平		健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島		勉	君	税務課長	大	澤	彰	一	君
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	大	澤	珠	子	君

事務局職員出席者

事務局長	若	林		実	書記	野	原		徹
------	---	---	--	---	----	---	---	--	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤タキ江君) 本日の会議に、地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(大澤タキ江君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりたいと思いますから、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、日程に従って議事に入ります。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤タキ江君) 日程第1、議案第17号 平成25年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤芳夫君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくようお願い申し上げます。それでは、提案理由を申し上げます。

議案第17号 平成25年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出それぞれ30億1,159万8,000円となり、前年度予算と比較し1億1,481万1,000円、4.0%の増額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(大澤タキ江君) 議案の内容等について、各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第17号 平成25年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明をいたします。

まず、こちらの予算書、厚い冊子でございます。平成25年度長瀬町一般会計、特別会計予算書と書いてあります冊子のほうからご説明申し上げます。1ページをお開きください。第1条の規定でございますが、歳入歳出予算といたしまして30億1,159万8,000円を計上いたしました。第2条の債務負担行為、第3条、地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とするものでございます。

それでは、6、7ページをお開きください。6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左側にありますように、農業近代化資金利子補助は平成25年度融資分を平成26年度から平成40年度まで、中小企業経営対策資金利子補助は平成24年度融資分を平成26年度から平成34年度までについて設定するものでございます。

右側7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の起債の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を起債するもので、庁用自動車整備事業、道路新設改良事業、河川改良事業、学校給食センター施設整備事業、体育施設整備事業、臨時財政対策債、臨時財政対策債につきましては、実質的な地方交付税の代替措置であります。これらを合わせまして2億6,990万円を予定しております。地方債に関する調書128ページに記載してございますので、お開きください。表の一番下の合計欄でございますが、平成23年度末現在高が30億4,185万3,000円で、平成24年度末現在高見込額が32億6,589万円となっております。平成25年度中の起債見込み額が2億6,990万円で、平成25年度中の元金償還見込み額が2億5,887万4,000円でございますので、その結果、平成25年度末現在高は32億7,691万6,000円となる見込みでございます。なお、この表の3番目の減税補填債、4番目の臨時税収補填債、5番目の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。また、1番目の（7）辺地対策債や2番目の災害復旧債などの元利償還金につきましても、一部普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債となっております。

それでは、次に当初予算の内容と主要事業につきまして資料を使ってご説明申し上げます。申しわけございませんが、資料、平成25年度当初予算の概要というホッチキスどめの16ページのものになりますが、ご用意いただきたいと思ひます。1ページをごらんください。こちらは予算規模一覧表にまとめたものでございますが、一般会計は平成24年度と比べ1億1,481万1,000円の増額、4.0%の増加となっております。また、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせた4会計の合計は46億8,705万7,000円で、平成24年度と比べ1億4,132万5,000円の増額、3.1%の増加でございます。

次に、2ページをごらんください。一般会計歳入についてご説明を申し上げます。まず、町税でございますが、平成25年度は8億4,061万1,000円で、町民税やたばこ税は増額となるものの、固定資産税が減額となり、平成24年度に比べ若干ではあります、38万8,000円の減額となっております。

次に、2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成24年度の実績見込みや平成25年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。なお、地方交付税につきましては、職員給与の削減による基準財政需要額への影響が若干予想されますが、過去の交付実績等から影響が出て平成24年度の当初予算額は確保できる見込みでございます。

次に、12番目の分担金及び負担金は、保育園保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金などで、平

成24年度に比べ39万6,000円の減額、1.2%の減少となっております。

次に、13番目の使用料及び手数料は、町営住宅使用料や社会教育施設の使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、町営住宅使用料の減額などにより平成24年度に比べ104万3,000円の減額、3.6%の減少となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金、児童手当事業国庫交付金などで、障害者自立支援給付費国庫負担金や社会資本整備総合交付金の増額などにより平成24年度と比べ386万4,000円の増額、2.1%の増加となっております。

次に、15番目の県支出金につきましては、障害者自立支援給付費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定県負担金、保育所運営費県負担金、児童手当事業県費交付金、個人住民税徴収県委託金、参議院議員通常選挙費県委託金などで、参議院議員通常選挙費県委託金の増額などにより平成24年度に比べ1,045万9,000円の増額、6.6%の増加となっております。

少し飛びまして、19番目の諸収入でございますが、学校給食の事業を一般会計予算の歳入歳出に計上した経緯とするため、保護者負担の給食費を継承したことなどにより2,826万6,000円の増額、87.2%の増加となっております。

20番目の町債でございますが、道路新設改良事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債の借り入れを合わせ2億6,990万円で平成24年度に比べ870万円の減額、3.1%の減少となっております。

次に、21番目の繰入金でございますが、歳出額との不足額に充てるための財政調整基金繰入金の額を増額したためなどにより、平成24年度に比べ8,519万4,000円の増額、53.3%の増加となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要、4、5ページをお開きいただきたいと思います。主なものにつきましてご説明申し上げます。最初に、4ページ、目的別歳出でございますが、1番目の議会費につきましては、地方議会議員年金制度に係る公費負担分の負担金率が下がることにより4,528万1,000円となり、平成24年度に比べ123万1,000円の減額、2.6%の減少となっております。

2番目の総務費につきましては、公用車の購入、職員退職手当特別負担金の増額、固定資産評価事業、参議院議員通常選挙や町長選挙の選挙費などの増額などにより7億3,832万円で、平成24年度に比べ3,840万6,000円の増額、5.5%の増加となっております。

3番目の民生費につきましては、障害者自立支援給付事業の増加などにより7億8,378万1,000円で、平成24年度に比べ1,740万9,000円の増額、2.3%の増加となっております。

4番目の衛生費でございますが、皆野・長瀬上下水道組合の下水道費負担金や浄化槽市町村整備型の負担金の増額などにより4億9,338万9,000円で、平成24年度に比べ2,235万1,000円の増額、4.7%の増加となっております。

6番目の農林水産業費につきましては、農業振興事業、緑の村管理事業、宝登山古損木等除伐再生事業の増加などにより4,098万5,000円で、平成24年度に比べ956万9,000円の増額、30.5%の増加となっております。

7番目の商工費につきましては、住宅リフォーム等資金援助制度の創設はあるものの、魅力ある観光地づくり事業の減額などにより3,017万1,000円で、平成24年度に比べ136万4,000円の減額、4.3%の減少となっております。

8番目の土木費につきましては、道路新設改良費の辺地対策事業の終了による減額などがありますが、他の路線の新設改良、定住促進対策事業、町営住宅長寿命化改善事業などの増額により1億4,023万5,000円で、平成24年度に比べ380万1,000円の増額、2.8%の増加となっております。

9番目の消防費につきましては、秩父支部の操法大会の増額がありますが、消防自動車購入などの減額などにより1億5,208万5,000円で、平成24年度と比べ1,654万5,000円の減額、9.8%の減少となっております。

10番目の教育費でございますが、職員給与費の減はありますが、総合グラウンドの改修や学校給食の事業を一般会計予算に歳入歳出を計上した経緯としたことによる増額などにより2億8,414万7,000円で、平成24年度に比べ1,961万7,000円の増額、7.4%の増加となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思っております。こちらにも主なものについて概要をご説明を申し上げます。1番目の人件費につきましては、地方議会議員年金制度に係る公費負担分の減額や、職員給与費の減額がありますが、退職手当特別負担金の増額などによりまして7億4,097万4,000円で、平成24年度に比べ899万4,000円の増額、1.2%の増加となっております。

次に、2番目の物件費につきましては、参議院議員選挙や町長選挙、宝登山古損木等除伐再生事業のほか、学校給食の事業を一般会計予算に計上したため、給食の食材、賄い材料費の増額などによりまして3億7,508万7,000円となり、平成24年度に比べ4,338万8,000円の増額、13.1%の増加となっております。

3番目の維持補修費につきましては、町道の補修工事、町営住宅、消防施設、公民館などの施設修繕の増額により2,184万4,000円で、平成24年度に比べ812万2,000円の増額、59.2%と大幅な伸びとなっております。

4番目の扶助費でございますが、障害者自立支援給付事業の増加などにより4億974万4,000円で、平成24年度に比べ995万1,000円の増額、2.5%の増加となっております。

5番目の補助費等につきましては、皆野・長瀬上下水道組合の浄化槽市町村整備型負担金や定住促進対策、住宅取得奨励費補助の増額などにより5億5,404万1,000円となり、平成24年度と比べ2,095万9,000円の増額、3.9%の増加となっております。

次に、6番目の普通建設事業費につきましては、道路新設改良事業や消防ポンプ自動車の減額などにより1億2,553万3,000円で、平成24年度に比べ2,686万7,000円の減額、17.6%の減少となっております。

少し飛びまして、13番目の繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金や皆野・長瀬上下水道組合下水道費負担金などの増額により4億7,710万6,000円で、平成24年度と比べ2,746万8,000円の増額、6.1%の増加となっております。

以上が平成25年度の一般会計予算の概要でございます。

それでは、次に各担当課の主要事業の主なものにつきまして、平成25年度の予算書に基づきご説明を申し上げます。

最初に、総務課から申し上げます。予算書の36、37ページをお開きください。次のページにもわたりますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は5億9,102万2,000円で、職員の給与関係や研修関係、公用車の購入、車の維持管理経費、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などの経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として法令に基づいた様式といたしまして、この予算書の120ページから126ページへかけて記載してございます。特別会

計につきましても、各予算説明書の後ろに記載しております。

38ページの第2目広報広聴費258万2,000円につきましては、「広報ながとろ」の発刊に係る費用でございます。

第4目財政調整基金費50万円でございますが、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例の規定による積立金でございます。

40、41ページをお開きください。第6目財産管理費2,557万5,000円で、公有財産の管理や法令の管理基準に基づいた庁舎の維持管理、物品の管理などの経費でございます。そのうち第15節の工事請負費は、夏場の暑さ対策として議会事務局事務室への遮熱フィルムの張りつけや庁舎の外壁のクラックの補修工事として101万4,000円を計上しております。

42、43ページをお開きください。第8目交通安全対策費175万8,000円で、交通指導員の報酬、費用弁償のほか、交通安全運動に係る経費と啓発事業に要するものでございます。

第9目自治振興対策費391万7,000円で、行政区の地域振興対策事業に対する補助金、防犯灯に係る費用などがございます。防犯灯新設要望に対応するために若干の基数設置分も計上しております。

第10目諸費778万6,000円は、44、45ページにかけでございますが、各行政区の正副区長への報酬や回覧物配布手数料、法律相談委託料、各種構成団体、協議会への負担金などの費用でございます。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、46、47ページにもわたってまいります。4,509万9,000円で、L G W A Nなどの内部情報系システムの運営管理、また住民・税務・財務の基幹系システムの管理を行う費用や、ちちぶ定住自立圏としての負担金などの経費でございます。

また、47ページの第19節でございますが、新規といたしまして昨年の年度途中から埼玉県町村会で情報システムの共同化を進める推進協議会を立ち上げましたが、その協議会の運営経費であります会費を104万7,000円計上しております。

少し飛びますが、50、51ページをお開きください。次のページにもわたってまいります。第5項選挙費は1,521万4,000円で、7月末に任期満了となります参議院議員通常選挙及び町長選挙を執行する経費を計上してございます。

また、少し飛んでいただきまして、90、91ページをお開きください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億2,992万5,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金や秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

第2目非常備消防費1,354万9,000円でございますが、消防防災の中核となる重要な役割を果たしている消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の報酬や費用弁償などがございます。また、平成25年度は秩父支部のポンプ操法大会の経費として選手等への費用弁償、消耗品費、備品購入費、作業着代等、各節合わせまして88万8,000円を計上しております。

第3目消防施設費427万9,000円でございますが、次のページにもわたってまいります消防詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽などの消防施設の維持管理を行う費用でございます。

なお、長瀨地区消防コミュニティセンターにつきましては、消防団活動のほか選挙の投票所や元気もりもり体操、各種会議等で使用しておりますが、敷地の舗装が傷んできておりますので、第15節の工事請負費で舗装の打ちかえ工事として118万7,000円を計上しております。

第4目防災対策費433万2,000円は、町の防災行政無線や県防災情報システムの維持管理、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助制度などの経費でございます。

なお、防災行政無線設備保守点検委託料につきましては、平成24年度に子局26局をデジタル化に更新いたしますので、1年間の保証がございます。その分が減額となっております。

また、少し飛んで、116、117ページをお開きください。第12款公債費、第1項公債費2億9,738万4,000円でございますが、町債の元金及び利子の償還の費用でございます。

以上が平成25年度の当初予算の概要と総務課の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、税務課長にお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） おはようございます。続きまして、税務課の関係についてご説明いたします。

まず、歳入の町税について説明いたしますので、当初予算書の12、13ページをお開きください。初めに、第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億1,543万円で、前年度24年度と比較して60万7,000円、0.2%の減と見込んでおります。当初予算積算時の調定額をもとに見積もったもので、景気の低迷等により減少するものと見込んだものでございます。

次に、第2目の法人町民税でございますが、4,119万7,000円で、24年度と比較して502万3,000円、13.9%の増と見込んでおります。予算積算時の法人税割の収納額が23年度と比べ大幅にふえていることなどから、増額を見込んだものでございます。

第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億2,300万円で、24年度と比較して665万1,000円、1.5%の減と見込んでおります。平成25年度は評価替え2年目となりますが、土地については、引き続き地価が下落している状態であることから3.9%の減額、家屋は比較的評価の高い建物が建築されていることなどから、2.1%の増額で見込んでおります。また、償却資産につきましては、減価償却分を考慮し3.1%の減額を見込んでおります。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、県からの数値に基づき106万4,000円を計上したものでございます。24年度と比較して36万3,000円、25.4%の減となっております。

第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、1,791万9,000円で、24年度と比較して21万円、1.2%の増と見込んでおります。これは、積算時の登録台数をもとに見込んだものでございますが、軽乗用車の需要が伸びていることから増額を見込んだものでございます。

次の14、15ページをお開きください。第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,200万円で平成25年4月1日からの税率改正により24年度と比較して200万円、5.5%の増と見込んでおります。

第5項第1目鉱産税でございますが、1,000円で科目設定でございます。

恐れ入りますが、12、13ページに戻っていただき、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億4,061万1,000円で、24年度と比較して38万8,000円の微減と見込んでおります。

次に、歳出関係の主なものについてご説明申し上げます。46、47ページをごらんください。第3項徴税費、第1目税務総務費349万8,000円でございますが、税務事務の管理的業務のほか、町税等徴収嘱託員の設置のための報酬、社会保険料や固定資産評価審査委員会の設置のための報酬、各種協議会への負担金などの税務総務事業の経費でございます。

次に、第2目賦課徴収費2,686万4,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業などの経費で、第11節需用費のバインダーなどの消耗品、第12節役務費の口座振替のための手数料、また第13節委託料には大量処理を外部委託する電算処理業務委託料を初

め、依然として地価の下落傾向が続いておりますことから、25年度においても適正な時価を算定するための時点修正鑑定評価業務委託料、早期の自主納付を促進し、滞納を未然に防止するための納税推進コールセンター設置事業の委託料、次の48ページ、49ページになりますが、3年に1度の評価替えのための固定資産鑑定評価事業の新固定資産税標準宅地鑑定評価業務委託料及び地番図の更新を行うための新固定資産データ更新事業委託料、また第14節使用料及び賃借料には、納税環境の整備のためのコンビニ収納事業のコンビニ収納ソフトレンタル料、国税連携のための地方電子申告関係サービス料、外部委託から自庁処理するための新固定資産税下落修正機能オプション利用料等の経費を計上してございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、町民課長、お願いたします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、平成25年度予算説明書に基づき説明申し上げます。

初めに、説明書の48、49ページをごらんください。最初に、住民担当の業務で、第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費、予算額1,228万1,000円でございますが、戸籍住民基本台帳業務等を行うために必要な経費として、OA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用でございます。

なお、戸籍情報システム改修事業費として158万6,000円計上しておりますが、25年度から国の施策により災害時に戸籍の正本と副本の同時消滅を防ぐため、関西エリアにある国の副本データ管理センターとの接続連携のための改修費用でございます。

次に、ページが飛びますが、58、59ページをごらんください。給付関係で、第3款民生費、第3目の社会保険費、予算額9,875万7,000円でございますが、重度の障害がある方に対しまして医療費の一部負担金を助成し、福祉の増進を図るための重度心身障害者医療費給付や、ひとり親家庭等に対する医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援するひとり親家庭等医療給付、さらに国民健康保険事業に要する経費について、国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。特別会計への繰り出しは、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金となっております。

次に、第4目の老人保健費で、予算額1億566万円でございますが、主なものは後期高齢者医療事業に対してのもので、被保険者証の郵送経費や健康診査の経費、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金、そのほか後期高齢者医療特別会計に事務費分や保険料軽減分の繰り出しを行うものでございます。

次に、62、63ページをごらんください。第2目の児童扶助費で1,889万8,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒、小中学生を対象として医療費の一部負担金分を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図ることも医療の給付でございます。

また、福祉再医療について、平成25年4月1日診療分から秩父郡市医療機関等は現物給付となりますので、窓口の支払いがなくなります。

次に、1枚めくっていただきまして、64、65ページをごらんください。環境衛生関係でございますが、第4款衛生費、第1目の衛生総務費で268万9,000円でございますが、衛生一般の事業のほか、ごみの減量化、資源の有効利用や環境への負担の軽減に資する廃棄物一般事業等でございます。主に有価物の回収事

業の報償金、岩畳周辺等の清掃事業、不法投棄廃棄物の撤去作業業務などの委託や処分費、生ごみ処理機の購入の助成でございます。

次に、第2目の環境衛生費747万8,000円でございますが、自然環境を保全するための事業で、首都圏自然歩道の管理委託や秩父広域市町村圏組合の火葬業務等の際の斎場費負担金や地球温暖化対策事業として住宅へ太陽光発電システムや高効率給湯器を設置する場合に補助金を交付するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、66、67ページをごらんください。下段の第2項の清掃費、第1目塵芥処理費4,589万4,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します清掃費負担金でございます。

次に、第2目し尿処理費3億3,760万9,000円でございますが、皆野・長瀬上下水道組合へ下水道処理事業及びし尿処理事業に要する事業費の負担をするものでございます。1枚めくっていただきまして、68、69ページをごらんください。また、浄化槽設置整備事業補助金は、皆野・長瀬上下水道組合において公共下水道計画区域外の区域において、従来の個人設置型から組合が設置、維持管理をする浄化槽市町村整備型事業、平成25年4月1日から実施されますが、事業の応分の負担でございます。

次に、第3項第1目上水道費4,314万7,000円でございますが、簡易水道事業債元利償還金に対する負担金、宮沢地区簡易水道統合に伴う整備事業に対する負担金、高料金対策補助金でございます。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） 次に、健康福祉課長、お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づき説明をさせていただきます。

説明書の54、55ページをごらんください。第3款民生費、第1目社会福祉総務費は、25年度予算額1億7,586万4,000円を計上させていただきました。主な事業としましては、社会福祉全般に係る諸経費や法に基づく各種障害者サービスの費用として、また在宅や施設入所者に対する負担金や補助金、在宅で生活をしている重度障害者への手当の支給、広域市町村圏で行っております障害者自立支援審査会への負担金、また社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員協議会への補助金等でございます。このうち新規事業としましては、子ども子育て支援法により支援行動計画を5年ごとに見直し、策定することとなっておりますので、審議いただく委員さんの報酬を、計画策定に伴い子ども子育て支援計画策定調査の委託料を見込んでおります。また、障害者総合支援法が平成25年4月から施行されることに伴い、虐待から一時保護するための施設を確保する必要から、その経費を障害者虐待に伴う一時保護委託料として計上をさせていただきます。

次に、56、57ページをごらんください。説明欄の中ほどにあります相談支援給付費負担金ですが、障害の各種サービスを受けるためにサービス利用計画を作成する必要があることからその費用として、その2つ下の自立支援医療（育成医療）費負担金は、平成25年4月から権限移譲に当たり埼玉県から町にその事務が移るもので、その費用を計上させていただきました。下から3つ目の障害児通所給付費等負担金は、障害児に対し発達障害の支援等のサービスを提供するものです。下から2つ目の障害児相談支援給付費負担金ですが、18歳以下の子供さんについて、障害の各種サービスを受けるためにサービス利用計画を作成する必要があることから、事業所への作成する費用として計上をさせていただきました。

第2目老人福祉費は、25年度予算1,484万9,000円を計上させていただきました。主な事業としましては、

高齢者の福祉に対する諸経費として、在宅高齢者に対する緊急通報システムの費用や老人クラブ活動推進のための補助金、在宅で療養している老人の介護等に対する寝たきり老人手当の支給、また養護老人ホームに入所している要保護老人の委託料、特別養護老人ホーム「ながとろ苑」の円滑な運営を図るための土地借上料などでございます。

次に、60、61ページをごらんください。第5目の介護保険費は、25年度予算額9,601万3,000円を計上させていただきました。介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、第2項の第1目児童福祉費は、25年度予算2億7,372万1,000円を計上させていただきました。主な事業としましては、安心して働きながら保育ができるよう民間保育所への保育委託料や保育園が行う延長保育、一時保育、障害児保育事業等への補助金交付、公設の放課後児童クラブ運営に係る費用や民間放課後児童クラブへの委託料、また子育て支援の主なものとして、出生児1人につき2万円の支給や絵本の支給事業、中学3年生までの児童等を育成する保護者に対する児童手当の支給に係る費用が主なものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。第4款衛生費、第3目保健費は、25年度予算額1,919万8,000円を計上させていただいております。主なものにつきましては、次のページ、66、67ページをごらんいただきたいと思っております。保健事業の拠点となっております保健センターの維持管理費や敷地の借上料、保健管理システムの使用料、救急医療費用としての秩父広域市町村圏組合の負担金、また1市4町で組織しているちちぶ医療協議会への負担金等でございます。

次に、68、69ページをごらんください。第4項の第1目の予防費は、25年度予算額3,737万4,000円を計上させていただきました。主なものとして、健康の保持増進や各種疾病の予防のための経費として、各種がん検診や妊婦健診、各種予防接種、人間ドック等の委託料や結核予防の経費として秩父広域への負担金等でございます。

新規事業としましては、70、71ページをごらんください。委託料の説明欄の下段にあります4種混合予防接種、不活化ポリオ予防接種は、予防接種の方法が個別接種となりましたので、必要な経費を計上させていただきました。

19負担金補助及び交付金の説明欄の一番下の不妊不育症治療費補助金は、少子化対策の一環として、不妊、不育の治療に係る費用の一部を助成する事業となっております。

20の扶助費の未熟児療育医療費は、平成25年4月から権限移譲により埼玉県から町が実施主体となるもので、その費用を計上させていただきました。

以上で健康福祉課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 次に、地域整備観光課長、お願いたします。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、続きまして地域整備観光課関係のご説明を申し上げます。

初めに、産業観光担当分についてご説明させていただきます。予算書72、73ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費59万円でございますが、地域における雇用の安定や拡大を図るための事業を行うものとするもので、関係機関や団体への負担金が主なものとなっております。

次のページをごらんください。第6款農林水産費、第1項農業費、第1目農業委員会費1,448万3,000円でございますが、農業者年金の加入促進や受託事務等、農業委員会全般的な事業を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費76万6,000円でございますが、山村交流や関係団体への助成、水田転作を円滑に実施しようとするものでございます。第8節報償費14万5,000円は、農業推進委員への報償金となっております。

次の76、77ページをごらんください。第3目農業振興費367万3,000円でございますが、具体的には関係機関との連絡調整や有害鳥獣駆除、生産団体、種苗購入、農業施設整備などへの助成、農業振興地域整備促進協議会経費、集落農業センターの維持管理など、総合的な農業振興を実施しようとするものでございます。

第13節委託料40万円でございますが、有害鳥獣捕獲業務を長瀬猟友クラブに委託するものでございます。

第19節負担金補助及び交付金の説明欄をごらんください。上から6行目、種苗費補助59万5,000円のうち平成25年度より遊休農地の拡大抑制のため遊休農地に果樹苗を植えていただき、遊休農地の解消を図ろうとするもので、苗木の購入の補助を行うものでございます。同じく一番下、新規事業としまして、地域特産品開発事業補助金100万円でございますが、この事業は、農業の6次産業化、または農商工連携により特産品の開発に熱意を持って行う者に対しまして開発費の2分の1を補助するもので、1事業最高50万円までの補助金の交付を予定し、特産品の開発を行うものでございます。

第4目緑の村管理費1,207万4,000円でございますが、緑の村関連施設等の維持管理や敷地の借上料となっております。

第13節委託料、次のページをごらんください。新規事業としまして、宝登山地域花と緑の保全活用事業委託料603万1,000円ですが、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業を活用し、緑の村周辺から宝登山周辺の保全管理を行うための委託料でございます。100%の補助金を受け実施いたします。

続きまして、第2項林業費、第1目林業総務費59万2,000円でございますが、森林緑化事業や宝登山四季の丘公園整備を行うもので、第13節委託料525万円は、新規事業で宝登山古損木等除伐再生事業の委託でございますが、宝登山山道、宝登山の山頂に登る道でございますが、沿道の森林は長期にわたって手入れがされておらず、昼間でも薄暗いため、利用する方が多くなりましたので、明るい山道にするために平成24年度補正予算でご承認いただきまして、現在宝登山山道周辺の除伐と下草刈りを実施しております。平成25年度は、その続きを実施するものでございます。100%県の補助金で実施いたします。

第14節使用料及び賃借料19万9,000円は、園地「四季の丘」共有地の借上料でございます。

第2目林業振興費59万6,000円でございますが、景観や松林を維持するため、例年行っております松くい予防薬剤の注入をする事業でございます。

第3目林業費344万3,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理や補修を行うものでございます。第12節委託料10万5,000円でございますが、林道葉原線分筆登記の事務委託料でございます。第13節委託料につきましては、次のページをごらんください。林道葉原線境界各点の再現測量委託、林道榎峠線改修工事に伴う測量設計委託でございます。第15節道路改良事業につきましては、林道榎峠線改良工事で、のり面の危険箇所を改修するものでございます。

次のページ、82、83ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費910万7,000円でございますが、商工会への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。第19節負担金及び交付金902万5,000円のうち新規事業といたしまして住宅リフォーム等資金助成事業補助金80万円でございますが、自己の住宅をリフォームする場合に町内に住所を有する施工業者に依頼し、工事を行った場合にはその一部を助成するものでございま

す。町内の業者が施工することにより商工業の振興を図ることができると考えております。補助金につきましては、これから決定するわけですが、今一律5万円を予定をしております。

続きまして、第2目観光費2,106万4,000円でございますが、観光トイレや桜の管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成に係る経費を計上させていただいております。

第11節需用費、消耗品費113万4,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗木代となっております。光熱水費は、観光トイレなどで使用する電気、下水道料となっております。第13節委託料709万2,000円で、公衆トイレ清掃委託234万円、観光情報館指定管理委託310万2,000円、桜管理委託100万円につきましては、前年同様で同額を計上させていただいております。また、新規事業といたしまして、町の観光と農産物のPRを長瀬駅前で行うためのキャンペーンの委託料50万円を計上させていただいております。第14節使用料及び賃借料42万円は、観光情報館や観光案内灯3基の敷地借上料となっております。第15節工事請負費46万2,000円につきましては、観光案内板の表示内容の改修をするものでございます。第19節負担金補助及び交付金819万8,000円につきましては、町観光協会、船玉まつり実行委員会を初め各種関係団体等への負担金、補助金でございます。

続きまして、土木、建設担当分につきましてご説明いたします。84、85ページをごらんいただきたいと思っております。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費401万2,000円でございますが、設計等の積算システムの維持管理や道路照明灯等の維持管理、各種期成同盟会会費などを計上させていただいております。第11節需用費301万3,000円のうち光熱水費252万円は、主に道路照明灯139基分の電気代でございます。

続きまして、第2目道路維持費2,290万4,000円でございますが、行政区への原材料支給、道路維持修繕や交通安全施設工事、道路台帳補正業務、道路愛護事業委託など、町道を維持していくために必要な経費を計上させていただいております。第11節需用費のうち施設修繕費100万円につきましては、交通安全施設の修繕や災害時の復旧修繕でございます。第13節委託料1,114万2,000円は、除雪作業、道路補正業務、道路愛護保全管理業務委託等の委託でございます。新規事業といたしまして、町道補修工事境界確認業務委託料20万円でございますが、道路の補修工事を行う際、境界の確認が必要な箇所が生じた場合の業務委託料でございます。

第15節工事請負費650万円、町道改修費450万円は、既存道路は老朽化も進み、舗装の傷みの激しい路線が多く、改良工事では対応し切れないため、舗装の打ちかえ工事を実施していくものでございます。交通安全施設整備工事200万円につきましては、ガードレールやカーブミラー等安全施設の設置工事費でございます。

続きまして、86、87ページをごらんください。第3目道路新設改良費8,181万円でございますが、町道の新設改良、排水路整備等の改良工事を行うものでございます。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいております平成25年度地域整備観光課、土木建設担当主要事業予定箇所をごらんいただきたいと思っております。この白い地図があらかじめお配りされていると思うのですが、ございますか。よろしいでしょうか。この地図にお示ししてありますとおり、右側から矢那瀬6号・12号・14号・44号線附帯排水路施設整備工事、延長270メートル、それと矢那瀬12号線測量設計委託76メートル、矢那瀬14・44号線道路改良工事、延長115メートル、幅員4メートル、この路線につきましては、継続の事業となっております。幹線8号線道路改良工事延長95メートル、幅員7メートルと支線50メートルの改良工事、この工事につきましても、継続事業となっております。

続いて、熊野沢護岸整備工事延長10メートルは河川改修事業としまして延長10メートルの工事を新規事業として行うものでございます。左下長瀨23・50号線測量設計委託料で、延長630メートルの測量設計委託事業を新規事業として行うものでございます。

以上が25年度の予定箇所となっております。

それでは、また予算書に戻っていただきまして、86ページ、第13節委託料950万円につきましては、先ほどご説明いたしました矢那瀬と長瀨地内の路線で2本の設計委託料でございます。第15節工事請負費5,800万円につきましても、先ほどご説明申し上げました3路線の工事代となっております。

第17節公有財産購入費、第22節補償補填及び賠償費につきましては、先ほど説明しました改良工事に伴う用地代、物件補償代でございます。

第4目まちづくり推進費638万4,000円でございますが、建築確認進達業務や都市計画基礎調査準備、道路後退取り扱い要綱に基づく測量及び用地買収に係る経費となっております。

第19節負担金補助及び交付金451万1,000円、新規事業といたしまして木造住宅耐震診断補助金50万円でございますが、長瀨町建築物耐震改修促進計画に基づきまして、耐震診断が必要な木造住宅で耐震診断を行った場合の経費の一部を補助するものでございます。補助金上限額5万円を予定しております。その下の新規事業で、定住促進対策住宅取得奨励補助金でございますが、人口の減少を抑制し、若者の定住と地域の活性化を図ることを目的とし、住宅取得の奨励を行い、新婚世帯、子育て世帯等で住宅を取得する方に対し、最高100万円までの助成をするもので、人口の流出による少子化の進行を少しでもおくらせ、また町外からの流入も促進しようとするものでございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費419万8,000円でございますが、管理する河川の維持修繕や改修に係る経費を計上させていただいております。第13節委託料50万円でございますが、次の89ページをごらんください。護岸工事1カ所につきましては、先ほど工事箇所でご説明いたしました滝の上地内熊野沢の改修の設計委託料でございます。第15節工事請負費210万円は、同じくその工事費でございます。第19節負担金補助及び交付金のうち急傾斜地崩落対策事業負担金117万5,000円でございますが、埼玉県が井戸地内で実施します急傾斜地崩落対策事業の一部を負担するものでございます。

続きまして、第3項住宅費、第1目住宅管理費2,092万7,000円でございますが、町が管理しております町内4カ所の町営住宅の維持管理に係る経費となっております。第11節需用費のうち施設修繕費383万3,000円につきましては、袋団地給湯器の交換修繕や退去しました空き部屋の修繕費等でございます。第15節工事請負費840万円でございますが、新規事業といたしまして塚越団地25棟50戸のうち一番古いもので昭和54年に建築の6棟12戸の外壁等の改修工事を行うものです。経年による外壁の劣化のため、外壁等を補修いたします。長瀨町町営住宅長寿命化計画に基づきまして建築年度、立地条件等を踏まえ、重要度に応じ計画的な改修を行うことにより効率的な維持管理を図るものでございます。国の補助金2分の1を活用して実施いたします。第13節委託料145万9,000円のうち新規事業測量設計管理委託料50万円につきましても、塚越団地改修工事に伴う委託料でございます。

以上で地域整備観光課関連の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤タキ江君） 最後に、教育次長、お願いたします。

教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、教育委員会関係の当初予算についてご説明申し上げます。

平成25年度当初予算書の94、95ページをお開きください。教育委員会関係予算は、ここから112、113ペ

ージまでです。それと、72、73ページに勤労青少年ホーム事業の予算が掲載されております。

それでは、順に説明いたします。初めに、94、95ページ、款10教育費ですが、全体で2億8,414万7,000円、前年度比1,961万7,000円、7.4%の増でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費とあるのは、教育長を含め5名の教育委員の報酬や旅費、負担金をまとめたものでございます。

目2事務局費は、教育委員会で行う16の事業を実施するための予算でございます。その中で主なものを紹介します。節7の賃金ですが、これは、さわやか相談員、特別支援教育支援員の人的支援事業を行うものでございます。

96、97ページをお開きください。節13の委託料の新規事業についてですが、第二小学校トイレの高圧洗浄清掃業務委託料とあるは、毎年3校を順番に実施しているものでございます。児童下校時安全対策委託料とあるは、第二小学校の矢那瀬地区の児童の下校の安全対策として、冬季の下校について車での送りを委託事業として実施するもので、平成24年度から実施しているものです。平成25年度の対象児童数は9名でございます。

次の節14使用料賃借料ですが、主に学校コンピューター整備事業でございます。情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているもので、25年度は小学校教師用のパソコンの一部のリースの更新契約と継続して活用しているパソコンやソフトのリース料等が主な内容でございます。

次に、節15の工事請負費ですが、学校施設等改修事業でございます。小中学校施設の改修等を行い、教育環境の改善を図るもので、施設を維持する上で必要な修繕や緊急対応の修繕に備えるためのものでございます。両小学校の遊具の安全を期した整備工事を初め、第二小学校体育館、自動火災報知機誘導灯の工事を行うものでございます。

次に、98、99ページをお開きください。目の3育英費ですが、これは入学準備金、育英奨学金の貸与事業になります。入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者へは一時金として40万円を貸与しております。育英奨学金については、私立大学の場合ですと月2万5,000円、年間で30万円の貸与になります。掛ける4年間で120万円の貸与になります。返還につきましては、大学卒業後2年目から5年間の間に償還していただきます。

次の第2項第一小学校費、次のページ、100、101、第3項の第二小学校費、次のページ、102、103の第4項の中学校費につきましては、それぞれの学校を維持管理していくために必要な消耗品、光熱水費を初め、学校運営に経常的に必要な施設管理の委託業務や事業費、負担金等の支出を実施するためのものでございます。

次に、104、105ページをお開きください。項5幼稚園費、目1幼稚園費、これは私立幼稚園に通園するお子さんの保育料等を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助金を受け実施するものでございます。年々対象となる園児の数が減少しているものの、補助率が上がっているため前年度比増となっております。

次の項6社会教育費、目1の社会教育総務費から、108、109ページ、目4の青少年健全育成費までがいわゆる生涯学習である社会教育事業、公民館事業、文化財事業、青少年健全育成事業をそれぞれ実施するための予算でございます。この中で107ページ中段、公民館費のうち節15の工事請負費は、中央公民館の事務室の東側の窓をガラス窓等にし、入館者、事務職員、双方の見通しをよくするための工事を新規に行

うものでございます。

次に、108、109ページ上段、文化財費の委託料中、旧新井家住宅の白アリ防除業務を新規事業で行います。

次の項7 保健体育費、これは社会体育事業の予算で、目1の保健体育総務費、これはスポーツ推進委員、今まで体育指導委員と呼んでいたものでございますが、の報酬やスポーツ事業の開催、体育協会、スポーツ少年団への補助金交付事業を行うためのものでございます。

110、111ページ、目2の体育施設費では、岩田の総合グラウンド、滝の上の塚越グラウンドの維持管理を行うための予算を計上しています。この中で節15の工事請負費中、新規事業ですが、これは総合グラウンドの管理棟がございまして、現在シルバー人材センターの事務所として貸し出しておりますが、その事務所のトイレの水洗化と隣接のテニスコート利用者が外からでも使用できるようなトイレに改修するための工事を行うものでございます。

関連で節13に設計監理委託料を新規で計上してございます。同じく工事費の新規事業で総合グラウンドのバックネットの腐食防止を図るため、塗装修繕費等の工事を実施いたします。

次に、項3の学校給食費ですが、学校給食センターの事業費、施設の維持管理費、運営していくための負担金、小中学校給食費補助事業等の予算でございます。

節7の賃金は、臨時の調理員を直接雇用で雇うものでございます。

112、113ページ、節18の備品購入費は、厨房機器の計画的な整備により、安心、安全な給食の供給に資するとともに、調理員の作業環境の改善を図るものでございます。25年度は給湯器3台の買い替えと連続炊飯システムの改良により作業の効率化を図り、厨房内の機器の配置に余裕スペースをとる整備を行うものでございます。

節19の補助金では、平成23年度から始めました給食費の補助、小学生3,600円に対し1,200円、中学生4,300円に対し1,500円の補助をするものでございます。

なお、給食費の会計につきましては、25年度から一般会計とします。

予算書29ページをお開きください。歳入予算、諸収入、雑入中下のほうから4行目になりますが、下段に新規で学校給食費2,796万7,000円を給食費の集金額として計上いたしました。これは、再び113ページをお開きください。113ページ上段に賄い材料費としてこの金額を計上してございます。

最後になりますが、予算書の72、73ページをお開きください。款5 労働費の項1 労働諸費、目2の労働対策費ですが、これは勤労青少年ホーム事業の予算で、勤労青少年ホーム運営委員の報酬や主催事業の講師への礼金、また例年3月に実施しております公民館ホームまつりの実行委員会への補助金から成る予算でございます。今年度はあさって3月10日に開催されますので、ご案内申し上げます。

以上で平成25年度の教育委員会予算の説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 風邪の調子が悪いので、少し質問させていただきます。

初めに、施政方針より町長にお伺いをいたします。平成25年度予算は限られた財源、効率的かつ効果的に執行できるように苦慮を重ねて編成したとのことですが、我が町では少子高齢化が深刻な状況で、至急対策を実行しなければならないと思います。こうした問題は関心が高く、高齢者保健福祉計画等が策定され、さまざま実行されておりますが、それに比べて少子化が言葉としては少子高齢化と同じに並べられています。子育ての問題は家族単位、個人的な問題と捉えられてきております。少子化は重大な問題であり、町にとって優先課題であると思います。どんな対策が25年度予算に盛り込まれているのか具体的に教えてください。それには各種サークル等、あわせて家庭の子育ての負担軽減策の方向を示してほしいと思います。

次に、職員の適正な数の対策についてお伺いをいたします。職員の空洞化がもう何年かすると迫ってきている状況で、対策について伺いたいと思います。

また、町民やいろんなサービスの問題で、課の統廃合の考えはあるかないか、役場内では以前より縦割りが横暴していると私には見えるようになりました。以前のように戻す気持ちはないのか。また、課長等執行部の育成がきちんとできているのかどうかお聞きしたいと思います。最近答弁をこちらからお願いしても、担当課長が必ずある方のほうを見ながら答弁をしてきております。先日の定住自立圏のときもそうだし、きのうの補正予算についても担当課長、あるいは次に出てくる方によって答弁が変わってきているような、そんな状況を目に受けるので、きちんと担当課長に責任を預け、育成ができていますのかお伺いをいたします。

続いて、総務課にお伺いをいたします。平成25年度予算編成に当たって、災害対策の推進に可能な限りの重点化を図るとしていたが、総務課としては、備蓄品関係の予算をどこに盛り込まれてどのぐらい盛り込まれているのかをお示しいただきたいと思います。私から見ると、総花的に予算が配分されたようにしか見えない中で課題に取り組む予算編成ができたのか、それはどの部分か教えていただきたいと思います。これは、きのうも質問したように、総務と企画が同じ課長がやっているの、多分力が半減される。企画と総務が別々であれば議論も重ねて方向が決まられていくと思いますが、1人で二役をしているので、そのところでお答えをお願いしたいと思います。

続いて、定住自立圏事業で、先日も私がお話をしましたが、ワーキンググループで職員が出かけ、いろいろ議論を聞かせていると思われま。その検証ができていますのかどうかお伺いをしたいと思います。

1つは、いろんな事業をやる中で、長滞にメリットがあるか、これはデメリットになるか、そういう検証が各課の担当課長会議等でも議論に多分なっているとは思いますが、そこをお聞きしたいと思います。

続いて、ちょっと順序があれなのですけれども、教育委員会には給食の問題でアレルギーで子供が亡くなった事件がありました。そこで、当町の小中学校でアレルギーの対策、間違いないようにできているとは思いますが、どんな形になっているかお伺いをいたします。

また、2年前の3月11日の災害以後、中央公民館が被災者の避難できる施設ということでインターネットで発表されました。その中で、宿泊はオーケーだけれども、その中にシャワーが壊れていますという発表で募集をかけてあったように思われます。被災者の方は、寝泊まりだけであればいいではなくて、そう

いうケアもできるように、例えばこの町で災害が起こったときにもそういう拠点になるので、中央公民館の施設改修が窓がどうかというのがあったと思いますけれども、施設のそういう不備な点、あるかないかをお聞きしたいと思います。

続いて、入学祝金の項目も出てありますので、そこでお聞きをいたします。私もこの入学祝金は、1年前にこれ発表、発言をさせてもらい、納税者の立場から長瀨中学校に入る子供たちだけでなく、私立に行くのにも何とか加えてほしいということを行いましたけれども、その配慮がなされたかどうか。支援学校は、ここにも括弧で載っていましたからわかりました。私立の場合、そういう対象者、外れる対象者何名か、お聞きをしたいと思います。

また、学校の関係で柔道の必修化だけが人はあっては困る。あるいはいじめがあってはならないということで私も発言をしましたので、この学校、3校の学校の問題の中から柔道の必修化の勉強でうまくいっているのかどうかお伺いをいたします。

続きまして、地域整備観光課に移りたいと思います。環境協会の運営は、きのうも一般質問で行いましたけれども、自主独立運営ができそうなのか、どのような指導や監督をしているのか伺いたしたいと思います。

また、この1年間で観光関連につき込んできた税金の総額をお答え願います。また、1年間で観光関連の税収動向をお示し願いたい。すなわち年間で観光関連につき込んできた予算総額に対する費用対効果を明示をしていただきたいと思います。あわせて、観光振興を懸命に行っているが、他産業の振興とのバランスは保たれているのかを伺いたしたいと思います。この観光振興とのバランスは、地域整備観光課ではなく、これは税務課ですか、総務ですか、統計をとってそのバランスがきちんといっているかどうかお聞きしたいと思います。先ほどの説明の中で、法人税の伸びがあったということでありましたので、お伺いをしたいと思います。

続いて、観光情報館の管理委託について、地域整備観光課長にお伺いをいたします。観光情報館は、指定管理者制度により長瀨町観光協会に管理委託するために310万2,000円が予算に計上されていますが、町が直接管理したほうが結果は同じで、管理する経費は少なくなると考えられます。なぜ指定管理者制度を採用しているのか、その理由をお知らせください。委託料の310万2,000円は、私は高いと思います。内訳はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。また、町が管理する場合、経費は幾らぐらいになるのか、比較は多分してあると思うので、お聞きをしたいと思います。

続いて、情報の関係でアプリの件でお聞きをしたいと思います。税金投入でそういったアプリを観光協会がつくるということで、補正予算も組まれて今年度中でやっているのだらうと思いますけれども、税金投入という意味からいって、そのアプリの内容がどうなのかどうか、きちんと個人的な利益につながる話でなく、公共の福祉の面からいって大丈夫なのかどうかもお聞きをしたいと思います。

それから、観光協会の件で、ちょっと観光協会が多いのですけれども、お許しをいただきたいと思えます。観光協会は会長、会計や職員の給与などの権限を全て握っている。このことは大きな問題であり、こうした状況は、観光協会の私物化になっております。これは、社団法人として対外的にも非常にまずい状況であると考えられるが、事務局長を置いて会長は非常勤とするよう人事をお話しできるかどうか。この前に、派遣をする条例改正をしたので、私は観光協会にこれだけの税金をつぎ込むのであれば、今実際に観光協会の事務局を指導育成するのだとってスタートした人間が先日やめたということをお聞きしたので、この質問を行いました。それから、きのうも言ったように、観光協会は、きちんと役割分担を検討しなくてはいけない、もうこの時期に来て、町長も多分おわかりだろうと思うのです。きのうの一般質問で

はまだ人を呼ぶのだ、誘客するのだという発言ありましたけれども、多分もう内々では町長の腹の中でもそういう役割分担について考える時期だということは、多分おわかりだろうと思います。これをきちんと仕分けをして、これからその必要があると私は考えられると思います。その事業の中で、ロケーションサービス外国人誘客事業等は、これは町の事業なのです。観光協会がやるべき事業ではないのです。きのうも私は観光協会の仕事は何ですかという質問をしましたが、観光協会が言ったとおりに観光業者からの会費を集めて観光客、観光案内をしていただいて、町から委託で流れているいろんな印刷物等は、丸投げで委託をしないで、町できちんといいいものをつくり上げて観光協会に渡して、観光協会がいろんなところで配れば、観光協会は全然今までと変わらない事業ができるわけです。そういうことからして、町の事業と観光協会の事業、はっきりと仕分けをしていただきたいということをまずお聞きしたいと思います。

町では、きちんと観光協会のお金の流れを把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

法人化をして自主財源を稼ぐというお話の中で3年間やっていくのだということで、私も3年間ずっと言い続けて、この1年観光協会については、封印をして一般質問をしないようにしていました。この3月議会で観光協会を取り上げたのですけれども、以上の点で地域整備観光課長にお伺いをします。

それから、当初概要の中から幾つかお聞きをしたいと思います。ついでに、ついでにとってはあれなのですけれども、地域整備観光課にお伺いですが、緑の村管理事業、これに相当なお金がかかっているの、この使い道をお示し願いたいと思います。

それから、長瀨町観光振興支援事業で長瀨町観光振興を図るため、観光協会及び船玉まつり実行委員会に補助を行う713万円についての内訳をお示し願いたいと思います。

ちょっと長くなってしまって申しわけないのですけれども、今ので大まか細かい質問も次にできると思いますので、本当に順序、どこからでも結構ですから、お答えをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 今いろんな質問を受けました。その中で一番先に少子化の問題がありますが、これは非常に大きな問題だというのは、お互いに共通の認識だと思います。それをいかにやるか、子育てをするときに補助金を出すとか、そういうふうなことにつきましては、きのうお話をした、施政方針でお話をしたとおりでございまして、それから後は不妊治療、子供のできない方に対する不妊治療の一部を補助するとか、子供ができた場合に子育てをするのに子宮頸がんの予防ワクチンとかヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌ワクチンとか、そういうものに対する補助金、とにかく子育てをするのは経費を自分の子供を育てるのに自分でやるというのが、昔はそういうことでした。今はそうではなくて、子供は宝物というような状況でございまして、できるだけ助成をしていきたい、そういうふう考えております。子供の数が少なくなったということについては、これから真剣に考えてやっていかないと、まちおこしの原点が崩れるという、そういうことではございますので、先ほどご質問があったように、しっかりやっていくようにしたいと考えております。数字については、予算書の中を見ていただければと思います。

それから、職員の人数の問題等がございまして、これは前からいろんなお話の中で私が最初に申し上げたこと、それから今10年間で9人減数になったということ、そういうこともきのう申し上げてあります。それで、それが適正かどうかというのは、職員の能力によってもかなり変わってくるというふうに思います。職員の能力アップをするための研修会とかそういうものについても、広域の職員の研修会とかそういうものがありまして、そこに出ていただいて勉強していただくようにお勧めをしているところでございます。

それから、課長の責任ということについて、それから縦割りということについてありましたが、役所のいろんな問題の中で縦割りというのは、完全に消えているわけではないというふうに考えています。私になったときに、課をかなり統合したことがございまして、それがいろんな問題が中に含まれているということがわかりましたので、またそれをバランスをよくするために多少課をふやしたという経緯がございまして。ただ、地域整備観光課につきましては、もう一度考え直す必要があるのではないか、非常に課長の負担が重いという考えに私はなっております、この辺はこれからしっかり考えていきたい、そういうふうに思っているところでございます。

それから、課長の責任ということでございますが、当然課長がその課をまとめるということでありまして、私が課を運営する中で、見ていて一番問題なのは、課長補佐の責任のあり方ということについてでございます。課長補佐というのは、主幹という形で今名前になっておりますが、主幹というのは、職員、部下を指導したり、課長に進言をしたりという、そういう非常に中間的な大きな仕事を持っておりというふうに考えております。だから、その課長も当然一生懸命やっておりますが、主幹の能力によって課の運営がかなり渋滞したりうまく進んだりというようなことがあるというふうに思っております、主幹のその育成については、しっかりやっていかなければいけない、そんな思いを持って、微力ではございますが、頑張っておりますようにお願いをしているところでございます。

それから、具体的な数値につきましては、きのうお話をした中に入っておりますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

あと、観光協会のあり方につきましては、私も多少考え方を持っておりますが、課長からまず答弁をしていただいた後、補足があれば副町長とともにお話をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、関口議員の総務課関係のご質問につきましてご回答申し上げます。

何点かございましたが、漏れていたらまたご指摘等いただければと思います。最初に災害対策関連の備蓄品等でございますが、予算説明書の93ページ、防災対策費のほうに計上してございます。主に備蓄品関係につきましては、食べたり飲んだりするものではございますが、消耗品ということで380万8,000円になっておりますが、これ全てではなく、額として50万円程度備蓄品として計上しております。中身といたしましては、長期保存用の飲料水、非常食、子供等へ対しての食料品等、そのほか非常用の用品といたしまして、飲料水を保管する袋ですとか生活必需品等を計上してございます。そのほか備品購入費といたしましては、現在各地区の集会所、災害時の電話を接続できる工事だけは進めておりますが、電話機のほうをまだ購入できておりませんので、今後一、二台という話ですが、NTTのほうで配管をしてくれるということのお話になっておりますので、その辺で購入などを進めていきたいと考えております。また、備蓄品につきましては、現在3年から5年程度の備蓄品のものが多くなっておりますので、これは継続的に続けていって、また有効活用、小中学校での避難訓練、各会合等の際とか、各イベントも含めまして有効活用も図ってまいりたいと考えております。

次に、財政的に予算のほうが総花的にしか見えないがということのご質問ございました。確かに薄く広くなってしまうということはあろうかと思っております。どうしても義務的な扶助費ですとか支出しなければならないものが多うございます。その中で限られた財源を効果的に配分するというところで、25年度は定住若者世帯の補助ですとか住宅リフォームの補助、また福祉3医療制度の郡市内の現物給付化等を進めてまい

るということで、定住少子化等の対策、子育て支援等のためには力を入れて配分したつもりでございます。

次に、まちづくりに当たっての課題を予算にできたのかどうかということですが、現時点の予算状況の中では、できたものと考えております。

次に、企画と総務、財政サイドかと思えます。一緒の部署ということで、力が半減されないかということかと思えます。おっしゃるとおりのご意見もあろうかと思えます。メリット、デメリット、それぞれ同じ課でいろんな内部情報交換もできるいい面もありますし、逆にその辺で厳しい状況でという、ちょっと言いたいところと言えない面も出るはあるかと思えますが、半減ということにはなっていないと考えております。

定住自立圏の関係でございます。先日も現況報告会、秩父市のほうから申し上げましたが、秩父市のほうが中心となりまして各事業を展開しておるわけでございます。先日いただいた地域推進課ですか、実は取りまとめの課ということで、あくまで定住自立圏構想の事務局の課ということでございます。当然町からも負担金とかワーキンググループ、委員等にもなったりして、それぞれの10分野20事業かと思えますが、参加しております。しかし、それぞれの分野、業務等でも温度差があるのは事実でございます。毎月のように集まっている、毎月1回以上集まって夜遅くまで議論している部会ですとか、一、二回で終わっているところも確かにあろうかと思えます。定住につきましては、できてから3年半、協定が結ばれてから3年半ほどたっているかと記憶してございますが、町からの負担金というのは、特別交付税で措置されて事業を行っているところでございます。先が見えたものというのも正直あろうかと思えます。交付税を使ってふだんなかなか一般財源だけだとできない事業というのを取り組んでいるところでございますが、方向が見えてきたものは、今後やめていったり、継続今後もしないかなくてはいけないというのは、だんだん見えてきた感じはしております。細かい事業内容については、総務のほうで、企画サイドで当然承知しておくべきというご意見もございますが、なかなか細かいところまでは把握できませんので、全体的な話としては、続けるもの、やめるもの、その辺は今後再検討する必要があるのかと思えます。それを内部で検討しているのかどうなのかというお話かと思えますが、この定住自立圏だけの事務ではございませんが、ほかの町の抱える行政課題等につきましては、課長会議等も以前より頻繁に開催するようになり、懸案事項等も意見交換、話し合いもできている状況かと思えます。また定住に戻ってしまいますが、確かに町に対してメリットだけを協定を結べば、町にとってはプラス面になるかもしれませんが、秩父圏域としての定住自立圏構想ということで、この現在10分野がございまして、全体とすればできるけれども、スケールメリット等を生かした中で、1つの町ではできないことがこの中でできているものということで、今後は新たな定住自立圏のあり方というのは各ワーキング、各委員会等でも話し合っていく必要性は感じるの承知しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。税務課関係についてお答えいたします。

それから、先ほどは時間におくれて大変申しわけございませんでした。この場をおかりいたしまして深く謝りたいと思えます。済みませんでした。

それでは、ご質問のお答えでございます。観光関連の費用対効果ということで、まず統計はとれているのかどうかというご質問であったかと思えますけれども、23年の9月にもお答えしているようでございま

すが、納税額の確定や徴収のための限られた税務情報といえますか資料でございますので、特に観光関連としての統計はとっておりませんし、個人的なものについても申し上げられないところでございます。

また、法人税の伸びがあったというお話でございますが、先ほども概略お話をさせていただいてございますが、法人税が上がっているのは、平成25年度の当初予算積算時の、具体的には24年の11月末あたりの数値から大幅に所得割額が伸びておりましたので、その分を勘案して伸ばさせていただいております。これは、町全体の法人ということで、特に観光協会ということではございませんし、先ほども言いましたように、個人的なものについては、大変恐縮でございますが、申し上げられないので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 関口議員のご質問、教育委員会に4点ほどいただいたと思っております。順にお答え申し上げます。

まず1点目、給食アレルギーの問題ですが、ニュース、報道等で聞いたときには、本当にかわいそうといえますか、あってはならないことだと思います。現在給食アレルギーの子は、長瀨町にはおりません。アレルギーはいませんが、病気等を持ったお子さんはいます。それらは、学校とご家庭、保護者、担任、栄養士等が情報の共有化を図る中で対応しているところでございます。

2点目、一昨年3.11の後、中央公民館が避難所に指定されました。されるからにはということで、当時シャワー設備が壊れていましたが、その年に修繕いたしまして、新しいシャワー設備になっておりますので、報告します。また、寝具等の準備もしたところでございますが、結果的には利用者はございませんでした。

3点目、入学祝金につきまして、これは平成23年度からスタートした事業でございますが、対象外とする中に、県立支援学校、特別支援学校、それと私立中学への進学者は対象外としていたしましたが、25年度には県立特別支援学校への入学者は対象といたしました。引き続き私立中学校への進学者は対象外としております。ちなみに、25年度私立中学への進学者は2名おります。

4点目の中学校の柔道の必修化に関連してのご質問でございます。けが等はという質問ですが、長瀨中学校では問題なく実施しております。また、指導に当たっております担任の先生は、とても授業公開等でも高い評価を受け、すばらしい授業を実施していただいております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

かなりの件数があったので、ちょっと何件かわからないのですが、順番、もしかしたら飛ぶかもしれませんが、よろしく願いいたします。まず初めに、観光協会の運営で独立できているのか、指導方法はどういうふうに行っているのかというご質問だと思いますが、観光協会につきましては、一般法人でございますので、独立はしていると考えております。ただ、財政面とか自主財源とかということで、ひとり立ちできているかという、まだひとり立ちができる状態ではないと認識をしております。また、観光協会への管理、指導方法を何かしているのかということでございますが、事あるごとに指導はしております。その中で不備な点等ありましたら改修するようということで勧告はしております。

続いて、観光情報館の委託310万2,000円、町が直接やったらどうかということで、なぜ管理委託してい

るのかということ、あと内訳をとということでございますが、まず情報館の委託料310万2,000円につきましては、観光案内業務、それとロケーションサービス業務、それとモニュメントの管理業務、この3つが管理委託料となっております。この管理委託料につきましては、指定管理になったので、特別に設けた管理委託料ではございません。今まで個別に観光協会のほうに出していたものを1つにまとめて指定管理委託料ということになっておりますので、特別金額がふえているとか、特別な委託料が発生しているということではございません。町が管理する場合のほうが安いのではないかとということでございますが、結局町がやったとしても、同じ金額は最低限でもかかってしまうということになりますので、特段観光協会が行うということでも経費については問題ないと考えております。

続いて、アプリ開発ですね、の内容につきましてでございますが、このアプリ開発につきましては、9月議会の補正予算でご承認いただきまして、この事業は、観光のアプリを開発するために埼玉県と長瀨町が事業を折半して300万円の事業でアプリを開発し、そのうち150万円を町が負担をするということで、県と一緒にやっているわけでございます。本来アプリの開発は、初めからつくりますと1,000万円ぐらいかかるというのが聞いておりますが、今回その会社が同じようなアプリを開発していて、そこで長瀨版に改良することによって安価に作成できるということで聞いております。内容としましては、スマートフォンで長瀨町を検索しますと、長瀨の観光情報が一目で見られ、毎日の情報が更新ということで、それにポイントがもらえたりとか、タイムリーな情報が発信できて、今後このアプリにつきましては、観光にとって大きな情報源になるのではないかと考えております。

それと、観光協会は会長が全て担っていて、私物化されているのではないかと、事務局長を置いて会長は非常勤にできるのかということでございますが、町としては、人事には直接口は出せませんが、組織がおかしければ町から組織を改正するという指導はできますので、うちのほうもこの指導の中に会長と事務局長が一緒なのはまずいので、是正するようにということは申し出ております。

あと、役割分担ですね、町の業務と観光協会の業務のすみ分けでございますが、まずロケーションサービス、外国人誘客は町の仕事ではないかとということでございますが、特にこれは観光協会では問題はございません。観光協会がロケーションサービスをやっているところもございまして、特に問題ないと思っております。外国人誘客につきましても、これも誘客の一環でございますので、特に誘客については、町でも一緒にやっておりますので、これは共同で進んでいると認識しております。

あと、緑の村の管理事業の使い道ということでございますが、平成25年度につきましては、金額が大きいわけなのですが、その1つとして、宝登山地域花と緑の保全活用事業というのがありまして、これは緊急雇用を利用して緑の村周辺から宝登山山頂あたりの草刈りとか、そういうのをやる事業で、緊急雇用ですので、100%補助でいただいております。この金額がかなり大きい事業となっております。あとは、全体的にはふえてはございません。

それと、観光支援事業、観光協会と船玉まつり実行委員会の経費の内訳でございますが、これは25年度の予算書の83ページの負担金補助及び交付金の一番下のところにありまして、船玉まつり実行委員会の補助金につきましては213万円、観光協会の補助金につきましては500万円という内訳でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） もう一つ抜けていない。

〔「1年間の委託……」と言う人あり〕

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 済みません、失礼しました。

委託といえますか町から補助金も含めて出ている金額でございますが、平成24年度につきましては1,259万2,000円です。平成25年度につきましては、それから150万円の減になります。これは、委託料の減がそのまま少なくなっておりますので、25年度につきましては150万円の減となっております。よろしいでしょうか。

○議長（大澤タキ江君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、もう一度整理し直して質問をさせていただきます。

町長、少子化の問題とかは施政方針にこれ書いて、詳しく書いてあるというお話なのだけれども、以前私一般質問でさせてもらいましたが、これどう見ても私が24年度の町長施政方針を見ながら25年度の町長施政方針を聞いていてもほぼ文言同じなのです。だから、どこがどういうふうに具体的に違うかというのが自分でもよく、いつも大体同じなのだというのがあります。そこで、私が聞いたのは、少子高齢化って一言で言ってしまって、高齢化策も大事ですよ。大事だけれども、今一生懸命若者定住に走っているから、特に私は言いたいだけれども、少子化の問題で具体的にどういう策があるかというのを町長に発表してもらいたかったのです。それには予防接種だとかいろいろ細かくあったけれども、そういう少子化に対する対策が余りきめ細かくなっていないと。予防接種だとかそういうのは、さっき定住自立圏みたいな、そういう秩父市だとか、そういうところからも流れてくるような、よそがやっているからここのやるのだとかいうようなのであって、我が町でこれが特色ある、これ子供に対してやるのだというようなのは、あるかないかを言ってもらいたかったのです。私が見ると、少子化についても、ただ少子高齢化で済ませてしまっている感じがしてしまうので、わざとこの質問しました。少子化が大事だと言葉では言うけれども、その対策について細かく私もわからないので、この程度なのだと言えばもうこれで質問終わりなのだけれども、本当に子育てする家庭に経済的にやる、さっき出てきた新婚の人が住宅借りるときにはこれだけだとかって、そういうところまで手が届いているのだから、子供に対してもうちよっときめ細かな政策はあっていいのではないかな、このせつかくの限られた財源で効率的かつ効果的に執行できるように苦慮をして編成した予算ですという話なのだから、少子化にももうちょっと力入れてほしかったなということでこれを聞きました。何かもしあるようだったらもう一度お話しください。

職員の適正な数について、空洞化が迫っているというのは、大丈夫ですか、今質問しているので、またそっちで話していられると、聞いていないで終わってしまうと困るので、私の声ももう限りがあるので、ひとつよろしくお願いします。

職員の空洞化が迫っているので、その対策がさっき細かく言っていないと思うのです。どういう対策をとるか。今のままでいいのだとか、きのうの質問では、定年をもうちょっと上まで、65ですか、とかという話あったけれども、それについてももう一度伺います。課の統廃合については、地域整備観光課については、町長も考えたほうが良いというご意見、私が聞いて安心しました。特にあそこは範囲が広過ぎて、とってでもではない、レフトからライトまで1人で守っているようなので、大変ですよ。それと、今総務課長の答弁でもあったように、私が一番言いたいのは、お財布を握っている課と、これ買う課って企画する課が課長が同じでは、大概ぬるくなってしまいますよ。やっぱり議論を重ねられるように企画の責任者、お財布の責任者、これはしっかり話をするように。それは、町長が言うように、主幹がしっかりしないからだと言われればそれまでなのだけれども、やっぱり最高責任者がそこでしっかり議論してやっていけるほうが良いので、企画と総務、これも本当に真剣に考えたほうが良いと思うのです。ということで、町長はそのぐらいです。

今度総務課長に災害の対策、備蓄品関係幾らぐらいですかって聞いたら50万程度だと。これは、いかにしてもちょっと災害なめているのではないですか。備蓄品が大変だから役場に一括で置いて管理すると言っていて、これでは分散備蓄なんて絵に描いた餅ですよ。数カ所に備蓄するのだと言って、では備蓄品を買うのですかと言ったら、50万円用意してあるという話だと、ちょっと絵に描いた餅ですよ。分散備蓄なんていうことは考えられないですよ。数カ所に。井戸において役場に置くというのだったら50万円でも大丈夫かもしれません。きのうの話のように町内数カ所、あるいは学校を拠点になんて考えていくのだったら、この程度の予算では何もできないと思いますよ。やっぱりやる時は早くやらないと、災害なんていつ来るかわからないのだから、あした来るかもわからないし、もう一度ここを済みませんが、どれだけ力を入れているかわかるかだと思いますので、お伺いをいたします。

この総花的な予算編成になっていないかというのは、もう総務課長もわかっているのだと思うので、本当に限りない中で、やっぱりお財布を握って計画を立てるから、これは緩くなってしまいますよ。どこにもかわいそうにならないように、あそこにもここでもってやると当然こういうことになっていくのだと思うのです。だから、前回の一般質問で私は町長に聞いたのは、町長が来年度何をやりたいのですか、私はこれをやるのだってという方向を示せば、そういう予算編成ができていくのだと思う。町長がほら補助金がくっついてきたらそれは食いついていってしまうというような発言してしまっているのだけれども、それはちょっと町民かわいそうだと思いますよ。補助金がつかなくなったらこれやっていくのだというのをやってもらいたいと思います。定住自立圏でもお金はそういう特別交付税で賄うといっても全額ではないので、夜遅くまで会議をやったり、何もやらなかったりという話がありましたけれども、総務課長、町長も一般質問したりしている中で、この前ちょっと発言したけれども、これは議会の皆さんが理解をして賛成をしてくれば、こっちの事業につながっていくのだよって町長はわざわざ言ってくれたりしているのですよ。だから、この秩父市中心でやるからという話、もうそんなのは私わかっているのです。この間説明してもらうのも、大まかなところを説明するだけで、もっと長瀨にかかわることをやったほうがいいのです。ただ、私は長瀨だけに水を引く、話をするのではなくて、これを無駄かもしれないけれども、これをやっていけばこっちにつながるのですよというのをワーキンググループで勉強してきたことを教えてほしいというのが本音なのです。そこで、それをお伺いいたします。

教育委員会については、祝金の問題で、私立中学校に入る子が来年度2名だというお話です。障害者のそういう子供たちは、ちゃんと考慮に入れてくれたのは、私も本当に感謝したいと思います。だけれども、税の公平性からいったら、私立に行こうが長瀨中学校に、長瀨町立学校に入ろうが、私はケアしてやったほうが良いと思います。今ふるさと納税とかというそういう話につながっていくのだから、子供を大事にする気持ちがあったら、この2名分ぐらいは何とかしてやってくださいよ。ぜひもう一度考えをお伺いしたいと思います。

次に、観光協会なのですけれども、観光協会は、ここから先は足踏み入れるな、これはもう一般社団法人だから口が出せないという話があるのだけれども、だったら我々の税金を一般社団法人にやらないでほしい。一生懸命稼いだお金をつぎ込んでいて、あそこはここおかしくないですかと言うと、ここから先は関係ないのだから口出せませんというのだったら、私は納税者の代表ですから、税金を使わないでほしい。きのうも言ったように一般社団法人を選んだのだから、稼ぐように。そういう税金を最初から当てにしてやっていくのだったら公益法人を選ぶべきだったのですよ。それ欲かきではありませんか。一般社団法人を選んでおいて、お金はもらうは口は出さな、これはうちの家計、うちの家訓にもありますよ。口

は出しても銭出すな。これはうちの家訓なのです。同じですよ、それでは。こんな都合のいい観光協会に振り回されてはだめですよ、町長ね。だと思いません。せつかくの納税者が納めた税金ですよ。だから、町長も多分わかっているのだと思うのです。ただ、町長が言えない、だからこの議会で真剣にみんながこれを理解して、こっちでこっちの方向から方向転換したほうが町長にも役に立つと思い、私はあえてこの発言をさせてもらっているのです。観光協会が一応その費用対効果聞いても、さっき言ったように、守秘義務があるからバランスはとっていない、町長これでは部下がこういう発言をしているのを聞いていて、町長はちょっとがっかりしません。例えば、私が風邪を引いたときに、風邪薬を与えていいかどうか。これは風邪薬くれれば治る。だったら私つぎ込んでもいいと思います。幾らつぎ込んだって繭をつくらぬお蚕様では、ちょっといつまでかわいがっていいか真剣に考えるときだと思えますよ。費用対効果もわからない、納税バランスも私たちにも示せない、守秘義務があったり、そういう壁にぶつってしまうので、もうここから先は足が踏み入れられないから、遠くから石を投げるしかないのです。そこをわかっただけでいいと思います。

観光情報館についても、例えばロケーションサービスやそういうのを合わせているから310万2,000円は普通だと、これ基本だという話をされますが、町の職員がそれをそういうのをやって、これもっと減らせませんか、内部のそういう仕事で職員が。きのうも言ったように、こういう印刷物をつくるのに観光協会にこのお金やって、これ10万円で作ってくれと言ったら、観光協会だつてどこか業者に出して、10万円で作らないと思えますよ、多分。10万円ではあれだから9万5,000円ぐらいでやってくれと。それだったら町が10万円の予算があるのだったら10万円でもうちちょっといい紙使って、今東秩父の和紙が無形何とかに指定されるから、ああいういい紙使って10万円で作って、はい観光協会にとやったら、いいのではないですか。特に委託料で結構な県や国から補助金が行くのですよ。それを全部丸投げでやらないで町で誰かやってつくってあげて観光協会に、はいこれくれるから観光案内しなよ、観光客の人がいっぱい来るようにしなさいよというのが私は理想だと思うのです。きのうも言いましたけれども、観光協会はすごくいろんなことをやる頭でっかちだけれども、後ろにいる観光協会員は、そんな意識はないですよ、聞いて話しても。ありません、はっきり言って。我々は、観光協会費を納めればいいのだと。あとは、あそこで全部やってくれるのだと、その意識ですよ。ちょっとそれ聞くと本当にさっき言ったように、私も納税者の皆さんから大事な1票を授かって、ようやくここに仲間入れさせてもらっているのです。ですから、そういう大事な税金の使い道をしてほしいということで、もう一度これ聞いていきます。観光でさっき言うように費用対効果示してください。納税バランスはどうですか、もう答えられないのだったら、もう同じ答えが来るのだったら私無理なのだけれども、もう一度これを聞いてみたいと思います。では、地域整備観光課長も大変だろうけれども、もう一度そういうのをさっき言ったように、指定管理者制度は、してもしなくても同じだったらと言うけれども、役場内で大変だと思うよ。範囲が広過ぎて、あれだけの人数でやるのは。だけれども、縦割り行政ではなく、そういう横のつながりを利用したりなんたりして、もうちょっと観光協会に締めつけて、日本一の観光協会にするのだという意気込みでスタートしたのだから、もう4年たったら飛んでもらわないと、まだ先もとったのでは、さっき言うように、本当に繭をつくらぬような蚕様は、いつになっても餌食べて終わりですからね。

では、もう一度最初からお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） いろいろご意見を踏まえながらの熱弁をいただきましたが、答弁をどこにどうい

ふうにしていいかわからない部分がありますが、抜けているところはいっぱいあると思うので、ご了解がいただければとありがたいと思います。

例えば、観光協会のあり方について1つ、今お話が最後にありましたが、観光案内だけでいいという関口さんのきのうもそういうお話がありました。しかし、長瀨は、埼玉県で唯一の観光地と言われているわけであります。その中で観光協会が法人化されたということであそこに出ていただいて、今一生懸命やっただいております。いろんな問題もあるようであります。それは、もう4年たったのだから、ことしからは町から言うべきことがあれば言ったほうがいいというお話を申し上げて、担当の課長からいろんな意見を具申をしているところであります。それがいいかどうかにつきましては、いろんな問題があると思います。観光協会の中身の問題について、巷間うわさをされていることがあるとかといううわさは、私も聞きました。しかし、あれは法人でありますから、中に自治組織があつて、ではその理事の共同責任でいろんなものを行っているはずであります。はずなのです。やっているかどうかわかりません。そういうことを考えると、町が全てのことに口出しをするということは、法人格を汚すことになります。ですから、4年たったのだから私たちが最低これだけをお願いしたほうがいいよという部分については、課長のほうからお話をいただいて、いつごろまでにご返事を頂戴というようなやりとりをして始めています。ですから、これはもうしばらく待っていて、結果が出ればそのことについては、また議会でお話をする機会があろうかと思えます。その辺をご理解いただきたいと思えます。

観光協会は、私は案内だけでいいということではない、もっと大きな夢を持って仕事をやっていただくということがいい。ただ、そのために問題を起すということは、我々とするとこれをよしとしないというわけでありますから、その辺についてのバランスは、しっかり考えていかなければいけない。そのために町が言うべきことは、申し上げるつもりであります。

それから、先ほどからご質問のありました少子化をどうするかというのは、次世代育成支援行動計画というのがありまして、これは先ほど施政方針の中で申し上げましたので、このことについては、もう一度原本を見ていただければありがたいと思えます。細かい数字については、担当の課から申し上げてもいいのですけれども、時間的な問題もあるようですから、その辺についてはご理解をいただきたい。私たちの熱意というのは、やっぱり少子化をいかにそのそれを打破できるかということについては非常に難しい、やっぱり結婚をする人たちが少なくなっているという、それから子供を産まないような夫婦のあり方というのが、例えば我々のときには3人ぐらい平均に1つの夫婦で産んだのが、今1.何人というわけですね。そういうことから考えると、どうしてもそれを無理に子供を産めということはできないわけでありますから、結局若者の定住促進という条例をつくってよそから呼び込むということで、その炭鉱離職者、言葉は違いますが、炭鉱離職者のアパートを買い取って、それをどういうふうリニューアルするのか、新築をするのかも含めて、これから積極的にやっていかないとその大きな礎ができないというふうを考えています。だから、子供を産む数というのを決まってしまうのですね。だから、やっぱり若い人たちにこの町に住んでいただく。その大きな仕事をことしから始めようとしているわけであります。その辺は、ぜひご理解をいただきたい。関口さんに頼んで、では子供をつくってくださいと言ってもできないでしょう。

〔「いや、わかんないですよ」と言う人あり〕

○町長（大澤芳夫君） では、お願いします。

私もそこまで言わないとご理解いただけないというふうには思いませんでした。だから、若い人たちは、結婚もしない人が多い。そして、子供の数も少ないということから考えると、これを打破していくという

のは、相当な努力とお金を必要としますよ。ですから、これをすぐあなたがこういうふうに言ったけれどもこうだと、簡単にそういうふうにできません。それは、非常に残念ですけれども、現実の問題としてぜひご理解いただきたいと思います。お宅にも息子さんや娘さんがおいでになるとと思いますから、よくわかりだと思えます。

それから、定年延長の問題がありました。これは、再任用とかということでことしから始まるようではございます。例えば、職員が課長だった人が2階級下がって、それで町に1年間とか、そういうふうな勤務ができるような体制ができたようであります。しかし、それに対しては、相手方と町のほうの話合いということがあります。そのほかに、きのう申し上げましたように、二、三年たつと定年を迎える方が大勢おいでになります。そのころまでには65歳定年制というのができると思えますが、そういうことも含めて、ただ私たちが考えるのは、若い人たちを少数でも新規に採用して、その人たちに一人前になっていただくということをやるのが第一義。それで、不足するところを再任用制度というのを使いたいというふうを考えているところであります。

それから、実は私が就任した12年前ですけれども、県庁に行きました。3年ぐらいたって国体のころでした。そうしたら、学校の同窓の課長が私のところへ来て、「長瀨町は、まことに補助金の使い方が下手です。補助金なんていっぱいありますよ」ってそのころ言われました。そういうことを課長にも申し上げて、できる、ある補助金は使おうではないか。資源に限りがある小さな町ですから、そういうところに補助金をという、それがいろいろ担当の課長も一生懸命頑張って、補助対象になるものはどうだ、これはどうだというのを考えていっぱいあります。例えば、この道路をつくるのに40%補助金がある制度というのは、どこへどういうふうに行くとうなると、そういうふうなこともしっかり考えてやっていただくようになりました。これは大きな進歩だというふうにも思えます。

それから、企画と総務のあり方についてご意見がありました。このことについては、せつかくのご提案でございます。私がおの企画と総務を1つにしていって不合理なことはないというふうを考えておりますが、外から見てそういうことがもしおありであったら、具体的に今ご指摘をいただいたわけでありまして。この辺もこれからの課題として緊急にみんなでそのあり方については、もう一度検討してみたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

1点目、災害備蓄品の50万程度の消耗品、少ないのではないかとのご指摘かと思えます。でございますが、確かに予算を確保したいにはこしたことないわけですが、限りある効率的に使う全体的なこともありますので、災害について例年並み以上には予算を計上しておるところでございます。一遍にある程度の住民の方の分散備蓄ができればいいのかもしれませんが、またその後の有効活用の方法等も考えてまいりますと、継続的に毎年毎年購入していく必要性もございまして。飲料水につきましても、一、二年保存程度のものを今度長期保存の5年のものにも変えてきておりますので、その辺で充足してまいっております。順次継続的に補充、備蓄していくということでご理解いただければありがたいと思えます。

続きまして、定住自立圏の関係でございます。おっしゃるとおりの点もございまして。ただ、一応10分野20項目を長瀨町、秩父市と協定を議会にお認めいただきしているところでございまして。当然町に大きく関係あるもの、余り関係ないなというものがあるかと思えます。しかしながら、秩父郡圏域内でいろんな議論

等交わしながら、その秩父地域全体の活性化、定住化という土俵でございますので、よろしくお願いしたいと思えます。

また、町が細かく説明というお話、町の職員のほうから説明ということかと思えます。それぞれほとんどの課が担当課として職員なり課長なりがメンバーになっている委員会等もございます。その辺につきましては、また今後定住自立圏構想の事務局である秩父市の担当部署と、また町の担当課等との調整等もしながら検討させていただければと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

入学祝金の支給対象に私立中学入学者へもというお話ですが、この制度を導入する背景には、ただいまも再三にわたりお話がありました。町の子供が少なくなったと。町立の小中学校の子供をふやしたいという強い思いがこの事業の背景にはございます。どのぐらい子供が減ってきているかということをやっと新1年生の数ご紹介したいと思うのですが、平成24年度の第一小学校への入学児35名でした。ご案内のように、1クラス35名が定数ですので、1クラスになってしまいました。第一小学校で1学年1クラスというのは、本当に学校始まって以来なのではないでしょうか。第二小学校は13名で引き続き単学級でっております。それが25年度には、来る春には一緒、現在39名の入学者がおりますので、辛うじて2クラスになるところです。先ほどそれと関連しまして中学校も、現在72名の卒業生がいますが、2名が私立と言いました。70名ということで、中学も2クラスでございます。これが72になりますと3クラスになるのですけれども、単にクラスが多いといいという、そういう話ではなくて、クラスがふえれば学校の先生の数も定数も変わります。きめ細かな授業がよりできるということでございます。今言いましたように、その背景がありますので、この事業、子育て支援ではあります。教育委員会の事業であるということに重きを置いて、こちらこのことをご理解いただきたいと思えます。保護者の教育費負担の軽減を図るという意味で、特に教育委員会では同時にスタートいたしました給食費の補助と、中学生の電車通学費の補助、合わせてこの3支援事業をやりまして、長瀨の公立の小中学校行くといいよねという、そういう基盤をつくるべく実施した事業でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの費用対効果の関係でございますが、先ほどと同じ同様になりますが、あくまでも課税等徴収のためのものがございますので、統計もとっておりませんし、対観光協会という個人的なものについては、当然お話しできない形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

まず、観光協会に町が口出しができないというようなご質問でございましたが、口出しできないわけではございません。町としても、法人格を尊重しながら町の委託事業や全体のことにつきましては、ある程度指導等はしております。ただし、人事につきましては、ちょっと町のほうでは口出しができないということになっております。

まだ、情報館の委託の関係でロケーションサービス、これ町ができないかということなのでございますが、去年の観光協会でロケーションサービス、どのくらいやったかと申しますと、テレビが84件、映画が6件、ラジオが4件、そのほか新聞、雑誌等の取材で286件のロケーションサービスというか、こういう対応を行っております。もしこれを町でやるとなると、今現在観光担当1名でやっておりますので、現在その国交省とか県の業務もふえておまして、これが来た場合、どうしても担当では賄い切れないと。今のところは、観光協会で行っていただくのが、内容もよく知っていますし、専門性もありますので、今のところ観光協会で行っていただくのがベストであると考えております。

また、協会員の意識が低いということをおっしゃいましたが、このことにつきましては、議員の意見も踏まえまして、できるものは観光協会のほうに指示していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 関口議員に申し上げます。

質問は端的にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今度は完璧だよ。今度は、本当に町長に総まとめをお願いしておきます。

少子化の話も観光協会の話も、本当に町長が言っていることで所々強く出る場面があるのですよ。だから、観光協会についても、言うべきことはしっかり言う。先ほどそういう言葉が出たので、ぜひお願いして、やるということで答えをいただければ、私も観光協会心配しています。少子化についても、どうだといっても、どういうふうにしたらいいかというのがわからないという、大きな問題だから、町でも今後検討していただいてやってもらう。さっきの祝金の話もそうだけれども、私は縦割りではないから納税者という立場でいけば入学祝金もそういう子育てのところでそういう落ちていないようにしてほしいと。私は話長くなってしまうのは、そういうことなので、もう端的に言うということなのです。町長、最後総まとめで強い意思でお答えいただいて、私も体調が不良なので、終わりにしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お話を承って、確かに必要なことについては、我々もそのただ観光協会のことに1つ限定すれば、法人格を持っているという問題があります。ですから、踏み込めるところと踏み込めないところがあるということでもあります。理事会というのがあって、それが最高の議決機関になっているわけですから、その中で議論がどういうふうに行われているかというのは、私たちのところまでまだ入ってきていません。だから、その辺も踏まえて、できることについては、こちらからも意見を申し述べさせていただいたり、お互いに話し合いをしたりということはできると思いますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。

それから、子育ての問題につきましても、ご提案は、まことに当を得ているというふうに思います。私たちがこのことについては、しっかりお互いに課を、課でなくて町全体が1つになって少子化の減少に努力をしていくことをお約束をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後零時03分

再開 午後1時00分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、質問します。

49ページの真ん中辺の23償還金利子及び割引料の160万円ですが、過年度徴税過誤納還付金160万円とつてあるのですけれども、いつも新聞紙上なんかにぎわしているうんと税金の取り過ぎだとか何とかというので新聞出ていますけれども、この過誤納還付金というのが去年度も160万とってありましたけれども、長瀨町では修正申告されたり、それから更正申告されたり、それからあとはコンピューターの打ち間違えだとか何とかというので出たときにお金を払ったりする、これはお金だと思えるのですけれども、24年中も3月になりますので、この金額幾らかお金支払ったことがありますか、それをお聞きします。

それから、71ページの使用料及び賃借料の映画借上料33万6,000円あるのですけれども、これは公衆衛生費の予防費とかってあるので、今まで去年は1万4,000円でしたので、これ何の映画を上映するのでしょうか。それから、公衆衛生に関するものだから、予防に関するものとか、母親に関するものとか何かというのがあるのですけれども、この予定があったら知らせてください。

それから、77ページ、負担金補助及び交付金の事業費補助金で遊休農地に59万5,000円出ていますけれども、これは種とか何かというのも決まっているのでしょうか。それで、この苗はもらいたいとか何かという人には、行政区ごとなのでしょうか、団体とかクラブとか、個人で行けばこの種は分けていただけるのでしょうか。

それから、この地域特産品開発事業補助金で100万円とつてあるので、すごく私はうれしいと思います。ですけれども、いつも前にもいろんなこういうような、まちおこしではないですけれども、そういうのをやったことがあるのですけれども、行政が余り口出ししたり、手を出してやってしまったものというのは、案外と失敗するのが例が多いのです。以前にも案外つくったのだけれども、売れなかったというようなこともありますので、なるべくこの100万円につきましては、行政のほうがり口出ししなくてお金だけでこれ自立して団体にやらせてほしいなっています。ですので、遊休農地のほうの補助金のことについてだけお聞きします。

それから、教育委員会の113ページ、賄い材料費2,796万8,000円なのですけれども、これは歳入の雑入のほうにもお金が2,796万7,000円が入ってきているのですけれども、学校給食費、今度はこれは銀行に納めて、いつものとおりのシステムでやるのでしょうかけれども、未収金は教育委員会が行くのでしょうか、それか給食センターが未収金だとかということに行くのですか、それをお聞きします。

それから、賄い材料費ということで、お金が2,796万8,000円とつてあるのですけれども、これは児童生徒から給食を食べるために使うお金ですので、今度は少しぐらい足らなくなっても予備費から流用してもらえばいいわけですので、この分のお金というのは、なるべく使い切るように指導はお願いしたいと思います。ですので、未収金は誰がするのだから、それをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

還付加算金の24年度の今の額ということでございますが、おっしゃられたように、例としますと、法人税とかで予定納税されていて、その後確定になって、それによって先にいただいた分の利息ですか、それで返すというようなことが多いかと思えます。それから、個人でも所得の修正申告というのですか、それ等やって、数年前のものが変わったりしますと、その分も当然該当になるわけで、そういうものも還付対象になります。それで、24年度の今の金額でございますが、ちょっと数字をここに持ってきていないので、資料としてないので、申し上げられないのですが、去年の例でいきますと、4万6,000円ぐらいだったかと思えます。その前ですと5万4,000円ぐらい、22年度だと5万4,000円ぐらいだったと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

71ページの映画借上料はいかかなものかということの内容になるかと思えます。この事業は、自殺防止対策の事業として行うもので、この事業は、秩父地域が県内でも自殺で亡くなる方の率が高いというようなことがあります。長瀨町でも取り組むものです。映画の借上料は、今のところ予定として「私がうつになりました」ということで、うつを対象とした映画がつくられておりますので、そういうものを皆さんに見ていただいて、自殺予防につなげていこうというふうな事業になっております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

種苗費補助は、個人でも団体でもいいのかということでございますが、特に個人、団体、特定はしておりません。ただし、今回対象になるのが遊休農地に対してでございますので、遊休農地を持っている方であれば対象といたします。募集方法につきましては、今考えているのは、一度回覧を回して募集をして、予算の範囲内で配布をする予定でおります。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 給食費の滞納の整理、誰が担当するのかということでございますが、給食費の集金、支払いの事務は給食センター所長が行っております。これは変わりません。給食費イコール食材費となることから、給食費の滞納があつては食材が購入できないことに理屈上はなります。給食費を支払っていただくことは基本でございます。滞納、振り返ってみますと、多額の滞納、平成15年度当時約390万円ということからスタートしまして、大変議会でもこのことは取り上げていただき、平成18年度でしたか、議会での決議も、町ぐるみで解消していこうという決議もしていただいたところでございます。地道な努力の結果、滞納のほうも大分減ってまいりました。25年3月1日現在で、現在25万9,000円ですか、あります。そのほとんどは過年度でございます。現年も多少ありますけれども、現年の方につきましては、おくれる滞納になっておりますので、実質今年現年については、滞納者はございません。これを維持していく中で、そういった環境が得られましたので、今回公会計化にもなったわけですので、その点ご理解いただきたいと思えます。多額の金額を使うことから、事務を担当しています所長の負担も大きかったわけなので、それらも軽減されるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

1 番、岩田務君。

○1 番（岩田 務君） 1 番、岩田です。一般会計の歳入歳出についてお聞きします。

当初予算の概要の 2 ページ目の歳入の比較のところでお話をさせていただきますが、平成24年度より大分減額されているものが多い中で、一般財源の19の諸収入と21の繰入金で、これを足すと1億1,346万円が増額となっているようです。1 ページ目の一般会計の当初予算の増減で、平成25年の予算額が24年度より1億1,481万1,000円増額になっておりますが、この増加分は、ちょうど先ほどお話しした19と21、諸収入と繰入金の比較の増加分の金額を足した程度のお金になりますが、これはたまたまだと思いますが、今の話を踏まえて3点伺います。

1つ目に、2 ページ目の19諸収入の増加分の大半は学校給食費のようですが、こちらはその15ページの学校給食施設維持管理事業の中に書いてある給食費会計を公会計としたことで、その分が歳入に入っているだけで、実際は予算書の113ページ、先ほどのお話にありましたけれども、賄い材料費として2,796万8,000円が新たに歳出として計上されているようです。これは、諸収入がふえたように見えますが、そのまま歳出で出てしまうわけですから、前年度と比べて一般財源で使えるお金がふえたのではないと思いますが、こちらはいかがでしょうか。また、公会計にすることの理由を教えてくださいと思います。

2 点目です。2 点目は、先ほどの 2 ページの繰入金です。21番、最後の繰入金の部分での比較では、8,519万4,000円ですか、こちらが増額となっておりますが、こちらは財政調整基金繰入金から2億2,413万6,000円出ております。こちらは、万が一のための貯金のようなものではないでしょうか、不足しているときに使うのは仕方ないと思いますが、こちらは平成21年の残高で3億6,000万円ぐらいあったと思いますが、今年度こちらを繰り入れることで財政調整基金繰入金の残高は幾らになるのか、これが2点目です。

最後になりますが、3点目、これら給食の材料費や基金からの繰入金ということですから、実際に使う一般財源はふえているとは思えないと考える中で、歳出を見ますと、経常的経費と言われる人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費等がふえているようです。一般財源の伸びと経常的経費の伸びを比較して経常的経費の伸びのほうが高いようであれば、財政に弾力性が失われる傾向になるようですが、人口が少ないこともあって、類似の市町村と比べないとわからない部分等もあると思いますが、経常的経費がふえることについては問題がないのか。また、経常収支比率や実質収支比率、実質公債費比率等はどうか、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

3点ほどあったうち財政のほうの関係の分野と若干教育委員会からのものを含めましてお話ししたいと思います。1点目の諸収入でございますが、岩田議員のおっしゃったとおり、基本的には諸収入、給食費の歳入歳出がふえているということで、歳出につきましては、特定財源ということで、一般財源でございますので、よろしく願いいたします。

続いて、2点目の繰入金のふえていること、24年度と比較いたしまして7,141万5,000円の増かと思えますけれども、これもおっしゃるとおり歳出額との調整の不足額を充てさせていただいているものでございます。

それから、財政調整基金の残高見込みということで、24年度末残高見込み、現在のところ5億900万ほどになります。一般的に財政調整基金の基金につきましては標準財政規模、予算額ではなく標準財政規模という数値がございまして、うちの町ですと22億ぐらいです。そのうちの1割からというようなのが一般

的と言われていています。うちのこれ見ますと20ぐらいいは出ている。多いからいいということでは当然ありませんが、そんな状況かと思えます。あと経常収支等の数値につきましては、今回予算ということで、決算でまた確定してまいりますので、申しわけございません。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、岩田議員の質問、給食費を一般会計に計上することについてのご質問をいただきました。公会計化への移行は、ここ数年話題にはしていたのですが、移行するための条件整備が整わなかったため見送っていたところでございます。私会計で長年やっておりましたので、私会計がだめということではございませんが、地方自治法でいう総計予算主義の原則にのっとりならば、一般会計に計上するのがよいということでございます。先ほども申し上げましたが、多額の予算、当町の規模で約2,800万円にもなりますが、その執行監査をこれからは町会計同様に監査委員による監査の目を入れることとなりますので、それもベターなことと考えられます。今までも監査委員さんには給食費、とりわけ滞納状況については、ご指摘をいただく中で指導いただいてまいりましたが、今後は正式な監査対象になるわけでございます。

さらに、先ほども申し上げましたが、給食費を扱う当町では給食センター所長になりますが、所長による直接の現金の持ち運びがゼロではないのですが、少なくなり、現金扱いに関する負担の軽減、及び現金を扱う上での安全性が図られるようになります。この総計予算主義の原則というのは、何よりも会計面の不正が起こらないようにするために存在するものだと聞いております。ほかにメリットとしては、公会計することにより業者支払いにおける振り込み手数料というのがあるのですけれども、それが削減されます。紹介しますと、大体1件につき600円から900円かかります。およそ11の業者さんと取引していますので、毎月七、八千円かかります。年間にしますと11カ月ですので七、八万円、これがなくなるというメリットもでございます。いろいろ以上のような点を踏まえまして、今回公会計化に踏み切りました。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 何点かあるのでよろしくお願いします。

まず1点、教育委員会にですが、関口議員とダブるのですけれども、申しわけありません。入学祝金については、町長からお答えいただきたいと思うのですけれども、私立の中学校であっても、今現在町に在住していると、要するに納税をしているということであって、私立の中学校に行くということで、例えば長瀨中学校が3学級になるところが2学級になってしまうと。学校サイドから言うと非常に大人数で生徒の面倒を見なければというはあるかとは思いますが、将来的に長瀨町にその今年度私立中学校へ行く人たちが戻ってきて、町に寄与するということは大きいような気がするのです。何らかの事由で私立中学校へ行くのだと思うのですが、だから同率に合わせてその入学祝金を出してもいいのではないかと。昨年度は特別支援学校が出なかったと。それが改善されたと、大変いい方向だと思うのですが、これも同じように、例年1名2名の子供たちだと思うのですが、そこはやはり町として考えてやらなければいけないのかなというふうな気がします。

続いて、教育委員会にもう一点お願いします。スポーツ少年団についてなのですが、私は本部長をやっているという立場もあるのですが、昨年と同額だというふうなことなのですが、長瀨町では秩父郡

市内で1団当たりの額が一番少ないのです。教育長にも申し入れはしておいたのですが、長瀨町は1団当たり3万円、皆野町が4万円、小鹿野町が5万円、横瀨町が7万円、東秩父村が5,000円、秩父市が5,000円、これ各町村回って確認してきたところです。長瀨町は2万5,000円だったのが上がったと。上げていただいたというふうなことなのですが、スポーツ少年団は社会教育の一環であり、スポーツ少年団の指導者になるためには資格取らなければなのです。その資格を取るために会社を休んで資格を取りに行くと。私もはるか昔にそういうのを取ったのですけれども、要するに本当にボランティアです。ふだんの練習もボランティアです。長瀨町では小学生405人中本年度51%の209人が少年団に属しています。所属しています。ということは半分ぐらいですね。なぜ増額できないのか。体協のほうについては130万円なのですが、要するに、町によって違うのですが、例えば寄居町ですと体育館を使用すると一般の大人は使用料を取るのです。例えば2時間単位で3,000円とか、長瀨町は中央公民館の体育室とかああいうところは取っておりません。本来的には、大人の場合は、受益者負担という考えで今行っているところが多いわけです。体協には130万円行っていると。スポーツ少年団はちょっと秩父でも一番低いと。これは例外ですが、すぐ児玉に本庄の近くというのですか、美里町、美里町では青少年の育成と、子供たちの育成に特にスポーツ少年団には町で、これは別格ですよ、200万円出しています。スポ少だけに。なおかつ企業がたくさんありますから、企業の寄附金を集って100万円、300万円スポーツ少年団にお金を費やしています。それがいいとか長瀨町でやれとかいうわけではないのですが、秩父の中でもスポーツ宣言都市であるとか、そんなふうなことを考えて、ボランティアで済んでいること、賄われている団体にたとえ少しでも予算計上ですか、私は体協を削ってもいいと思うのです、受益者負担の考えからいくと。そのことを、これは教育委員会にスポ少のほうの予算を軽く見ているのではないかとということで質問したいと思います。

幾つかあるので、次は地域整備観光課です。まず1点目、観光トイレの清掃費が234万円、これ以前にも言ったことあるのですが、観光協会が主体となつたのであれば、関口議員も言われていますけれども、トイレ清掃は、これも受益者負担ではないですか。多分長瀨地区に6カ所だったかな、トイレあります。座ると自然に電気がついたり便器がこうなったり、すばらしいトイレも設置されています。あれをやはり観光業者の方々が我々で清掃してやっていこうという、これも協働のまちづくりというのですか、これをやっていくべきだと思うのです。ということで、こういうのが観光協会が主体、または町が主体でも結構ですけれども、自分たちで週1回清掃するとか、そのような方向でぜひしてもらいたいと思いますけれども、この点について予算計上されていますが、ぜひ考え直していただきたいと。

あと、ついでに観光長瀨PRというのを50万円かけてやるというようなことなのですが、これどういふにやるのか見たいと思いますので、いつどこでやるというのをわかるように明示していただきたいと思います。

もう一点あります。地域整備観光課のほうなのですけれども、これ総務課がかかわるかもしれません。緊急雇用の促進のほうについてなのですが、本年ですか、緊急雇用ということで、今までもそうなのですが、ほとんど緊急雇用の目的から外れたシルバー人材センターのほうにみんな仕事を流しているような気がします。若者で仕事を定職が会社の都合で首切りと言ったら言葉悪いですが、なつたと。そういう人たちを本当は使うと。小鹿野町なんかでは、学校なんか緊急雇用の人が来ています。1カ月間とか。今度はここの学校とかいうので、学校内の清掃であると、そんなふうなことで緊急雇用の若い人たちが来ています。だから、本来のそういうのが緊急雇用の目的ではないのかと思うのですが、ちょっとシルバー人材のほうにみんな丸投げしているのではないのかなということについてお伺いします。

あと、もう少し、大事なことなのですからけれども、よろしいでしょうか。これも地域整備観光課です。農林水産業費の29.5%は緑の村の管理費です。29.5%です。それから、宝登山古損木除去代ですか、というのが12.8%です、農林水産費の。一番大切なのですが、農業振興費が何%だか、これは8.9%です。地域整備観光課長、8.9%ですよ、農林振興費が。これおかしくないですか。農林振興費の8.9%ですよ。緑の村とか宝登山の枯れた枝をとかいうのがはるかに多いということ。なおかつ、七草寺めぐり等やっていますが、秩父鉄道のある所長が来て、バスを手配していると。お客さんを案内していると。大型バスに2人、3人しか乗らない日もあるのです。「所長、これで成り立つんですか」、「いや、会社からは怒られます。でも町のためもあるし、とにかくバスを出さなきゃ」、「マイクロ出せばいいじゃないですか」と言ったらマイクロがないというふうな話で、大型を出しているのだというふうな話だったのですけれども、七草寺めぐりと。七草寺の多くは、自分たちの檀家の人たちが刈り払いをしたりとか整備をしたりしています。そういうのについては、補助が出ていないわけですよ。出ていないかちょっとわからないのですけれども、この緑の村とかそういうのに比べると、恐らく出たとしても非常に少ないと思うのです。町でも七草寺めぐりというのをPRしていますよね。ちょっとこれは農林水産業費の使い道がまずいのではないかなと。農業経営者は多分そういう数値を聞いたら、何だということになると思うのです。そこのところをよろしく願います。

あともう一点、町民課にあるのですが、町民課の課長の説明の中で、首都圏自然歩道管理委託料、それから環境美化業務委託料というのがあるのですが、町民課でやるのかな、ちょっとわからないのですが、これもシルバーさんに落としているお金なのかなどうかなというのがちょっとわからないので、質問をさせていただきます。幾つもあったのですが、たまたましわからなかったらもう一度質問します。

以上、よろしく願います。

○議長（大澤タキ江君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町長が私のほうから入学祝金の関係について答えるようにということですので、私のほうから、本来でしたら教育委員会のほうなのでしょうけれども、私のほうからお答えをさせていただきます。

入学祝金そのものは、もともとが午前中次長もちょっとお話ししたかもしれませんが、学校の制服が高いというような話の中から、補助ができないかというような、もっと安く制服がつくれないかというような中から始まったことでありまして、そういうことで3月議会にあっての間に合わせるために4月の入学祝金という名前で補助を出すような形にしたわけなのですが、はしょった面もありまして、先ほど出ていました町外に入学する人に祝金が出なかったと、こういう事情がありまして、今年度からですか、支援学校については出せると。ただ、私立学校については、今年度も出せないというような中で、昼休みに教育長と町長と3人でちょっといろいろと相談させてもらったのですけれども、入学祝金ということで、長瀬中学、長瀬第一、第二小学校に入学する祝金という形をとっているものですから、そういう形になるという中で、今後例えば制服が高いから補助しようという話の中では、入学準備金だとか仕度金だとか、全児童生徒に出せるような形をまた要綱ですから、見直したほうがいいのではないかなというような話が出ましたので、ここで見直しをしますというお答えだけさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） それでは、村田議員さんのスポーツ少年団の補助金アップについてのご要望の

お話についてお答えいたします。

この話も何度かご要望としていただいているように思います。お立場と申しますのは、スポ少の本部長でありますお立場でアップを要望されるのは大変わかります。そんな中で、平成24年度に多少ではあるかもしれませんが、補助アップをしたところでございます。事務の担当とするとまだ上げたばかりというのでもございます。またしばらく様子を見させていただきたいというのがあります。特にスポ少についてというのは、本部長さんのお話以外では余り承ってはいないのは現状でございます。また、議員さんのお話の中に、体協の補助金を削ってもいいと思うというようなのは、担当を通じまして何か代表同士で交渉するというような話もちょっと耳に入ってきておりますので、結果はどうであったのか、おわかりになりましたから教えていただきたいような状況です。そういったことも含めて、今後の検討課題にはなろうかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

4点あったかと思うのですが、まず一番初めの観光トイレ清掃費234万円、これはなるべく受益者負担のほうがよいのではないかとございまして、今町で直接管理しているトイレは8カ所ございます。そのうち長瀬の駅前、新しい岩畳の観光トイレ等は、地元の駅前商店街の方が主に清掃をやっていただいております。これはボランティアでございます。宝登山のロータリーのところにあります宝登山の山道のトイレにつきましては宝登山神社、それから上にロープウエーの駐車場のところですが、これは宝登山興業が清掃をやっております。あと残りの野上駅前とか上長瀬の博物館脇とかというところが主に観光協会のほうで委託をしているところでございまして、全部含めて消耗品とかトイレトーパーとか清掃用具とか、そういうものも含めて観光協会に委託しております。ですから、全てのトイレが全て観光協会に委託しているものではなくて、その中の一部をやっていくということでございまして。

それと、2番目のPRキャンペーンですね、観光農産物のPRキャンペーンでございますが、期日はまだ決まっておられません。内容的には、村田議員ちょっとご存じかどうかかわからないのですが、何年前に「つばさ」キャンペーンということで知事が来ました。とことん訪問で長瀬駅前キャンペーンをやっておりますので、それをもとに、その中に今農産物の販路も余りないということですので、今回農産物のキャンペーンも一緒に含めてやっていこうということで、農産物が一番よい時期、出せるのが一番よい時期を考えて、これから計画してまいりたいと考えております。

3点目、緊急雇用でございますが、シルバー人材センターに流すのが多いということでございまして、緊急雇用の要綱の中には募集の中に個人、NPO、あと民間の業者、それとシルバー人材センターというのがございまして。シルバー人材センターの育成の必要もあると考え、シルバー人材センターが多いのだとは思いますが、中には個人に頼んでいるところ、また民間に頼むところと、いろいろ事業によってはございまして。ただ、今回はうちのほうの次の4番にかかわるのですが、緑の村と宝登山の周辺の緊急雇用ですが、これは特別に本来であればできない事業なのですが、24年度と25年度両方にまたがる事業であれば、今回特別に緊急雇用の対象にしますということで、ことしの議会で12月の議会で補正予算をとらせていただきまして、同じ事業が載っております。25年度もやるということでこの事業がついております。

また、宝登山古損木の除伐事業でございますが、これも平成24年と25年、2カ年で計画してございまして、これも特別な補助金でございますので、農林費からすると大きい金額で1,128万円あるのですが、これが

来年度26年度については、もうなくなりますので、その比率というのは、もっとかなり下がってくるのではないかと思います。農業のほうの推進につきましても、若干ではございますが、これを引きますといういろいろなことが上がっておりますので、だんだん農林のほうの一般の農業のほうにつきましても、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

まず最初に、首都圏自然歩道管理事業でございますが、埼玉県の方から委託を受けまして、井戸に通ずる面と宝登山神社のほうに上がっていく2つのハイキング道路ですか、を維持管理できれいにしたり、危ないところを直したりということで、埼玉県の方から委託を受けている事業でございます。それと、これはシルバー人材センターのほうに委託しております。

それとあと、もう一つの長瀬町環境ということなのですが、前岩畳等清掃委託工事ということで、清掃委託事業ということで業務委託をお願いしたのですが、仕事の内容的には散乱ごみの回収やごみゼロのときの春秋の収集したり、動物の死骸だとか、簡易焼却炉ということがあったので、岩畳等というのは、最初に補助金をもらう関係で観光部局のほうでやっていたので、ここの辺で名前等整理したほうがいいということで、名前のほうを監査委員さんのご指摘もあったので、町中のことを環境でやっているのだから、別に岩畳等という名前がそのまま当初の担当課で補助金をもらったときの名前だと思うのです。その関係でうちのほうに引き継がれているときにそのまま引き継がれていたのですが、でも実際は岩畳周辺を行いますけれども、中のごみまでの散乱ごみの収集とか不法投棄のパトロールとかをやっている事業でございます。これについてもシルバー人材センターさんのほうに委託しております。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 入学祝金については、入学準備金というふうな形で前向きに検討していただけるというふうなことで、ぜひ25年度の子供についても、該当できるよう配慮をお願いしたいと思います。

あと、地域整備のほうで、やはり観光トイレの清掃については納得がいきません。特に、トイレ8カ所あるのですが、野上駅に1つありますが、例えば桜新道というのですか、いわゆる。あの通りなんかにはトイレ1つもないのですよね。歩いてくる人がトイレを済ませたいといっても、以前はビューテラスがやっていたときはビューテラスに寄り、今度はあそこでトイレを足すと、旧青年の家ですか、あそこに寄ってトイレを借りるという人が結構多かったわけです。こちら側にはないということなのですが、これを立てて、本当は簡易なものでもあればいいなと思っているのですが、8カ所あるうちに何カ所、多分4カ所か5カ所はシルバーのほうにおろしてやっていると思うのです。はっきり言って、例えばシルバーの人が雪かきをやっていたと。女の方で非常に大変だったのですよ。ちょっと手伝って、雪かきなんかやったことあるのですよ。その人がよく来て清掃しているので、清掃までは手伝わなくてもという気持ちでいるのですが、やはり上長瀬の近くにもお店があるわけですよね。観光客の人がそばを食べたりということで来てくれるということであれば清掃ですか、あの博物館の近くのところの清掃もやっぱり受益者負担でできるのではないかなと。旧大正館ですか、今やっていませんけれども、あそこにもトイレ、余り利用されていないのですが、あそこなんか、手前みそですけども、あそこ草が余りひどいので、どうかしたほうがいいと言われて、ちょっと近くの草刈ったりしたこともあるのです。ああいうのをやってくれている

人がいるのだから、そんな手を出してもしょうがないのだと思っているのですが、あそこの清掃等も、やはりあの南桜通りですか、観光で来た人たちが利用すると。やはりそうすると商店街もあれだけあるのだから、観光協会のほうに、ぜひ観光協会主体で投げないで、自分たちでやっていこうと。それが協働のまちづくりの本質ではないかなと思うのです。先ほどの回答では、いや全部がそうではないのだよ、神社がやっているよということがありましたけれども、やはりそれはそういう形にしていくと。そうでないと長瀬町民は、町民税を見てもわかりますよね。わからないけれども、観光のほうとか、そういう形ではなくて、やっぱり勤め人の税金というのが多いような気がするのです。そうした場合に、長瀬にトイレをつくと。高砂橋のほうへないではないかと。清掃はシルバーの人がやっている。それでいいのかと。我々の税金を使ってそういう形でやっている。観光で生活している人たちは受益者でやると。やはり長瀬は町全体として観光でやっていかなければいけないのだというふうな形になると思います。大阪府では観光協会を全てボランティアでやっているというところもあります。私もそこは行っていませんが、インターネットで調べてもらえばわかります。全部無償です。そういうところもあるわけです。そういう点からいくと恵まれていると思いますので、余りしつこくなくてもしょうがないのですが、地域整備観光課長、そこのところもう少しそういう方向に進めていけないのかどうか、よろしくお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問に対してお答えいたします。

確かに今まで清掃について特に深く考えたということは余りありませんので、これから村田議員のお話を聞きながら、観光協会とよく協議して、できることにつきましては、なるべく観光協会を通してやるような形をとりたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 済みません、5点ばかりちょっとお聞きします。

ビューテラスの脇にあるトレーラーハウスの固定資産税の徴収についてお伺いしたいと思います。国交省の方針に厳密に従うのは、トレーラーハウスだろうがコンテナハウスだろうが、基礎工事を行って地面に定着させなければなりません。屋内適用と、要するに人が出入りするのであれば、1年以上継続的で使用するのであれば、建築物として適合できるようにしなさいというのが国交省の見解でございます。この方針でいけば、あそこのトレーラーハウスも一応税収の対象になると思いますので、一度どこか問い合わせしてみてもらえればありがたいと思います。

2点目、これは副町長にお願いしたいのですけれども、庁舎内の光熱費が約3,460万円、これあります。これは、一応流動費として考えております。節電、節水に努めてこれらをできるだけなくするように努力していただきたいと思います。

3点目、旧新井家住宅についてお伺いします。当初予算の概要では390万2,000円が事業費とのっかっております。予算書では293万1,000円なのですけれども、100万円近い差額はどういう感じなのか教えていただきたい。また、歳出と歳入の差が100万円近くあります。この辺あたりを鑑みると、あそこの施設をまだ有効利用できて、要するに収入がもうちょっと上がるのではないかなと。もう少し有効利用を考えていただきたいなと思います。

4番目、AEDリースの単価の違いなのですけれども、6万2,000円、6万7,000円、それと教育関係で

は4台で6万7,500円掛ける4台、その辺あたりの単価の統一はなされないのでしょうか。

それと、備蓄品について伺います。まず、どんなことでも3日あれば救助に入ってくるそうです。そういうことを考えれば、3日分の備蓄品があれば十分だと思います。長瀨町での災害の発生はどういうものかをよく検討して、分散備蓄を考慮されたほうがよりいいと思います。できれば区長会を交えての協議を提案したいと思います。

以上です。

○議長（大澤タキ江君） 税務課長。

○税務課長（大澤彰一君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

トレーラーハウスの課税ということでございますが、その国交省の通知、申しわけないのですが、私もまだ見ていないので、その辺を見させていただきながら検討したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 板谷議員のご質問に総務課関係3点ほどあったかと思えます。まず1点目、庁舎関係の光熱水費、ちょっと私3,460万円というのが確認できていないのですが、財産管理費の655万5,000円のところでよろしいでしょうか。

〔「全部で」と言う人あり〕

○総務課長（福島 勉君） 全部ですか。

〔「教育関係と……」と言う人あり〕

○総務課長（福島 勉君） 申しわけございません。

では、庁舎関連でいきますと、昨年度全ての場所ではないのですが、事務室関係、一昨年と昨年LED化いたしました。しかしながら、昨年9月からですか、東電の電気料が10%以上上がりまして、またこの冬は非常に寒かったということもありまして、昼休みの消灯ですとか、必要以外のところは電気使わないように日々注意したり、職員等にも話はしているところです。しかしながら、執務に影響があるということは、また困ってしまいますので、今後また小規模事業者、PPSとかでしょうか、そういうところも検討はしてまいりたいと思っております。

あと、ほかの部署にも関連のあるAEDリースの機械の借り上げ、庁舎関係6万2,000円、あと保健センターのほうで6万2,000円、学校関係が多いと思えますが、これは保健センターと役場につきましては1台かと記憶してございます。教育関係は、学校とかほかの施設等もあろうかと思えますので、台数の違い等で主にこの予算額が違っているものと思えます。

備蓄品につきましては、ご提案いただきましたので、また今後区長会等にもお話しさせていただき、貴重な税金でございますので、有効な形で備蓄のほうも分散等も含めた形をお願いしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 教育次長。

○教育次長（大澤珠子君） 板谷議員の旧新井家住宅の入館者増を図るための施策はというようなお話かと思えます。入館者増を図るための施策として、教育委員会では民間活力導入をしてございます。単に公開事業のみならず、いわゆる人寄せパンダ的な企画物を実施して入館者の増を図っております。1年を通じで定着した事業をご紹介させていただきますと、春の野点、やはり春から5月末からなのですが、郷土美

術科展、そして秋の観月会と、これらの事業の際には大勢の人に入場していただいております。また、郷土資料館と新井家の間に旧観光案内所の施設を移築しました。そこでのミニ展示もしておりますので、そういった展示物をする文化団体の活用にも寄与して広く利用者をふやす策をしております。

それと、AEDの関係なのですが、教育委員会は3校と公民館の4台でございます。毎月5,350円掛ける4台の12カ月分という予算でございます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） AEDの件に関しては、かかる金額云々ではなくて、その統一性ができないのかという質問をしたのであって、その辺あたりは総務課長のほうからお答えがあったので、その辺あたり誤解のないようにしてください。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 3点ほど質問させていただきます。

広報紙の発行が予算書でいいますと39ページになるのですが、約50万円上がっていますけれども、内容的にどんな充実度が図られたのか、そのことについて総務課長なのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

それから、自動車購入費が500万円あるのですが、古い車3台の更新を行うということではありますが、どのような入札方法でやっていく予定でしょうか。一般競争入札にするとしても、結局その指名を受けるための業者登録というものが町内業者であるのか、その辺のことも含めて質問いたします。

それから、もう一つ、これは次の質問に発展していくことなのですが、職員の給与計算をしていく中で、当然控除等もされているかと思うのですが、その中に生命保険料控除というふうな項目があったりしますか、それともその項目はないですか。その事務のことについてお聞きいたします。

というのは、生命保険料控除をしたことによって、いわゆる保険会社からその手数料というものが入っている団体もあるのです。ですから、そういうふうなものについて、私が見る限り雑入の中にはないものですから、その辺どこか別のところに入っているのか、それとも別な入っていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

ちょっと整理がつかなくてお答えが全てできるかわからないのですが、まず1点目の広報発行の手数料、昨年度に比べ増になっているということでございますが、現在「広報ながとろ」長期契約を結んでおりまして、今年度で切れるところでございます。25年度から新たに業者を決定するに当たりまして、指名競争入札等を予定しております。現在の契約額で行いますとどんどん下がっていくということで、適正な資料等に基づいた形で予算を計上させていただきました。また、契約額等は、この額にならないことを期待しているところでございます。

続いて、車の関係でございますが、現在車3台を予定しておりますが、1台が黒い車のトヨタのクラウン、もう既に20年近く乗っているものかと思っております。そのほか軽トラで十数万キロ、もう15年以上も経過している車がございまして。あと軽乗用も同様に十数年経過している車を現在のところ考えておるところで

ございます。契約、入札等のことでございますが、現在議員おっしゃられたとおり、町内業者の登録業者というのは、非常に少ないと記憶してございます。したがって、条件付きの一般競争入札、町内限定とか随意契約等、業者さんは町内にある程度承知しておりますので、そちらの方に見積もり徴収をして決定する方法等、現在新年度におきまして検討しているところでございます。

職員給与からの生命保険等の控除、ちょっと私も記憶が定かでないのですが、県の町村会等を通した生命保険等を加入しておりますが、そちらのほうの団体生命のほうで、そこなのですが、ちょっと今調べて確認をさせていただければありがたいと思います。控除をしているのは制度上認められて、法令のほうにも定めてございますので、してあるところでございます。控除をしております。その手数料については、ちょっとまた後ほど答えさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 入札に関して、町内業者を通し条件付き一般競争入札を予定しているということですが、前に町内業者を振興する上からも、ぜひ町内業者からというふうなことでありました。ぜひ参考価格というのは、よそからもとれるわけでありませうけれども、契約に当たっては、その辺のところも交渉を十分いたしまして、それなりのしっかりとした見きわめでやっていただきたいと。

あと小口入札、小口とか零細契約というのがありますよね。あれも登録している業者も少ないということなのでありますが、そのメリットというのも余りないような話も聞くのですが、そういうのは優先して使っていたりするのでしょうか。それともみんな業者さんを横に並べて、この車はどどこ車検、この車はどどこ車検という形で、そのたびごとに違うところへ預けているのでしょうか。それともその車は、もう専門的に例えば継続して同じ業者に頼んでいくことによって、いろんな状態がわかるというふうなもので、同じ経費がかかるものであれば、そんなに差はないと思うので、安く上げるためには、必要なところを最小限しか見ない、直さないというものも出てくると思うのです。次のときに行ったらあそこは高かった。でもそれはもうよく前のところが見てくれていなかったからというふうなこともあるかと思うので、ぜひその辺のところは、車を継続した状態で、これはおたくさんでしっかりと管理してもらいたいというふうなことも1つの目安になるのではないかと。そんなに多くの業者があるわけではありませぬので、その辺のことも含めて零細小口等の町内業者を育てていくということも大事なのかと思います。

それから、生命保険料のことにつきましては、他の団体の予算書で見させてもらったときに、自分も驚いたのですけれども、職員生命保険料控除手数料という形で雑入に入っています。当然町の機械を使って計算もするし、控除もするし、それから納入もしたりしているのかと思うのですけれども、そういうふうなことであれば、当然そこにこの町に入ってきてもいい雑入等になるのかなというふうなことに気づきましたので、質問をさせてもらったところなのです。今すぐにわからなかったら、また後ほどでもいいし、次回のときには次年度等にはそういうふうなものをしっかりと入れていただきたいと、そんなふうなことを思い、質問と提案をさせていただいているところです。

○議長（大澤タキ江君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

1点目の自動車関連の小規模業者登録もどうなのか含めてそちらでできるのかどうかと、点検等の町内業者の固定継続した形ということにつきまして、小規模登録者業者さんも少ない状況です。ただ、町内でたしか6社、その修理とか扱っている業者さんがあると記憶しております。そういう業者数でございますので、条件つきにやるか普通の随意契約でやるかというのは、資料のつくり方等によると思いますが、今

後勉強させていただきたいと思います。

また、継続的な形ということで、現在はそのような状況で、例えば消防車なんかですと地元の近くの業者さんをお願いするとか、非常時も比較的出やすい環境も必要ということをやっていたり、町の役場といえますか、こちらで持っている公用車につきましても、1つの業者さんに多くということではなく、できるだけ均等に振り分けてお願いしているところです。でも、定期的に変えるというのもメリット、デメリットとしてあるかと思いますが、現在のところはそういう状況で扱わせていただいております。

また、団体生命保険料、これらの場合は、団体扱いになった場合、過去において入っていたようなケースもありますし、また職員のほうの互助会のほうでその辺を扱っている場合もありますので、ちょっと町のほうでは歳入では計上、団体扱いで手数料が入ってはおりません。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 平成25年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第2、議案第18号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第18号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9億2,536万4,000円となり、前年度予算と比較し2,156万1,000円、2.3%の減額となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第18号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についま

してご説明申し上げます。

まず、被保険者の状況ですが、平成25年2月末現在被保険者数は2,449人、1,347世帯の方が加入しております。

それでは、予算書の129ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,536万4,000円とするものでございます。平成24年度と比較して2,156万1,000円の減額、2.3%の減でございます。

次に、予算説明書により説明させていただきます。134、135ページをごらんください。最初に、歳入予算の主なものについてご説明させていただきます。第1款国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億5,017万5,000円で積算させていただきました。

第1節医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金につきましても介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出したものでございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、1,527万8,000円で積算させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分も一般被保険者と同様に積算してございます。

次に、136、137ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費負担分、介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合分として1億902万4,000円を積算してございます。

次に、第2目高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額を交付されるもので、584万5,000円を積算してございます。

次に、第3目特定健康診査等負担金でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査保健指導費用の国の負担分99万円を積算してございます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金5,417万7,000円でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、第6款第1項第1目の療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、2,982万2,000円を積算してございます。

次に、138、139ページをごらんください。第7款第1項第1目の前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3億4,050万6,000円を積算してございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、国庫負担金と同様に県からも負担金として交付されるもので、584万5,000円を積算してございます。

第2目特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様、特定健康診査費用等に充てるため99万円交付されるものでございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金2,794万5,000円でございますが、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金として療養給付費負担金の一定割合が、また特別調整交付金が人間ドック等健康診査に要する経費等に対して交付されるものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金の1,300万円でございますが、国、県と同じく国保連合会から交付されるものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業交付金の6,700万円でございますが、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、県内市町村の拠出金を財源として費用負担の調整を図るため国保連合会から交付されるものでございます。対象医療費、レセプト1件当たり10万円を超えるものが対象となります。

次に、第11款繰入金の第1項第1目一般会計繰入金7,941万8,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、次のページの140、141ページの第3節事務費繰入金につきましては、国保担当職員3名分の給与費を含めます事務費として繰り入れられるものでございます。

また、第4節出産育児一時金繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分を繰り入れるものでございます。

なお、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることにより繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、144、145ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費の2,799万4,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりましての職員の人件費、国保連合会に対します共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等でございます。

第2項徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、146、147ページをごらんください。第2款保険給付費は5億9,664万8,000円で、予算全体の64%を占めております。第1項の療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

1枚めくっていただき、148、149ページの第3項の葬祭諸費は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に5万円を支給するものでございますが、30人分計上してございます。

次に、第5項出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に1人当たり出産育児一時金として42万円を支給するものでございますが、8人分計上してございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等の1億2,228万円でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬基金に拠出するものでございます。

次に、150、151ページをごらんください。次に、第6款介護納付金の5,201万9,000円でございますが、介護保険第2号被保険者、40歳から64歳の方から納入いただいた介護保険料について、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金1億977万9,000円でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため、国保連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるため拠出するものでございます。

第8款保健事業費の978万2,000円でございますが、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等の費用や人間ドック費用の一部助成経費等でございます。

す。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第18号 平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第3、議案第19号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第19号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ6億6,445万円となり、前年度予算と比較し4,667万6,000円、7.6%の増額となっております。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第19号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明をいたします。

初めに、被保険者等の状況でございますが、平成25年1月末現在の第1号被保険者の総数は2,377人で、要介護認定者の方が430人、このうち要介護者が287人、要支援者が143人という状況になっております。当初予算書をごらんいただきたいと思っております。予算書の163ページをお開きください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,445万円とするものです。平成24年度当初予算との比較をいたしますと4,667万6,000円の増額、伸び率は107.5%となっております。

次に、予算書の168、169ページをごらんください。主なものについてご説明をさせていただきます。初

めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収合わせて1億2,496万8,000円を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金1億4,931万9,000円でございますが、これは保険給付、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の費用として、それぞれの法定割合分に応じて交付されるものでございます。

次に、第4款支払基金交付金1億8,409万2,000円でございますが、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されるものでございます。

次に、第5款県支出金9,636万9,000円でございますが、保険給付費や介護予防、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付されるものでございます。

次に、170、171ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金9,496万円でございますが、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施のための財源として町の法定割合分を一般会計から繰り入れるものでございます。

第2項基金繰入金1,320万8,000円でございますが、介護保険事業に要する費用の不足を介護保険給付費支払基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、174、175ページをごらんください。第1款総務費の1,326万2,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険事業に係る被保険者証の発行や介護保険システムの保守点検委託料などの一般業務に係る諸費用、第2項徴収費は保険料賦課徴収のための諸費用、第3項介護認定審査会費は介護保険サービスを受けるための認定調査費用や認定審査会の経費に充てるための費用等でございます。

176、177ページをごらんください。第2款保険給付費6億2,849万2,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る介護給付費で、第1目は訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護などの居宅介護サービス、第3目は、特別養護老人ホームや老人保健施設への入所した場合の施設介護サービス、第4目、第5目は、福祉用具の購入や住宅の改修した費用の一部を支給する費用となっております。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合に係る介護給付費で、第1目、第2目は、通所介護や認知症対応型の共同生活介護を利用した場合の費用、第3目、第4目は、福祉用具の購入などの一部を支給する費用となっております。

178、179ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費については、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスの自己負担額が一定の上限を超えた場合に法令に倣い、その額と基準額との差額について支給するものでございます。

次に、180、181ページをごらんください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費657万7,000円でございますが、65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センターでの通所や訪問により運動、栄養の改善、口腔などの指導を実施する2次予防事業や、65歳以上の高齢者を対象に健康維持のため認知症等の講演会や元気もりもり教室、運動、口腔、栄養の各教室、お茶会、お日待ちなどを行う1次予防を実施する事業となっております。

第2項包括的支援事業・任意事業費1,289万9,000円でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心し

て生活していただくことができるよう、要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用、次のページをごらんいただきたいと思います。182、183ページになります。紙おむつ支給、配食サービス事業を実施するとともに、平成25年度から高齢者の社会参加を支援するため送迎業務を実施してまいりたいと思います。その費用を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 介護予防のいろいろ運動がありますけれども、軽い介護状態になって、いわゆる要支援とか要介護の1、2当たりの人がさらに進むのを少しでもおくらせるための2次的ないわゆるその予防というのは、どんな事業があるのかなのか、その辺お話しいただきたいのですが。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

要支援状態になりまして、要支援状態ですから、要支援1、または2になった状態で町の事業がどういふものが受けられるかというようなご質問になるかと思えます。要支援、ただいま説明、予算書でも説明しましたとおり、1次予防事業につきましては、65歳以上の高齢者の方全員が対象となっておりますので、やはり予算の中でも説明させていただいたとおり口腔の事業ですとか運動の事業ですとか、地元で出向いて行っております元気もりもり教室とか、そういう事業には参加できるというふうにご考えております。

以上でございます。

〔「次の段階。1回かかわった人、その次の段階に……さらに進むのをおくらせるために予防的な運動は……」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 要支援の1、2に認定される方は、今お話ししたように1次予防事業に参加できるということでございます。もう少し進んだ場合には介護給付、介護予防給付のサービスが受けられますから、例えばデイサービスもありますし、通所サービス等を利用して機能回復を図っていただくというふうな予定になるかと思えます。

〔「地元ではないということ。通所しないと、私はそこを聞きたいわけ」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 要支援1、2の方は、先ほどもお話ししたとおり、65歳以上の方が誰でも受けられる1次予防は受けられますので、地元でやるような場合には、その1次予防を参加していただきたいというふうにご考えております。それよりも進むような場合には介護予防給付のサービスが受けられますから、ケアマネジャーさんとか相談して、デイサービスなりそういう制度上のサービスを受けていただくということになるかと思えます。

○議長（大澤タキ江君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ですから、結局要介護の1程度であったりする人が結局その通所を認められるから通所に行けというのではなくて、地元でやるもりもり体操みたいなものに、確かに1回利用してしまっているから対象にならないのかもしれないけれども、そういう人たちも地元でそういうふうな運動等に筋力アップであったりとかいうものもできるようなシステムがあるかということで聞いているわけです。

○議長（大澤タキ江君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

要支援の状態になっても、地元でやっている元気もりもり教室ですか、そういうものについては参加できるということです。それにそのほかにも町内にありますボランティア活動ですとか、公民館でやっておりますそういう講座等にも出られますから、出られるところに出ていただいて、予防事業を個人的に進めていただければよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 平成25年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（大澤タキ江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第4、議案第20号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第20号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものであります。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8,564万5,000円となり、前年度予算と比較し139万9,000円、1.7%の増額となっております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第20号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっておりまして、町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成25年1月末現在の被保険者数は1,217人となっております。

初めに、予算書の192ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,564万5,000円とするものでございます。平成24年度と比較して139万9,000円の増額、1.7%の増加となっております。

次に、予算説明書により主なものについて説明させていただきます。初めに、歳入でございますが、197、198ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございますが、6,419万7,000円で積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者均等割額の合算額でございます。年金からの特別徴収保険料は4,935万6,000円、普通徴収保険料は1,459万1,000円で積算してございます。

なお、保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるよう保険料率の設定をいたしますが、24年度が改定の年でございましたので、前年と同様な保険料となります。埼玉県の後期高齢者医療費は、急速な高齢化の進展により医療給付費は年々増加しており、ある程度保険料の上昇はやむを得ないという状況の中で、保険料の余剰金を活用するなどして保険料の上昇を一定程度抑えられるように設定してございます。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補てん財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,043万7,000円を積算してございます。

次に、第4款繰越金でございますが、平成24年度からの繰越金として100万円を計上してございます。

続きまして、歳出でございますが、201、202ページをごらんください。第1款総務費の133万4,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなど事務費用に要する費用を充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の8,271万円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた過年度分の保険料の還付に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第5、議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたとおり、平成25年3月31日付で埼玉県市町村総合事務組合から久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合を脱退させることについて協議する必要が生じました。よって、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数

の減少についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第6、議案第22号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第22号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

平成25年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させること並びに埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第22号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてご説明申し上げます。

町長の提案理由でも申し上げましたとおり、平成25年4月1日から埼玉縣市町村総合事務組合に埼玉西部消防組合及び埼玉東部消防組合を加入させ、あわせて同組合規約を変更する必要性が生じたので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

それでは、規約の変更内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。別表第1は、組合を組織する地方公共団体を掲げており、また別表第2は、組合の共同処理する事務で、そのうち第4条第1号常勤の職員に対する退職手当の事務で、それぞれ表中脱退する3つの組合を削り、新たに加入する「埼玉西部消防組合」と「埼玉東部消防組合」を加えるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、この規約の施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第7、議案第23号 長瀨町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第23号 長瀨町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

長瀨町大字風布地内の路線を認定したいため、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。

地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第23号 長瀨町道路線の認定につきましてご説明申し上げます。

平成10年度より事業が開始されました風布2、3号線の改良工事が平成24年度に完了したことによりまして、路線の認定をさせていただくものでございます。整理番号7029、路線名風布29号線、起点長瀨町大字風布字植平山1606番2地先から、終点長瀨町大字風布字植平700番1地先まででございます。

次のページの案内図をごらんいただきたいと思います。図面の下側が起点となり、右の上の部分が終点となります。延長1,251メートル、幅員最少5.2メートル、最大8.6メートルとなっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略しこれより議案第23号 長瀨町道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤タキ江君） 日程第8、議案第24号 長瀨町道路線の変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤芳夫君） 議案第24号 長瀨町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。
長瀨町大字風布地内の路線を変更したいため、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

- 議長（大澤タキ江君） 議案の内容等について地域整備観光課長の説明を求めます。
地域整備観光課長。

- 地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、議案第24号 長瀨町道路線の変更についてご説明申し上げます。

新設道路風布29号線の工事が完了したことに伴いまして、その新設路線に接続している町道路線の変更をするものでございます。変更する路線につきましては3路線でございます。

まず、次の参考資料をごらんいただきたいと思います。左側が変更前のもので、右側が変更後のものでございます。縦にしてごらんいただきたいと思います。まず、風布5号線ですが、黄色いに塗ってある路線でございます。上の旧路線では右側から中央にある路線でございます。下の図の変更でございますが、新設道路に寸断されたため、新設道路に接する場所までとし、起点は変わらず、終点のみの変更となります。

次に、オレンジ色の風布6号線でございますが、旧路線では中央から左下にありますが、新設路線に寸断されたことにより、下の変更後のように風布29号線の内側のみとし、起点、終点、両方の変更となります。

最後に、緑色の風布8号線でございますが、上の旧路線では中央付近にありますが、ほとんどが新設道路の中に入ってしまうため、下の図のように風布5号線の寸断された残りの部分を風布8号線として起点、終点の変更を行うものでございます。路線番号に欠番をさせないためにするため風布8号線とさせていただきます。

前のページの議案をごらんください。先ほどご説明しましたとおり変更により起点、終点の所在が表のように変更になります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略しこれより議案第24号 長瀨町道路線の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第9、発議案第1号 長瀨町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

発議案の趣旨説明を野原武夫君に求めます。

○8番（野原武夫君） それでは、発議案第1号 長瀨町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明を行います。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、長瀨町議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものであります。

今回の改正は、これまで委員会に対して地方自治法に常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていましたが、改正法の1つにより1つの条文に統合され、委員の選任などに関する事項は、条例に委任されたことに伴い必要な条例改正を行うものです。

別紙をごらんください。条例の改正は、第5条の委員の選任に関する規定のうち、第1項から第4項まで3項ずつ繰り下げ、第1項に所属義務の規定、第2項に選任時期、第3項に特別委員の在任規定を追加するものであります。

期間ですが、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

なお、条文などは、参考資料の新旧対照表のとおり改正になりましたので、ご了承ください。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第1号 長瀨町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤タキ江君） 日程第10、発議案第2号 長瀨町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

発議案の趣旨説明を野原武夫君に求めます。

○8番（野原武夫君） それでは、発議案第2号 長瀨町議会会議規則の一部を改正する規則の趣旨説明を行います。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、長瀨町議会会議規則の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出するのものです。

今回の改正は、この地方自治法の改正により本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、必要な規則の改正を行うものです。

別紙をごらんください。規則の改正は、まず目次の中に第14章公聴会と第15章参考人を追加するための改正と適用する条のずれによる改正を行い、既存の第14章会議録から第17章補則までを2章ずつ繰り下げ、新たに第14章として公聴会に関する規定と、第15章として参考人に関する規定を追加するための改正を行ったものです。第14章の公聴会は、第116条の公聴会開催の手続から、第121条代理人又は文書による意見の陳述までの6条の規定を追加し、第15章の参考人は、第122条の参考人に関する規定の1条を追加したものです。

期間ですが、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

なお、条例などは、参考資料の新旧対照表のとおり改正になっておりますので、ご了承ください。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（大澤タキ江君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第2号 長瀨町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（大澤タキ江君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（大澤タキ江君） お諮りいたします。

今期定例会に付議された議事はすべて終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤タキ江君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成25年第1回定例会を閉会とすることにいたします。



◎町長挨拶

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など24件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決、ご同意を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと考えます。

町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではございますが、新年度につきましては、当面する事業、課題等に対し、町民の皆様が安心して暮らせるための施策を進めてまいり所存でございます。議員の皆様には引き続き町政の円滑な運営のためご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございます

ございました。お世話になりました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤タキ江君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成25年度当初予算を初め条例の改正等、町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議されたすべての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦勞に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成25年第1回長瀨町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 6月 7日

議 長 大 澤 夕 幸 江

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 野 原 武 夫

署 名 議 員 新 井 利 朗